
大洲市こども計画

(令和 7 年度～令和 11 年度)

令和 7 年 3 月

愛媛県大洲市

はじめに



本市では、「大洲市総合計画」において掲げる将来像「きらめくおおず～みんな輝く肱川流域のまち～」の実現を目指し、令和2年度から5年間を計画期間とする「第2期大洲市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全てのこどもとその家族が、安心して子育てすることができる環境をつくるため、様々な子育て支援事業を展開してまいりました。

この間、全国的にこどもを取り巻く状況は急激に変化しており、重大ないじめや引きこもり、児童虐待や子どもの貧困が増加傾向にある一方、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響もあり、出生数は年々減少しています。

このように複雑・多様化する社会的課題を解決するため、国では、令和5年、「こども基本法」を施行し、これに基づき、全てのこどもが権利を保障されながら幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、「こども大綱」が策定されました。

こうした国の動きに合わせて、本年度、「結婚や子育ての希望が叶い、すべてのこども・若者が夢を持ち、健やかで幸せに成長できる『こどもまんなかえひめ』づくり」を目指す愛媛県こども計画が策定されました。本市におきましても、全てのこどもの人権が尊重され、自分自身に誇りを持ち、将来にわたって明るい展望を持ちながら幸福に成長できる環境を整備するため、令和7年度からの5年間を計画期間とする大洲市こども計画を策定しました。

本計画は、本市におけるこどもの育成支援、貧困対策、少子化対策に加え、第3期大洲市子ども・子育て支援事業計画を包含する形で一体的にまとめ、市民のライフステージに応じて切れ目なく支援していくため、関係する部署が横断的に取り組んでまいります。

今後とも、国、愛媛県との役割分担のもと、関係機関と連携を図りながら、「すべてのこどもが尊重され きらめく人生を歩むまち 大洲」の実現に向けて、こどもに関する施策を着実に推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました大洲市子ども・子育て会議委員の皆様、そして数多くの貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

大洲市長 二宮 隆久

目 次

第 1 章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定	3
第 2 章 大洲市のごと子育て家庭の現状と課題	4
1 人口や就業状況、教育・保育機関の状況	4
2 アンケート調査から見た子育ての状況	13
3 市の現状から見た課題やニーズについて	35
第 3 章 計画の基本的な考え方	38
1 計画の基本理念	38
2 ごとの人口の見通し	39
3 教育・保育提供区域の設定	39
4 計画の基本目標	40
5 施策の体系	41
第 4 章 分野別施策の展開（基本施策と取組事項）	46
1 ライフステージを通した視点	46
2 ごとの誕生前から幼児期における視点	65
3 学童期・思春期における視点	73
4 青年期における視点	84
5 子育て当事者への視点	87

第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量	94
1 需要量の算出方法	94
2 施設型給付・地域型保育給付の量の見込み	96
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	97
4 学童期における子どもの放課後の居場所づくり	104
5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携	105
第6章 計画の推進.....	107
1 計画の推進にあたっての役割分担と連携.....	107
2 計画の進行管理	107
参考資料	108
1 大洲市子ども・子育て会議条例	108
2 大洲市子ども・子育て会議委員名簿.....	110
3 計画策定の経過	111
4 用語解説	112

※大洲市こども計画における表記について

- ①こども…法令、施策など、既に名称として存在するものの他は「こども」と表記します。
- ②障がい…法令、施策など、既に名称として存在するものの他は「障がい」と表記します。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の出生率の低下や急速な少子化の進行を受けて、こどもを産み育てやすい環境づくりに社会全体で取り組むために、国では子ども・子育て支援の取組が進められてきました。このような取組にも関わらず、令和5年には全国の合計特殊出生率が1.20と統計上過去最低となり、出生数も727,277人と過去最少となりました。

また核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもへの貧困の連鎖など、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国では、このようなこどもと子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

本市では、平成27年3月に大洲市次世代育成支援行動計画を引き継ぎ、「地域で支え愛 きらめきキッズ 大洲」を基本理念に「第1期大洲市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度から5年間）を策定しました。令和2年3月には、幼児教育・保育の無償化などの施策と共に、「ともに支え愛 きらめきキッズ 大洲」を基本理念に「第2期大洲市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度から5年間）を策定しました。この計画が令和6年度

末をもって終了することから、子ども・子育て環境の変化や大洲市の現状を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向け、「こども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」及び「第3期大洲市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「大洲市こども計画」を策定するものです。



(c)ASUKOE Partners, Inc.

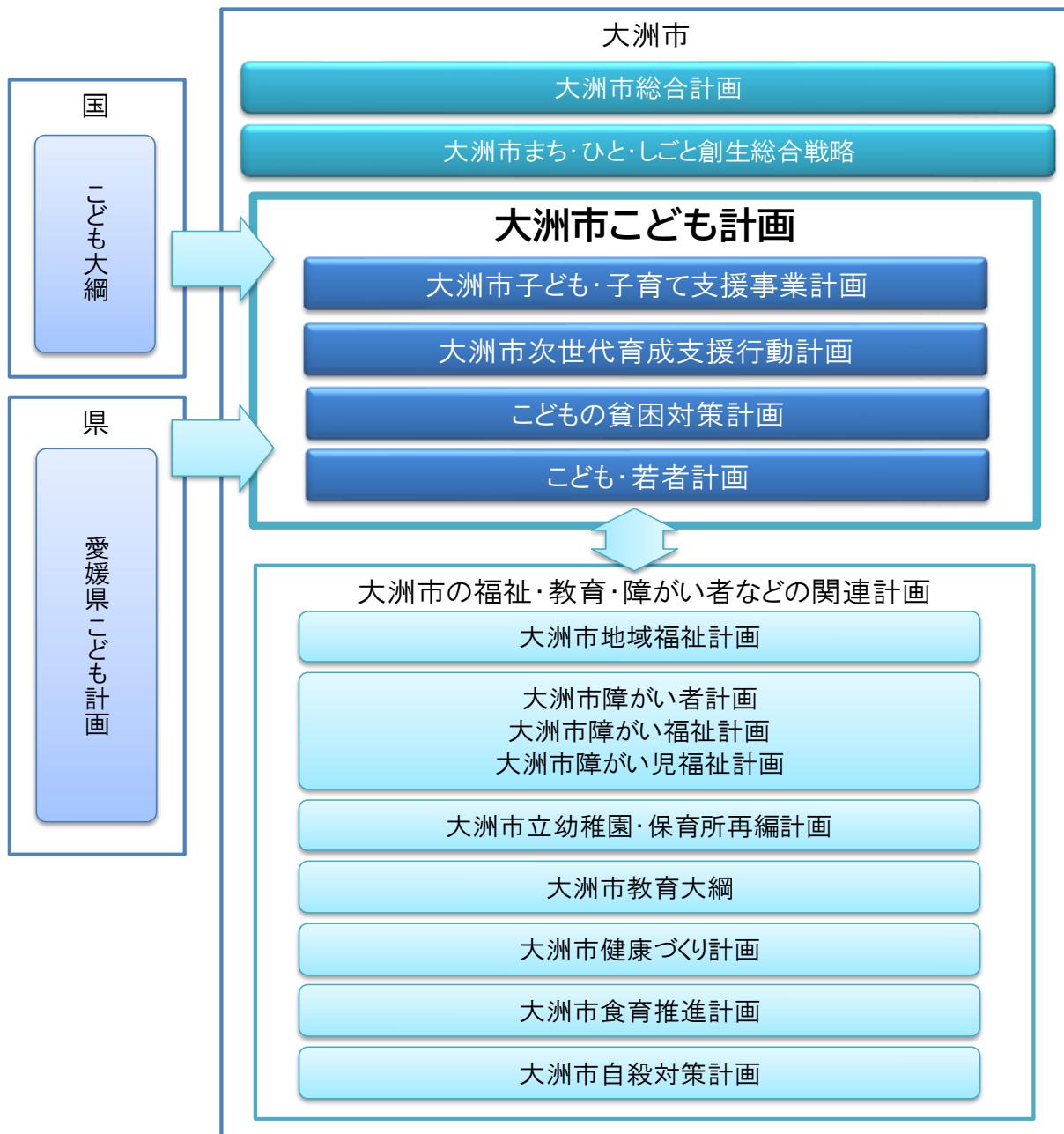
2 計画の位置づけ

本計画は、子ども基本法第10条の規定に基づき、子ども大綱及び愛媛県こども計画を勘案し、計画を定めるよう努めるものとされています。また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めています。

さらに、「大洲市総合計画」、「大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ関連する保健福祉、教育などの計画と連携・整合を図りながら策定していきます。

また、障がい児に関わる事項については、「大洲市障がい児福祉計画」との調和を図りながら計画を策定していきます。

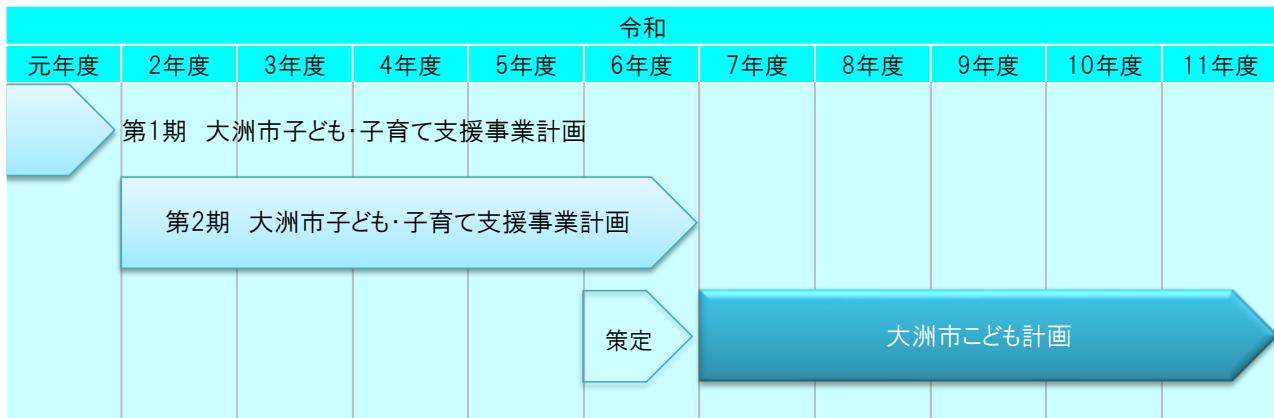
【計画の位置づけ】



3 計画の期間

この計画は、令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度までの 5 か年を計画の期間とし、今後の制度改正といった国の動向などにより、計画期間内においても必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】



4 計画の策定

本計画は、第 2 期大洲市子ども・子育て支援事業計画に基づく取組内容を検証し、国・県の動向を踏まえて、大洲市の現状に即した実効性のある施策の展開を図るものとします。計画に定める事項については、「こども基本法第 10 条（都道府県こども計画等）に定める事項」、「子ども・子育て支援法第 61 条（市町村子ども・子育て支援事業計画）に定める事項」、「次世代育成支援対策推進法第 8 条（市町村行動計画）に定める事項」、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 9 条（都道府県計画等）に定める事項」、「子ども・若者育成支援推進法第 9 条（都道府県こども・若者計画等）に定める事項」を基本に策定します。

施策の総合的な展開を示す部分については、令和 6 年 5 月に実施した「大洲市こども計画策定に係るアンケート調査」の結果を踏まえ、保護者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者や学識経験者で構成する「大洲市子ども・子育て会議」での意見の聴取、パブリックコメントを通して、広く市民の方の意見をお聞きして策定するものです。

また、法定の子ども・子育て支援事業計画部分については、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について需給計画として、国の示す手引きに基づいています。

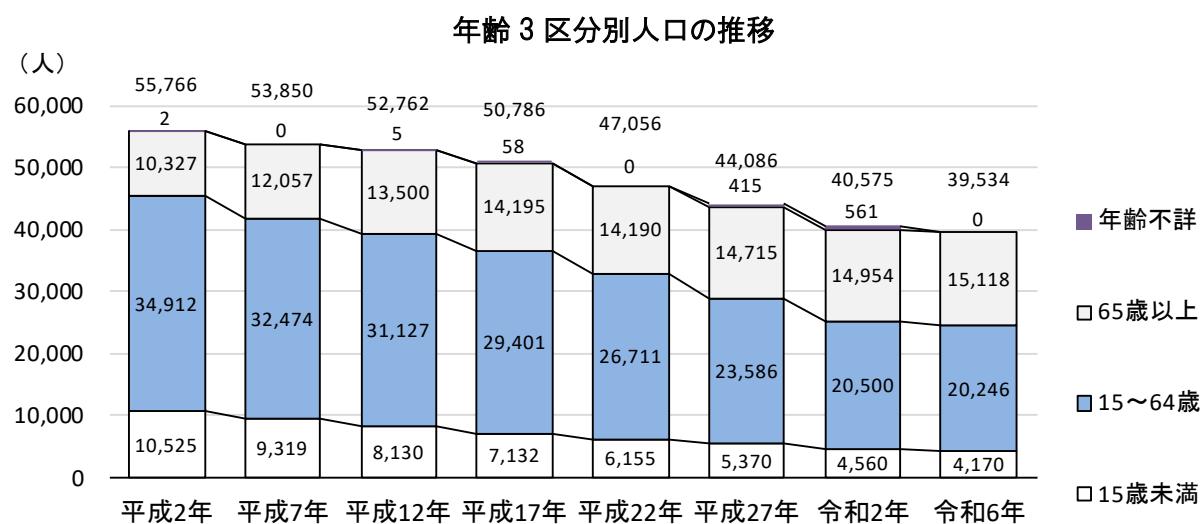
なお、計画期間中においては、各施策の実施状況の分析・評価を行い、「大洲市子ども・子育て会議」などの意見を聞きながら、必要に応じ、計画の修正を行うものとします。

第2章 大洲市のこどもと子育て家庭の現状と課題

1 人口や就業状況、教育・保育機関の状況

(1) 人口

住民基本台帳による令和6年3月31日現在の本市の人口は39,534人で、15歳未満人口は4,170人となっており、65歳以上人口以外は、長期的に減少傾向が続いている。



(2) 人口動態

近年の人口動態をみると、出生数は減少傾向、死亡者数は増加傾向と自然減が増大する一方、転出数が転入数を上回る社会減は縮小傾向にあります。

	人口動態の推移							〔単位：人〕	
	人口動態						人口 増減	婚姻 (組)	離婚 (組)
	自然動態			社会動態					
	出生	死亡	自然 増減	転入	転出	社会 増減			
令和元年	247	627	▲ 380	1,098	1,412	▲ 314	▲ 694	139	77
令和2年	233	625	▲ 392	965	1,275	▲ 310	▲ 702	141	64
令和3年	243	693	▲ 450	981	1,235	▲ 254	▲ 704	101	57
令和4年	191	683	▲ 492	1,016	1,244	▲ 228	▲ 720	98	60
令和5年	153	696	▲ 543	1,097	1,267	▲ 170	▲ 713	117	64

資料：大洲市統計書（令和5年のみ市民課）

(3) 世帯類型

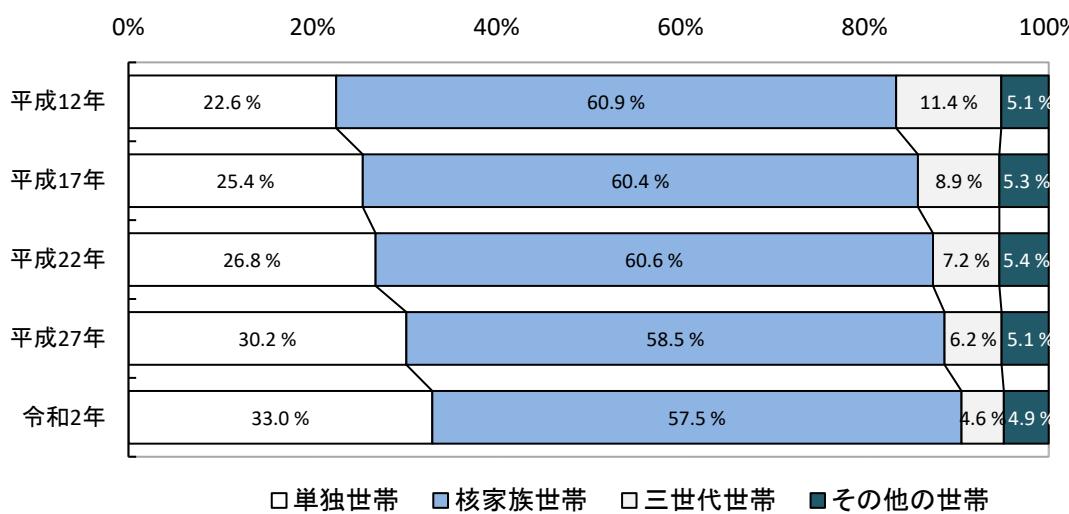
令和2年の世帯類型別の世帯数は、核家族世帯が9,962世帯(57.5%)など表のとおりで、市全体では、「単独世帯」の増加傾向が続いています。

また、18歳未満の親族のいる世帯数は、令和2年では3,053世帯(17.6%)で、世帯数、構成比ともに減少傾向が続いています。

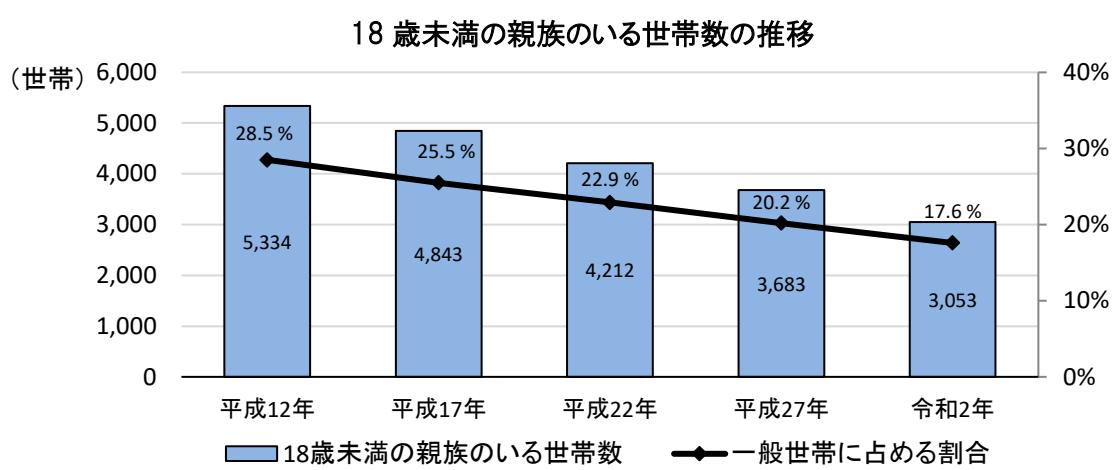
世帯類型などの推移

[単位：世帯]

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
単独世帯	3,094	3,548	4,227	4,827	4,928	5,445	5,721
核家族世帯	10,483	10,991	11,410	11,448	11,125	10,525	9,962
夫婦のみの世帯	3,739	4,262	4,502	4,554	4,498	4,424	4,314
夫婦と未婚の子のみの世帯	5,487	5,385	5,396	5,296	4,832	4,365	3,923
ひとり親と未婚の子のみの世帯	1,257	1,344	1,512	1,598	1,795	1,736	1,725
三世代世帯	2,254	2,698	2,138	1,680	1,325	1,119	797
その他の世帯	1,750	848	965	1,012	985	922	842
合計	17,581	18,085	18,740	18,967	18,363	18,011	17,322



資料：国勢調査



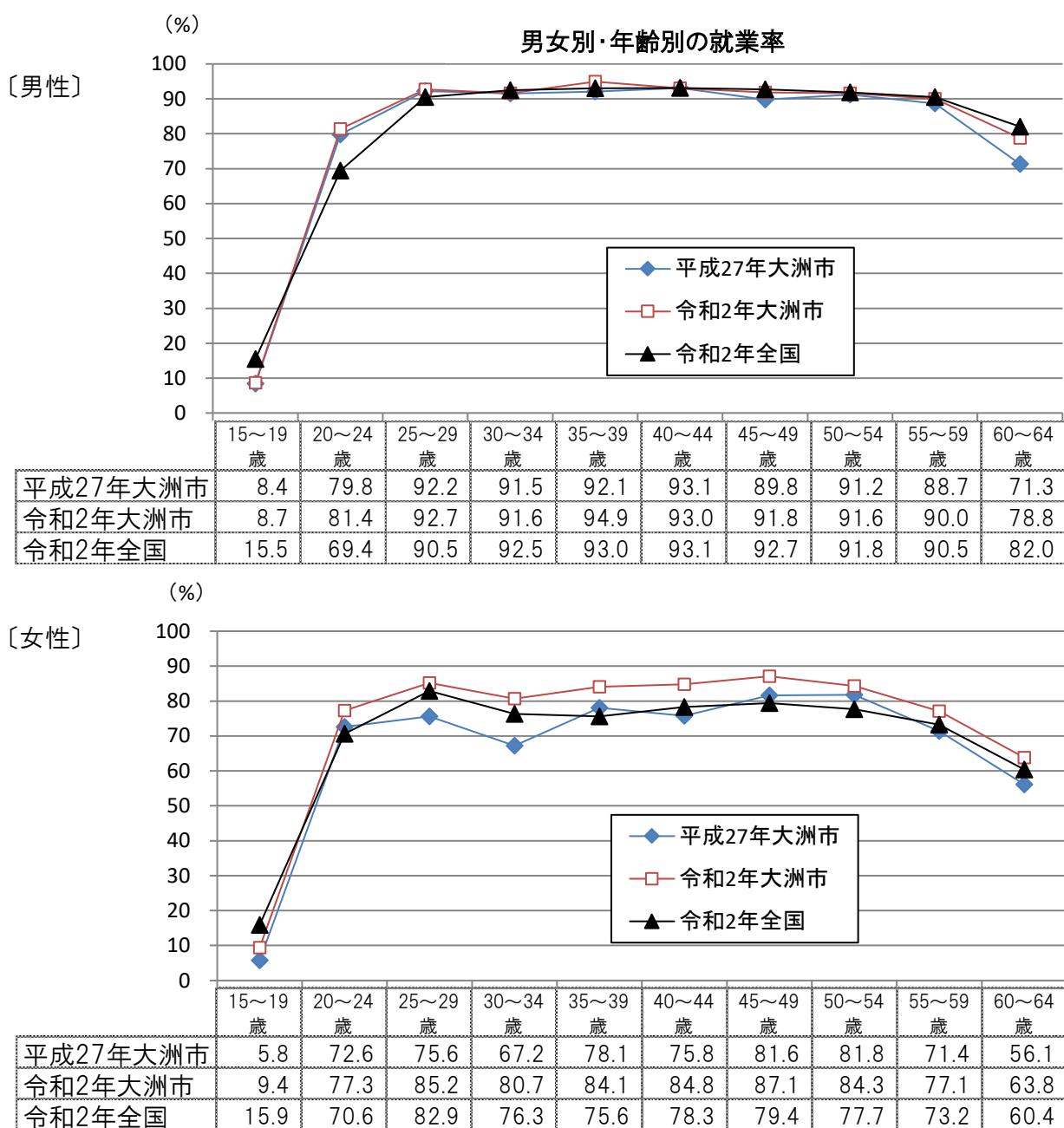
資料：国勢調査

(4) 年齢別の就業状況

平成 27 年と令和 2 年の男女別・年齢別の就業率を比較すると、男性では、20~24 歳の就業率が 79.8% から 81.4% に増加し、以降ほぼ全年齢区分で平成 27 年よりも増加しています。

また、女性では、全年齢区分で平成 27 年よりも増加しています。これにより、平成 27 年よりも、令和 2 年は出産・子育て期に就業率が減少する「M 字カーブ」が緩やかになっていることが分かります。

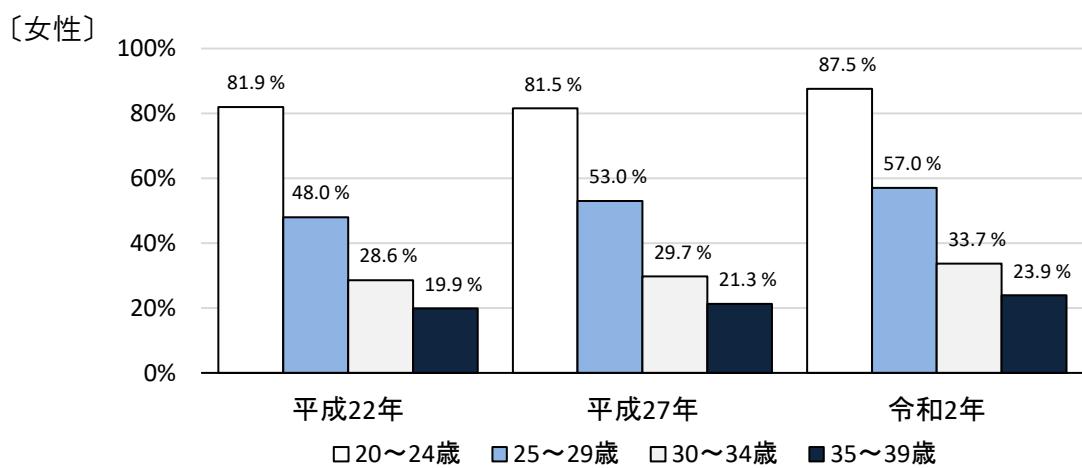
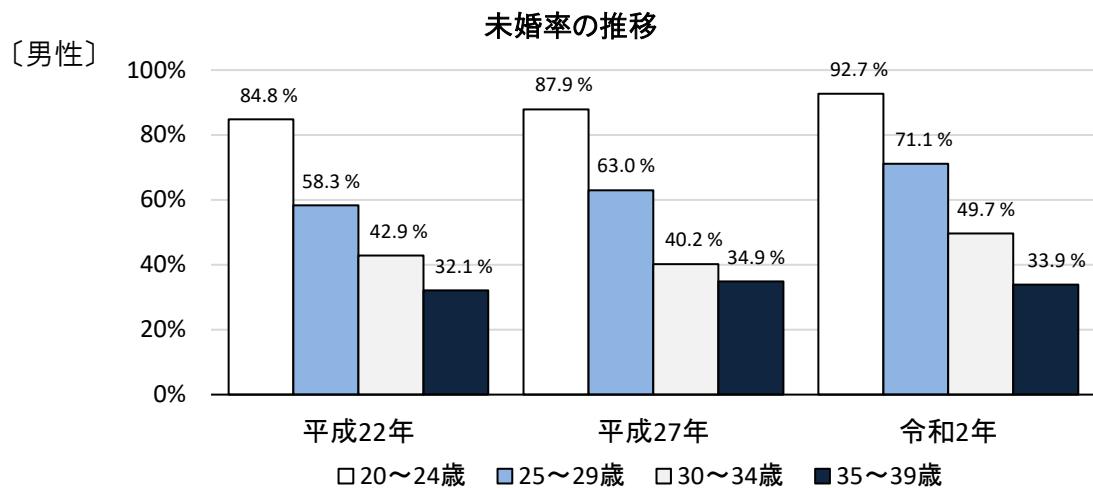
また、平成 27 年度について、本市と全国を比較すると、本市の就業率は、男女ともほぼ全年齢区分において、全国値を上回っており、共働き世帯が多いことがうかがえます。このような共働き世帯への仕事と子育ての両立支援が他の地域以上に求められます。



資料：国勢調査

(5) 晩婚化・非婚化の状況

令和2年の20代、30代の未婚率（離婚した人は含まない）をみると、35～39歳の層でも、男性の33.9%、女性の23.9%が未婚となっています。



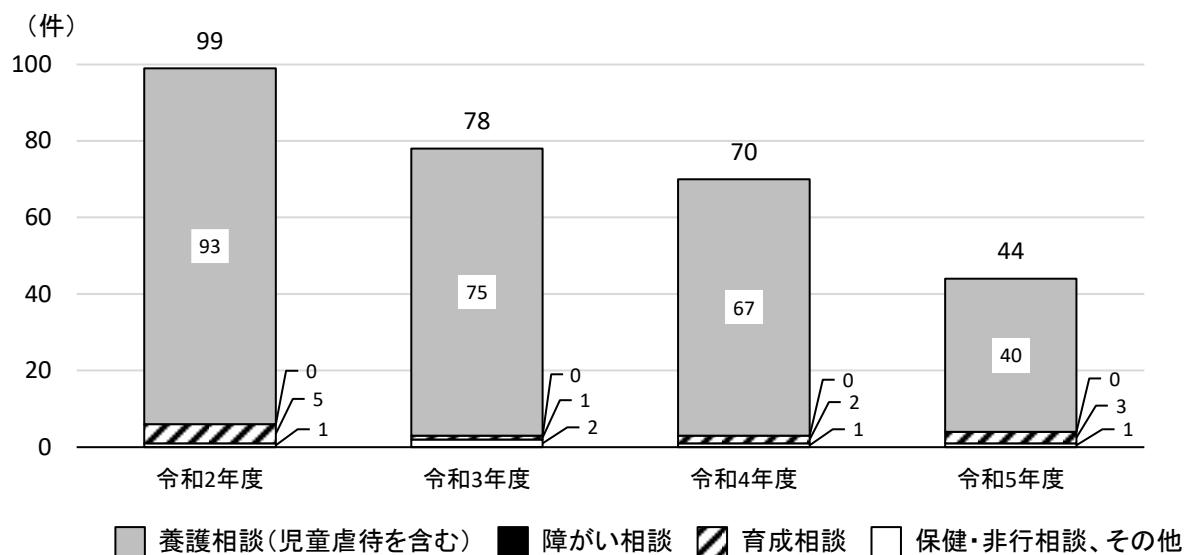
資料：国勢調査



(6) 家庭児童相談の状況

家庭児童相談件数は、減少傾向となっています。相談内容の内訳は、養護相談（児童虐待を含む）が9割以上となっています。

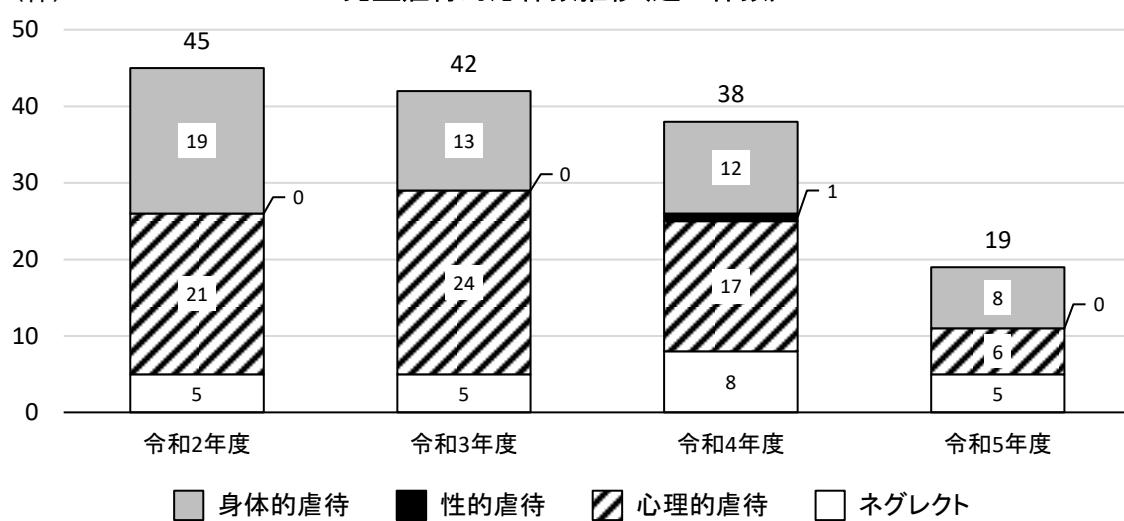
家庭児童相談件数推移(述べ件数)



(7) 児童虐待の状況

児童虐待対応件数は、減少傾向となっており、令和5年度には、前年度の半数となっています。対応内容の内訳は、年度によりばらつきがありますが、身体的虐待と心理的虐待が多くを占めています。

児童虐待対応件数推移(述べ件数)



(8) 生活保護の状況

被保護世帯数は、令和4年度以降減少傾向となっています。また、市の保護率は、令和5年度の1.05%が最も高くなっています。保護率は、いずれの年度においても、県の値よりも低くなっています。被保護人員では、小中高生の人数が10~20人の間で推移しています。

生活保護受給者数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保護世帯数	329	337	350	346	328
被保護人員（人）	386	392	410	409	390
小学生（人）	4	5	4	5	2
中学生（人）	8	3	3	5	7
高校生（人）	9	3	4	6	3
その他	365	381	399	393	378
市保護率（%）	0.94	0.97	1.03	1.05	1.02
県保護率（%）	1.54	1.51	1.49	1.5	1.51
小中高合計	21	11	11	16	12

※各年度とも4月1日現在

(9) 市内教育・保育機関の児童生徒数

市内の教育・保育機関の児童生徒数は、特定教育・保育施設と小学校では、減少傾向となっています。一方、中学校は令和4年度に増加、また令和6年度にも増加し、令和2年度以降最も多くなっています。

教育・保育機関児童生徒数

〔単位：人〕

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園・幼稚園)	1,326	1,244	1,191	1,104	1,075
小学校	2,088	2,064	1,969	1,919	1,781
中学校	1,029	1,021	1,034	1,020	1,043
合計	4,443	4,329	4,194	4,043	3,899

※各年度とも4月1日現在

(10) 保育所・幼稚園・認定こども園などの状況

認可保育所は公立 7 園、私立 1 園あり、児童数は 354 人で継続的な減少傾向となっています。保育時間は 7 時 30 分から 18 時 30 分までで、一部の園で 19 時や 19 時 30 分までの延長保育や、土曜一日保育を実施しています。

幼稚園は公立 3 園、私立が 1 園（休園中）あり、児童数は 18 人で減少傾向となっています。

認定こども園は公立が 4 園、私立が 4 園あり、児童数は 679 人で令和 5 年以降やや減少傾向となっています。

また、地域型保育事業所は、私立が 2 園あり、児童数は 24 人と、ほぼ横ばいで推移しています。

教育・保育機関の年齢別児童数

〔単位：人〕

区分	年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所	0歳児	24	17	7	5	6
	1歳児	126	69	53	56	42
	2歳児	128	96	81	65	69
	3歳児	147	77	86	77	66
	4歳児	159	93	75	87	82
	5歳児	175	106	92	72	89
	合計	759	458	394	362	354
幼稚園	3歳児	11	9	7	7	6
	4歳児	25	11	10	9	5
	5歳児	25	19	10	12	7
	合計	61	39	27	28	18
認定 こども園	0歳児	11	16	22	15	22
	1歳児	56	86	84	84	70
	2歳児	67	114	110	97	102
	3歳児	119	160	173	153	148
	4歳児	104	189	162	176	156
	5歳児	129	165	195	163	181
	合計	486	730	746	688	679
地域型 保育事業所	0歳児	4	0	2	3	3
	1歳児	8	9	9	12	10
	2歳児	7	6	9	8	10
	3歳児	1	2	4	3	1
	合計	20	17	24	26	24

※各年度とも 4 月 1 日現在

教育・保育機関の年度別児童数

〔単位：人〕

区分	施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所	大洲保育所	104	-	-	-	-
	喜多保育所	73	64	53	50	49
	菅田保育所	89	-	-	-	-
	新谷保育所	86	80	65	61	57
	栗津保育所	41	34	35	33	28
	南久米保育所	35	32	30	27	26
	肱南保育所	36	-	-	-	-
	徳森保育所	91	82	75	69	69
	長浜保育所	41	37	29	22	28
	白滝保育所	18	15	10	-	-
公立	大和保育所	46	45	36	37	33
	肱川保育所	40	-	-	-	-
公立合計		700	389	333	299	290
私立	大洲乳児保育所	59	69	61	63	64
	合計	759	458	394	362	354
幼稚園	大洲幼稚園	33	-	-	-	-
	久米幼稚園	4	20	12	10	7
	公立 平野幼稚園	8	9	9	11	10
	河辺幼稚園	2	-	-	1	1
	公立合計	47	29	21	22	18
	私立 長浜幼稚園	14	10	6	6	-
	合計	61	39	27	28	18
	大洲こども園	-	148	154	136	124
	公立 東大洲こども園	140	130	126	124	125
	菅田こども園	-	97	94	87	75
認定こども園	肱川こども園	-	35	33	28	28
	公立合計	140	410	407	375	352
	愛媛帝京幼稚園	183	160	173	145	159
	私立 五郎保育園	82	74	74	75	68
	悠園	81	86	92	85	90
	大洲プリスクール	-	-	-	8	10
	私立合計	346	320	339	313	327
	合計	486	730	746	688	679
育地事業型保育所	喜多医師会病院院内保育室	20	17	15	17	14
	私立 こころ保育園	-	-	9	12	10
	私立合計	20	17	24	26	24
	合計	20	17	24	26	24

総園児数 1,326 1,244 1,191 1,104 1,075

※各年度とも 4月1日現在

(11) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、現在 12 か所の小学校区に設置しています。利用対象となる学年は、平成 17 年度の開設当初は、1 年生から 3 年生まででしたが、平成 27 年度から全学年に拡大しました。

利用児童数は、令和 4 年以降増加傾向となっており、令和 6 年度は 416 人と令和 3 年度の約 1.3 倍となっています。

放課後児童クラブの一覧

クラブ名	実施場所	対象地区	定員(人)
大洲児童クラブ	アフタースクールおおず	大洲小学校	90
喜多児童クラブ	喜多小学校	喜多小学校	123
平児童クラブ	平小学校	平小学校	55
久米児童クラブ	愛媛たいき農協久米取扱所	久米小学校	38
平野児童クラブ	平野小学校	平野小学校	38
菅田児童クラブ	菅田小学校	菅田小学校	38
新谷児童クラブ	新谷小学校	新谷小学校	28
三善児童クラブ	三善小学校	三善小学校	30
栗津児童クラブ	栗津小学校	栗津小学校	20
長浜児童クラブ	長浜小学校	長浜小学校	38
肱川児童クラブ	アフタースクールひじかわ	肱川小学校	30
河辺児童クラブ	河辺幼稚園	河辺小学校	16
合計			544

放課後児童クラブの利用児童数の推移 [単位：人]

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小学 1 年生	117	128	147	141	122
小学 2 年生	118	100	116	122	129
小学 3 年生	75	67	65	87	92
小学 4 年生	17	17	25	29	43
小学 5 年生	10	9	8	12	20
小学 6 年生	0	1	4	6	10
低学年	310	295	328	350	343
高学年	27	27	37	47	73
合計	337	322	365	397	416

※各年度とも 4 月 1 日現在

2 アンケート調査から見た子育ての状況

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、子ども・若者、子育て中の保護者の子ども・子育て支援に関するニーズや現状の課題などを把握するために、アンケート形式による調査を実施しました。

調査名	大洲市こども計画策定に係るアンケート調査
調査時期	令和6年5月1日～令和6年5月15日

■調査の実施方法

調査対象者	調査方法	調査内容	
未就学児童（0～5歳）の保護者	幼稚園保育所など通園児	幼稚園保育所など配付・Web回答	家庭などの子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業の現状・利用意向、地域の子育て事業の現状・利用意向などに関する設問
	上記以外	郵便・Web回答	
就学児童（小学1～4年生）の保護者	学校配付・Web回答		
小学5・6年生、中学1～3年生	学校配付・Web回答	生活状況、学校生活、居場所、将来に関する設問	
子ども・若者（15～39歳の一般市民）	郵便・Web回答	居場所、職業感、結婚観、自分自身の性格や気持ちなどに関する設問	

■調査票の配付・回収状況

	配付数	回収数	回収率
未就学児童（0～5歳）の保護者	942票	441票	46.8%
就学児童（小学1～4年生）の保護者	750票	410票	54.7%
小学5・6年生、中学1～3年生	1,681票	1,559票	92.7%
子ども・若者（15～39歳の一般市民）	1,000票	222票	22.2%



(2) 調査結果

アンケート調査結果のうち、課題となりうるものや特徴的なものを「大洲市こども計画策定に係るアンケート調査報告書」から抜粋しました。

※文中の「前回」との表記は、「第2期大洲市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（平成26年度）です。

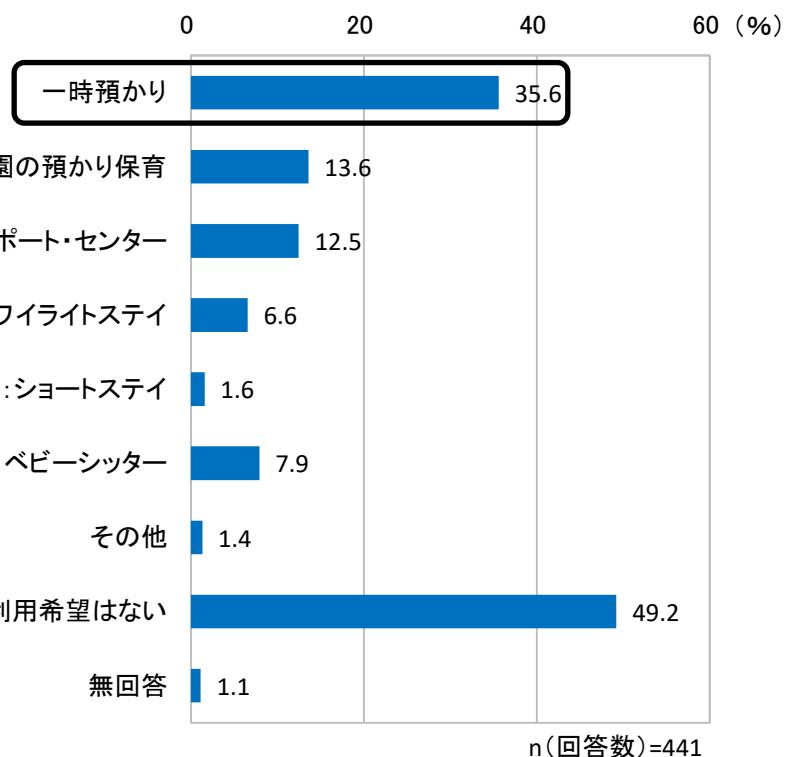
(3) 主な調査結果について

① 不定期な教育・保育事業や一時預かりなどの利用について【未就学児保護者】

- ・「一時預かり」の利用希望者が多くなっています。

⇒児童数が減少している状況でも、利用意向の高いサービスである。令和8年度からは、「乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）」の給付も始まるため、対象者に応じた機能分担の検討が求められます。

今後、不定期的に利用したい一時預かり事業先（複数回答）

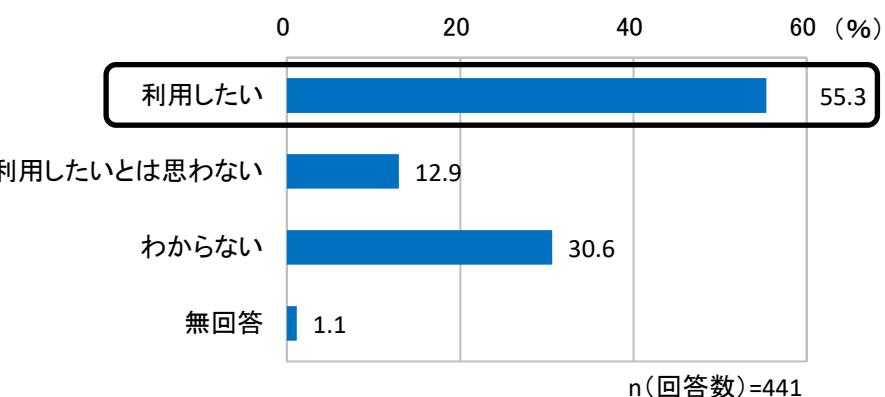


② 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の利用意向について【未就学児保護者】

- 「子ども誰でも通園制度」の利用意向が多くなっています。

⇒令和8年度からの実施に向けた体制構築と周知に向けた取り組みが求められます。

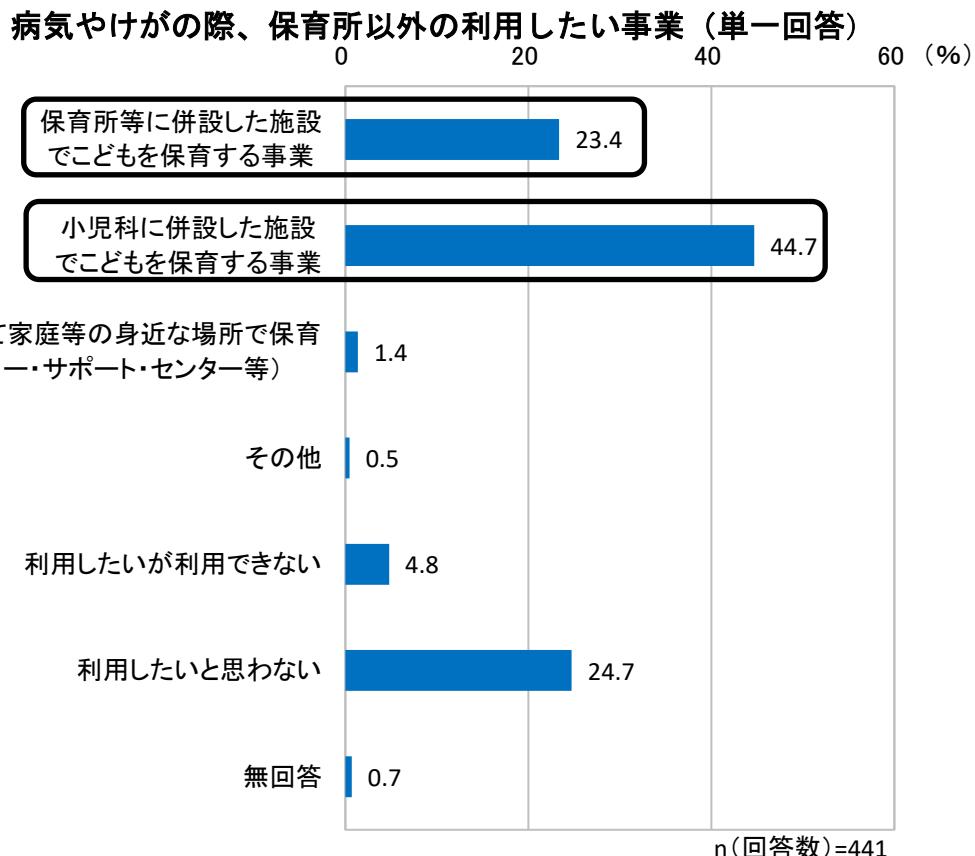
子ども誰でも通園制度の利用意向（月10時間程度の利用枠の中）（単一回答）



③ こどもが病気などの場合の対応について【未就学児保護者】

- 「こどもが病気やけがの場合に利用できる事業へのニーズが高くなっています。」

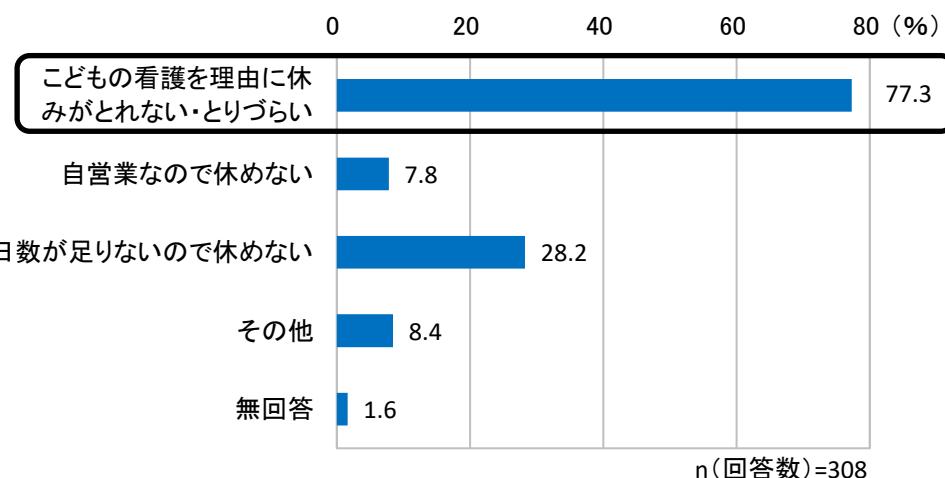
⇒病児保育事業の実績は増加傾向にあり、今後も利用したいときに利用できる体制整備が求められます。



④ こどもが病気などの場合に事業などを利用する理由について【未就学児保護者】

- ・「子どもの看護を理由に休みがとれない・とりづらい」の割合が約8割となっています。
⇒職場・勤務先などにおける子育てに対する理解や柔軟な勤務体制などの構築が求められます。

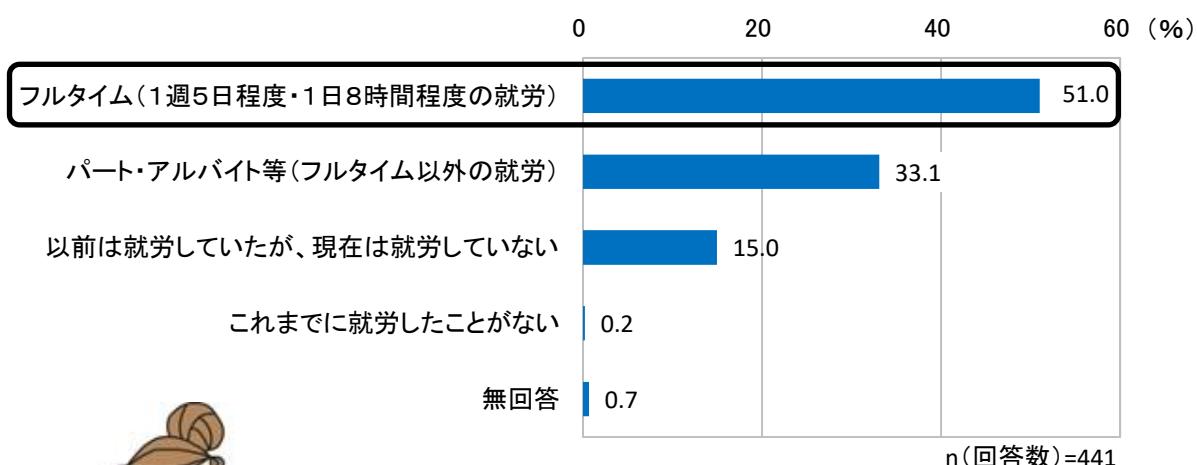
利用したい理由（複数回答）



⑤ 母親の就労状況について【未就学児保護者】

- ・「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」の割合が前回調査より約5ポイント増加しています。
⇒教育・保育サービスへのニーズがこれまで以上に高くなることが見込まれます。

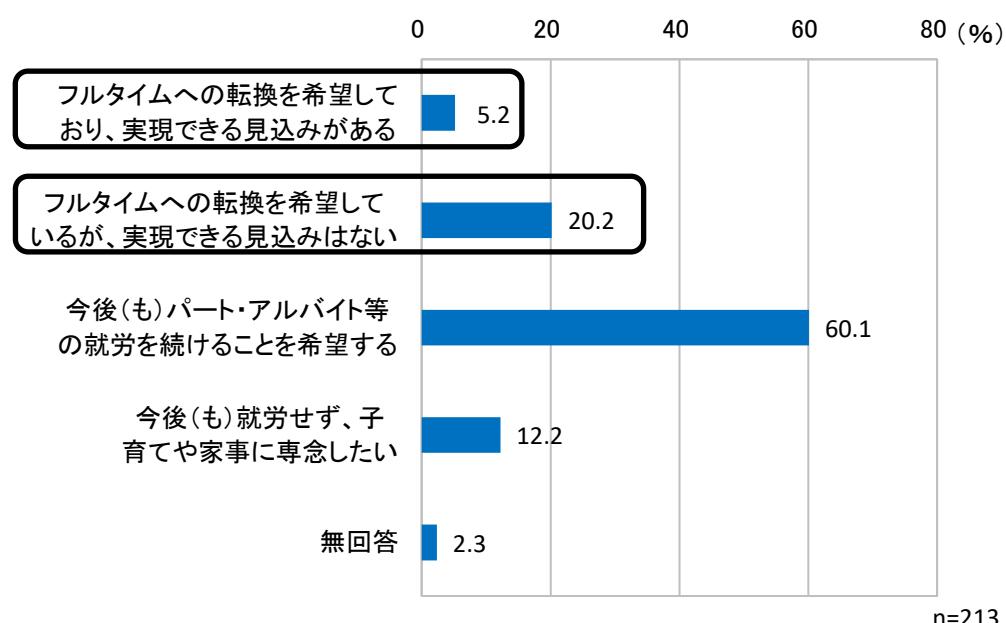
母親の就労状況（単一回答）



⑥ 母親の就労意向について【未就学児保護者】

- ・現在、フルタイム勤務でない母親の「フルタイムへの勤務を希望」が約25%となっており、うち5%は実現できる見込みがあると回答しています。
- ⇒教育・保育サービスへのニーズがこれまで以上に高くなることが見込まれます。

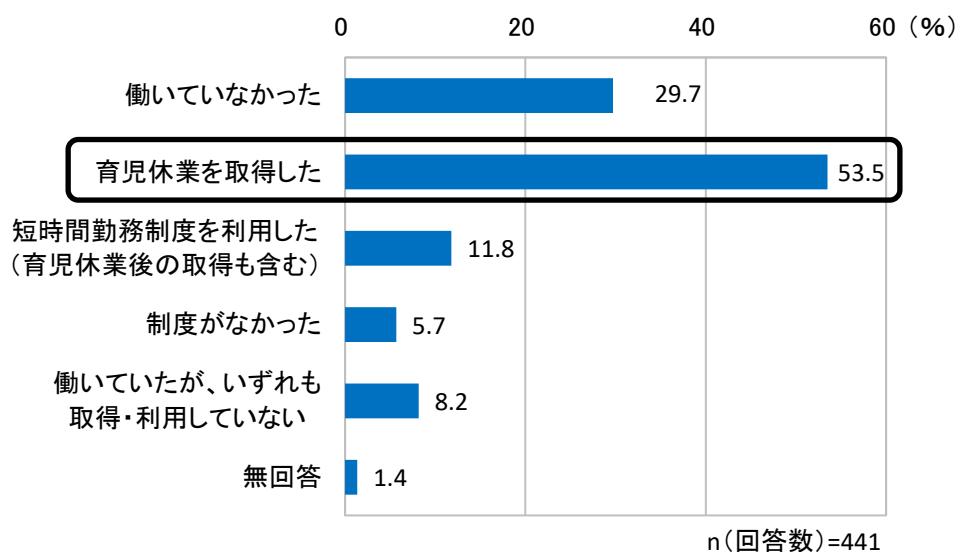
母親の1年以内のフルタイム就労転向希望（単一回答）



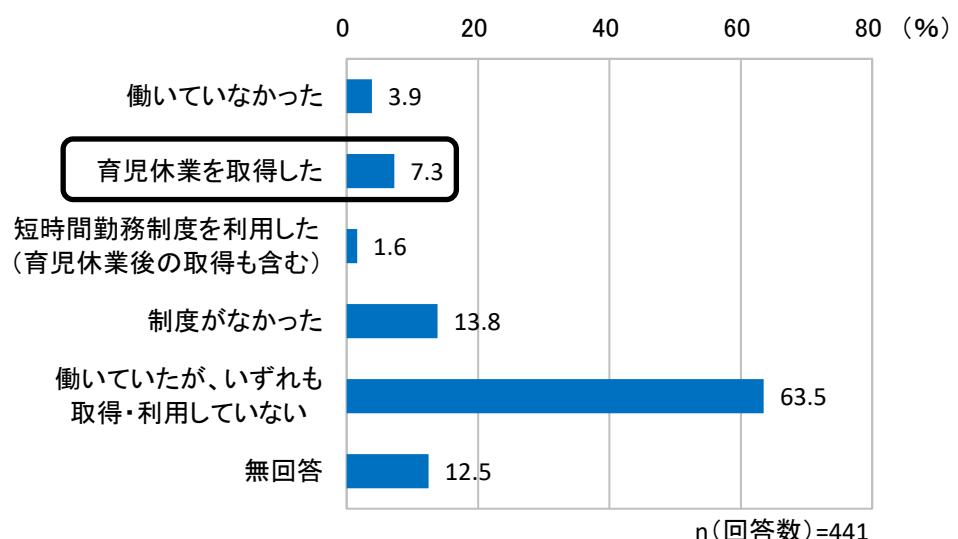
⑦ 育児休業制度の利用状況について【未就学児保護者】

- ・【母親】「育児休業を取得した」の割合が前回調査よりも9.3ポイント増加しています。
⇒制度の利用が進んでいます。保護者の相談体制など、定期的な教育・保育サービス以外の子育て支援事業の充実が求められます。
- ・【父親】「育児休業を取得した」の割合が前回調査よりも4.5ポイント増加しています。
⇒制度の利用が進んでいますが、7.3%とまだ少数です。職場・勤務先などにおける子育てに対する理解や柔軟な勤務体制などの構築が求められます。

【母親】育児休業制度または短時間勤務制度利用の有無（複数回答）



【父親】育児休業制度または短時間勤務制度利用の有無（複数回答）

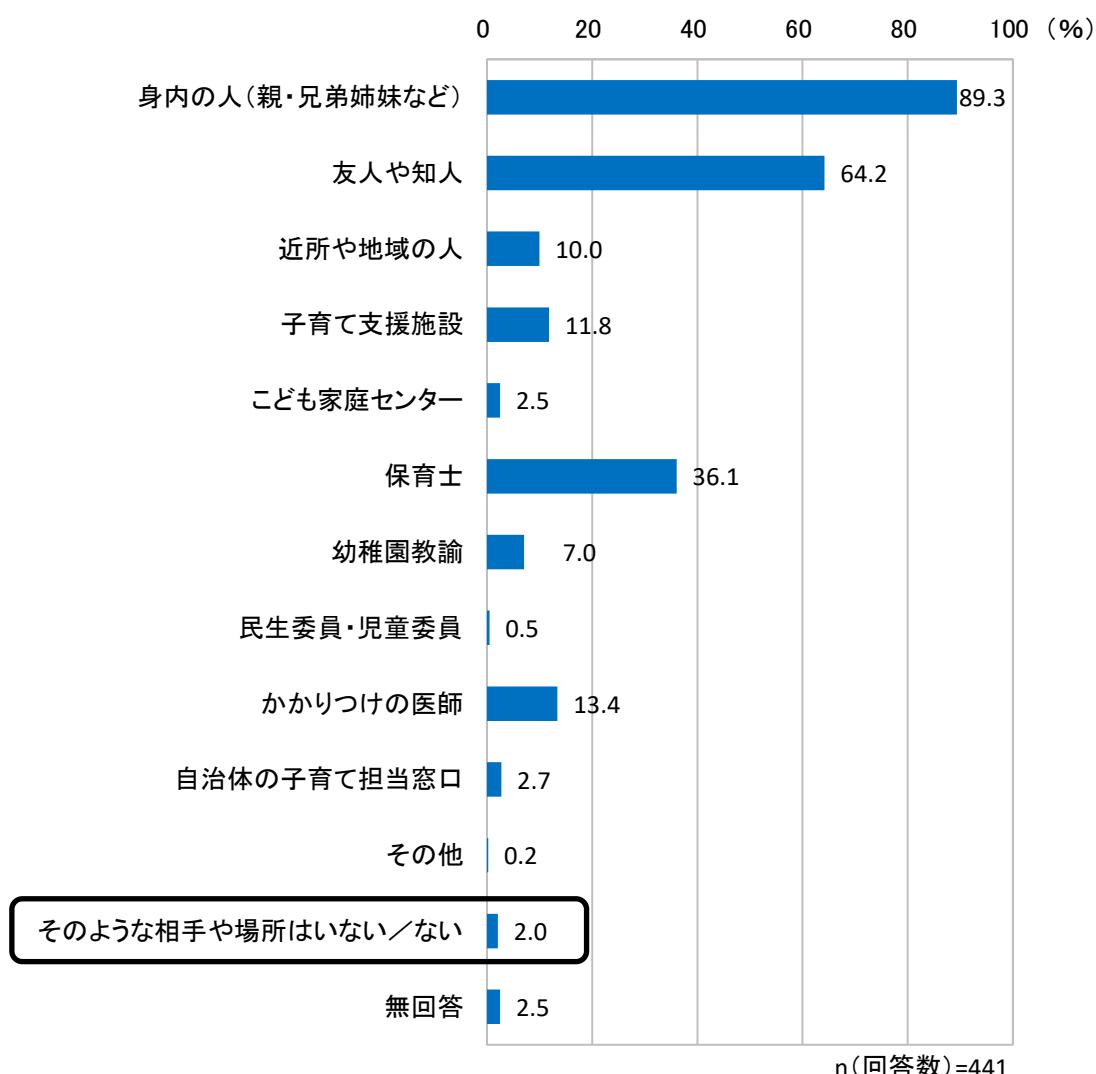


⑧ 子育てに関する相談先【未就学児保護者】

- ・相談先について「そのような相手や場所はいない／ない」の割合が2.0%となっています。割合は少ないですが、回答率を勘案すると約19人の未就学児童の保護者が相談できない状況となります。

⇒相談先の周知や手段の多様化だけでなく、能動的な支援につながるような関連機関との情報共有、連携の体制構築が求められます。

お子さんの子育て（教育を含む）をする上で気軽な相談先（複数回答）

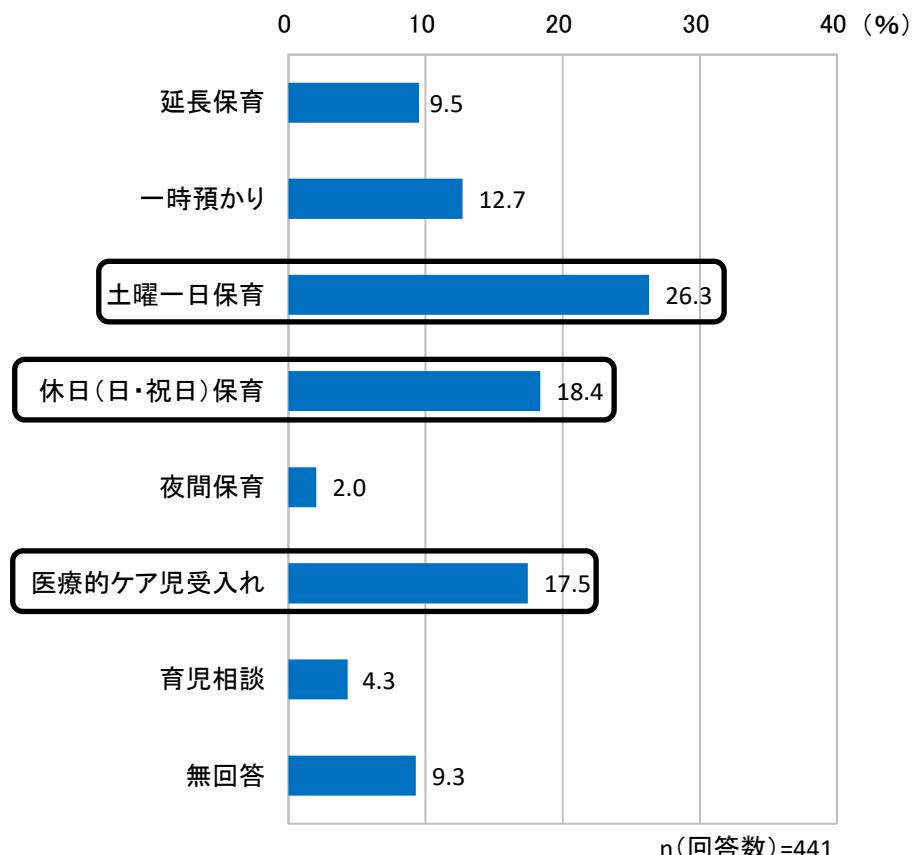


⑨ 今後充実してほしい事業について【未就学児保護者】

- ・「土曜一日保育」「休日（日・祝日）保育」の利用意向の他、「医療的ケア児受入れ」へのニーズも高くなっています。

⇒現状の定期的な教育・保育の利用曜日の拡大や医療的ケア児への対応などについて、人員確保への支援などが求められます。

今後大洲市で充実してほしい事業（単一回答）

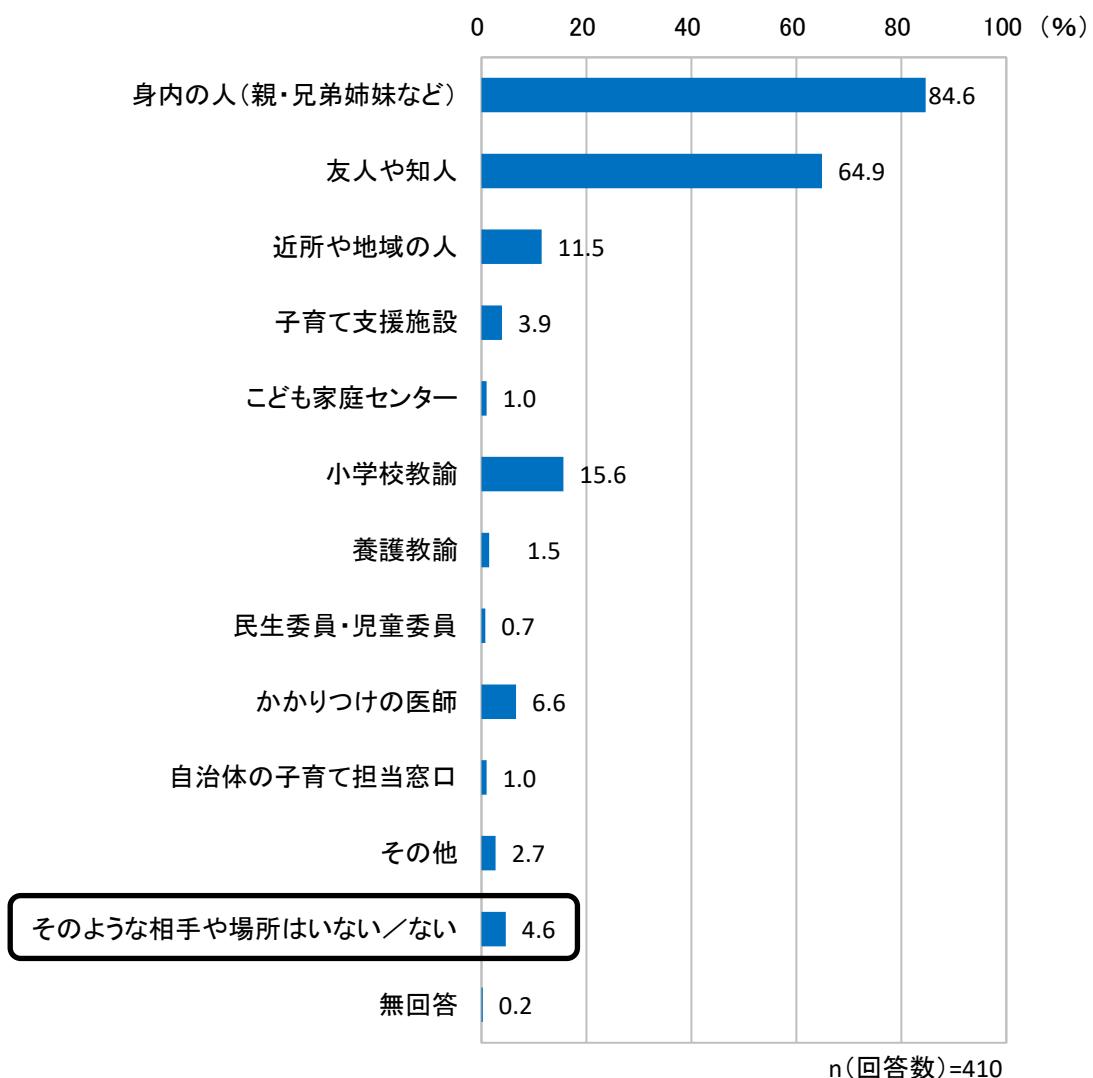


⑩ 子育てに関する相談先について【就学児保護者】

- ・相談先について「そのような相手や場所はいない／ない」の割合が4.6%と未就学児保護者よりも高い割合となり、回答率を勘案すると約35人の就学児の保護者が相談できない状況となります。

⇒相談先の周知や手段の多様化だけでなく、能動的な支援につながるような関連機関との情報共有、連携の体制構築が求められます。（同未就学児保護者）

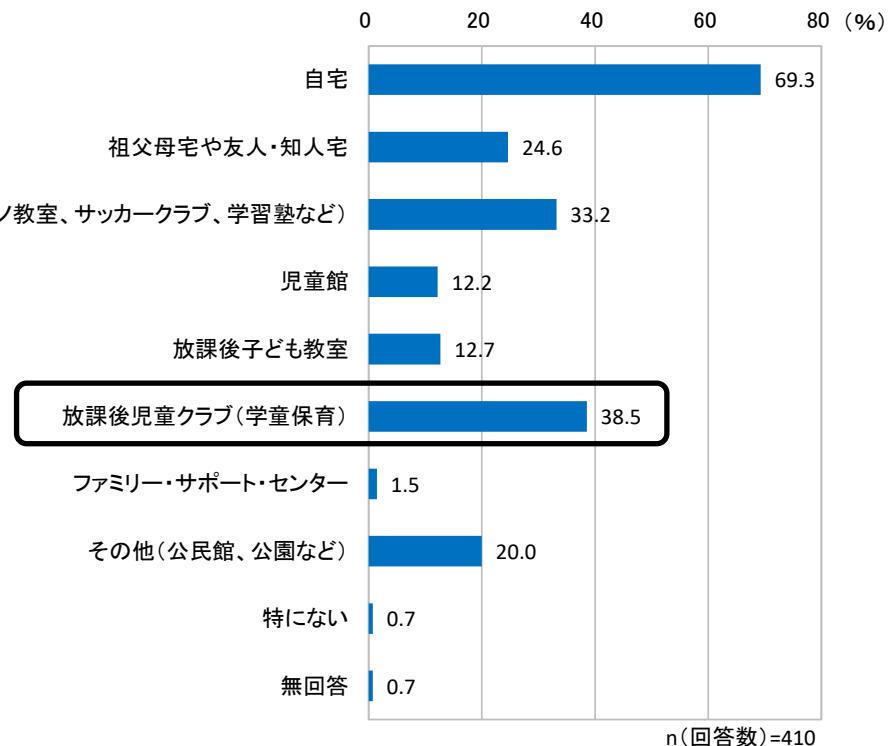
お子さんの子育てについて気軽な相談先（複数回答）



⑪ 放課後の過ごし方について【就学児保護者】

- 「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用意向は 38.5%ですが、年齢が低い方が高い利用意向となっています。また、利用率（令和 6 年 4 月）は全体で 30.5% となっています。
- ⇒放課後児童クラブ（学童保育）は、今後もニーズの増加が見込まれます。

放課後（平日の小学校終了後）過ごす場所の希望（複数回答）

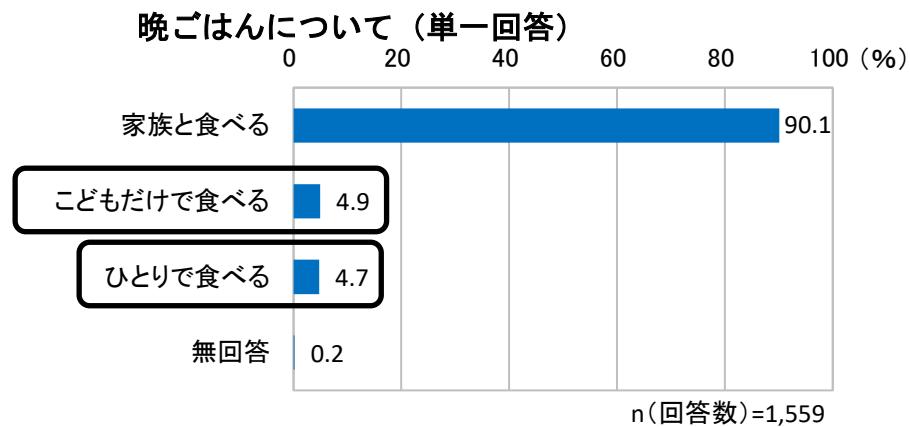


	合計	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
全体	410	88	113	99	99	11
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
自宅	284	48	70	74	83	9
	69.3%	54.5%	61.9%	74.7%	83.8%	81.8%
祖父母宅や友人・知人宅	101	21	31	23	22	4
	24.6%	23.9%	27.4%	23.2%	22.2%	36.4%
習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	136	22	29	32	48	5
	33.2%	25.0%	25.7%	32.3%	48.5%	45.5%
児童館	50	9	11	14	14	2
	12.2%	10.2%	9.7%	14.1%	14.1%	18.2%
放課後子ども教室	52	9	15	14	12	2
	12.7%	10.2%	13.3%	14.1%	12.1%	18.2%
放課後児童クラブ(学童保育)	158	47	50	37	21	3
	38.5%	53.4%	44.2%	37.4%	21.2%	27.3%
ファミリー・サポート・センター	6	1	1	3	0	1
	1.5%	1.1%	0.9%	3.0%	0.0%	9.1%
その他(公民館、公園など)	82	13	15	23	29	2
	20.0%	14.8%	13.3%	23.2%	29.3%	18.2%
特にない	3	0	1	1	1	0
	0.7%	0.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.0%
無回答	3	0	2	0	1	0
	0.7%	0.0%	1.8%	0.0%	1.0%	0.0%

⑫ 家族との食事について【小学5・6年生、中学生】

- 「こどもだけで食べる」「ひとりで食べる」の合計が9.6%となっています。

⇒約1割の児童が親不在の状況で晩ごはんを食べており、支援の検討が求められます。

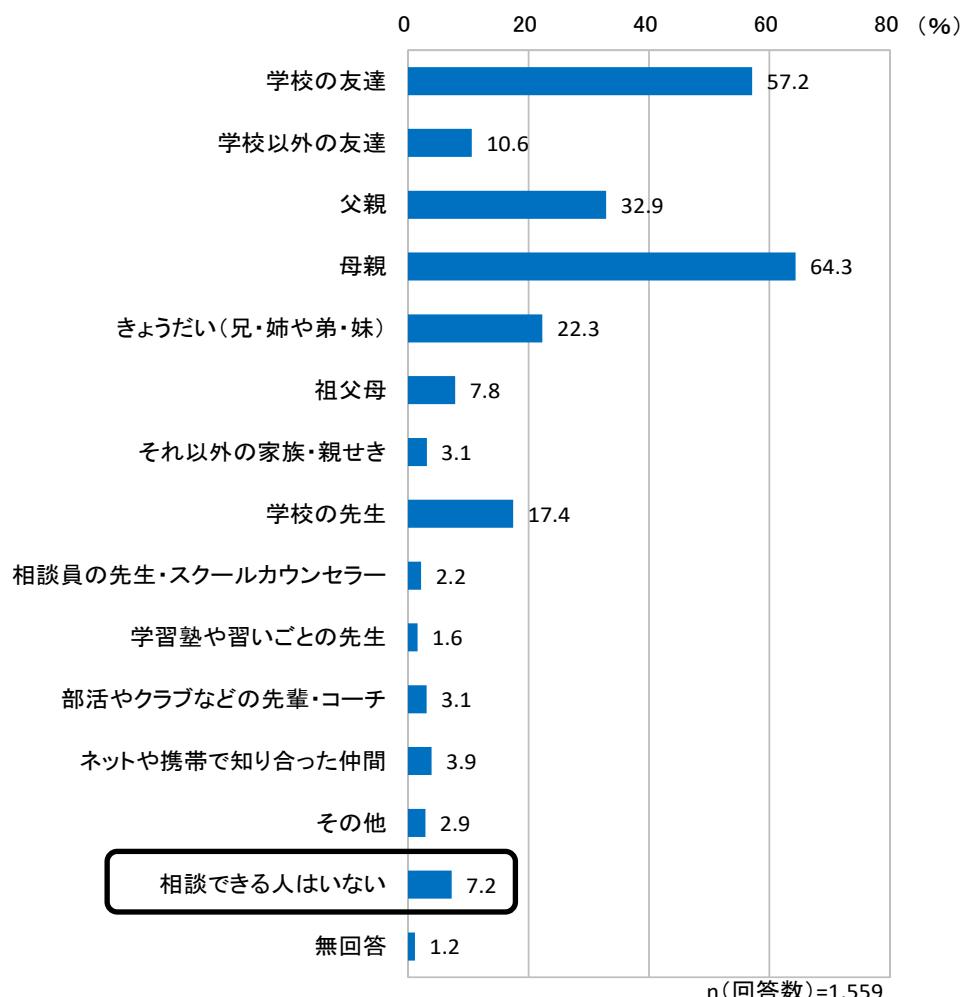


⑬ こどもの相談先について【小学5・6年生、中学生】

- 「相談できる人はいない」の割合が7.2%、121人の児童が相談できない状況となります。

⇒相談しやすい環境への取組や積極的なアウトリーチに向けた支援の検討が求められます。

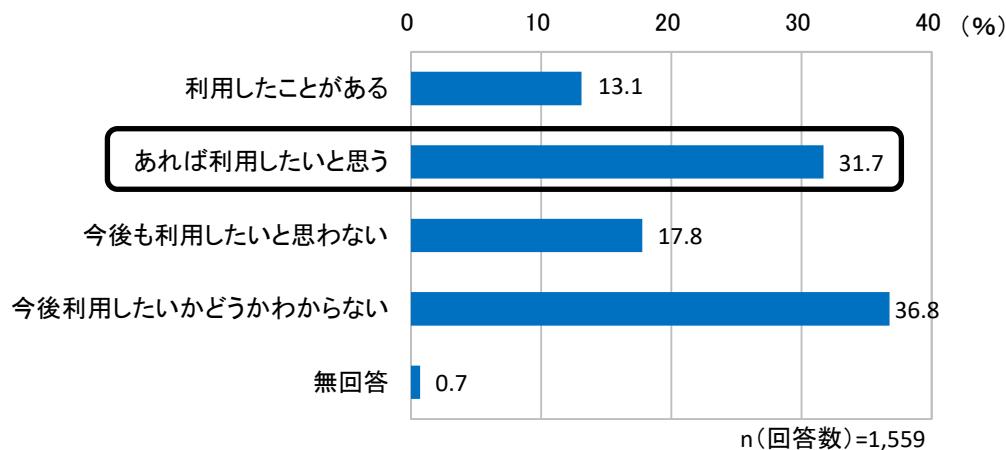
悩みごとの主な相談者（複数回答）



⑭ 食事の支援などについて【小学5・6年生、中学生】

- ・こども食堂などについて「あれば利用したいと思う」の意向が3割以上となっています。
⇒サービス提供に向けた検討が求められます。

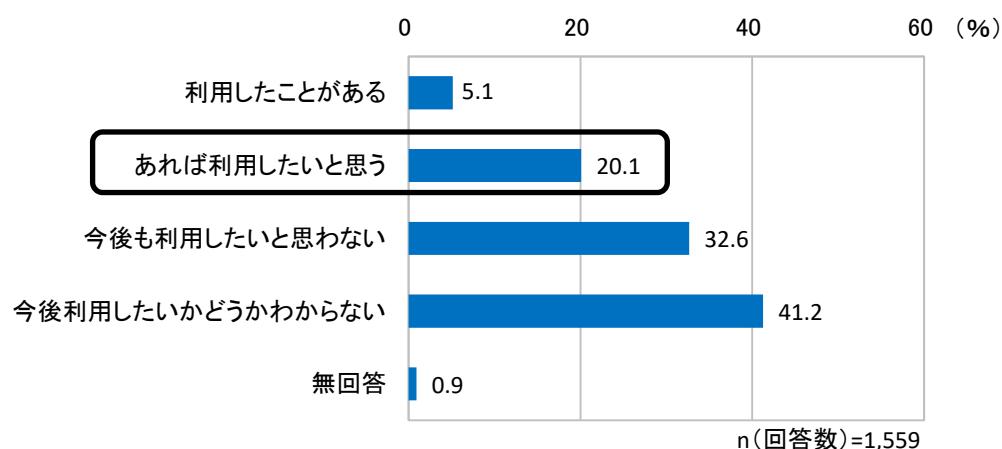
施設の利用の有無、今後の利用希望（単一回答）
ごはんを無料か安く食べることができる場所（こども食堂など）



⑮ 学習、勉強の支援などについて【小学5・6年生、中学生】

- ・勉強を無料で見てくれる場所について「あれば利用したいと思う」の意向が2割以上となっています。
⇒サービス提供に向けた検討が求められます。

勉強を無料でみてくれる場所（放課後児童クラブは含まない）



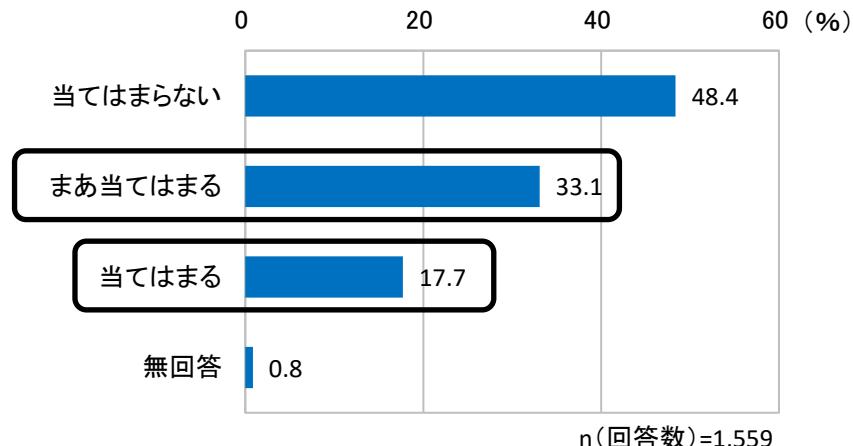
⑯ ふだん考えていること（体調など）について【小学5・6年生、中学生】

- ・「よく頭やおなかがいたくなったり、気持ち悪くなったりする」に対して「当てはまる」「まあ当てはまる」の児童の割合の合計が半数以上となっています。

⇒相談体制と併せ、体調の確認や不調時の対応への体制構築が求められます。

自分自身について（単一回答）

私は、よく頭やおなかがいたくなったり、気持ちが悪くなったりする

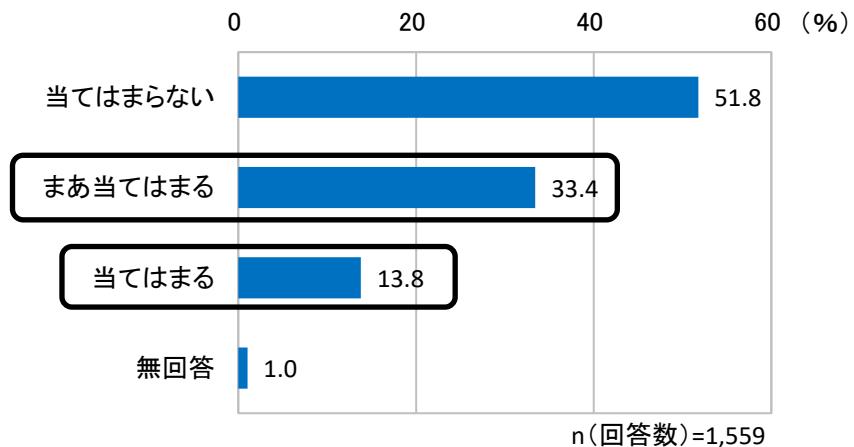


⑰ ふだん考えていること（心配、不安など）について【小学5・6年生、中学生】

- ・「私は、心配ごとが多く、いつも不安だ」に対して「当てはまる」「まあ当てはまる」の児童の割合の合計が約半数となっています。

⇒相談体制と併せ、体調の確認や不調時の対応への体制構築が求められます。

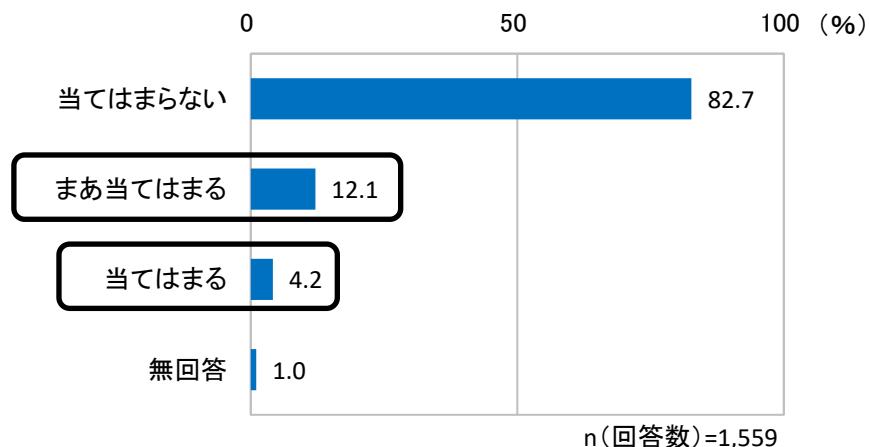
私は、心配ごとが多く、いつも不安だ



⑯いじめなどについて【小学5・6年生、中学生】

- 「私は、他の子どもから、いじめられたり、からかわれたりする」に対して「当てはまる」「まあ当てはまる」の児童の割合の合計が16.3%となっています。
⇒早期に相談ができるような体制や、未然に防ぐ取組が求められます。

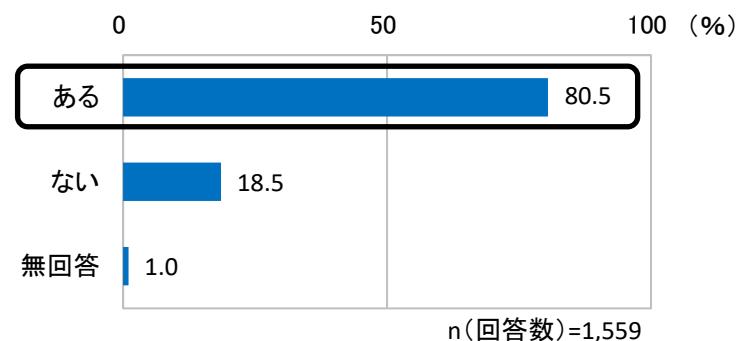
私は、他の子どもから、いじめられたり、からかわれたりする



⑰将来の夢について【小学5・6年生、中学生】

- 全体では「ある」が80.5%となっていますが、学年が上がるにつれて減少傾向となっており、小学5年生の90.1%から中学3年生の66.9%まで大幅に減少しています。
⇒子どもの夢を育める環境、機会などを検討することが求められます。

将来の夢の有無（単一回答）



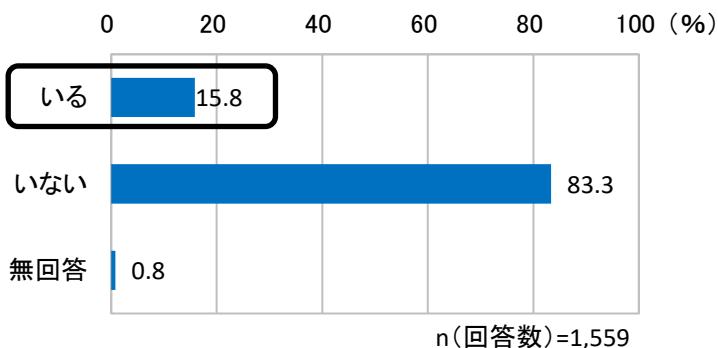
	合計	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	無回答
全体	1,559	284	300	373	263	335	4
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ある	1,254	256	261	308	203	224	2
	80.5%	90.1%	87.0%	82.6%	77.2%	66.9%	50.0%
ない	289	24	33	63	57	111	1
	18.5%	8.5%	11.0%	16.9%	21.7%	33.1%	25.0%
無回答	16	4	6	2	3	0	1
	1.0%	1.4%	2.0%	0.5%	1.1%	0.0%	25.0%

⑯ お世話している人の有無について【小学5・6年生、中学生】

- 「いる」の割合が15.8%となっており、小学5年生～中学3年生のうち266人がお世話している人がいると答えています。

⇒対象者の確認や支援に向けた体制構築が求められます。

自分がお世話している人の有無（単一回答）

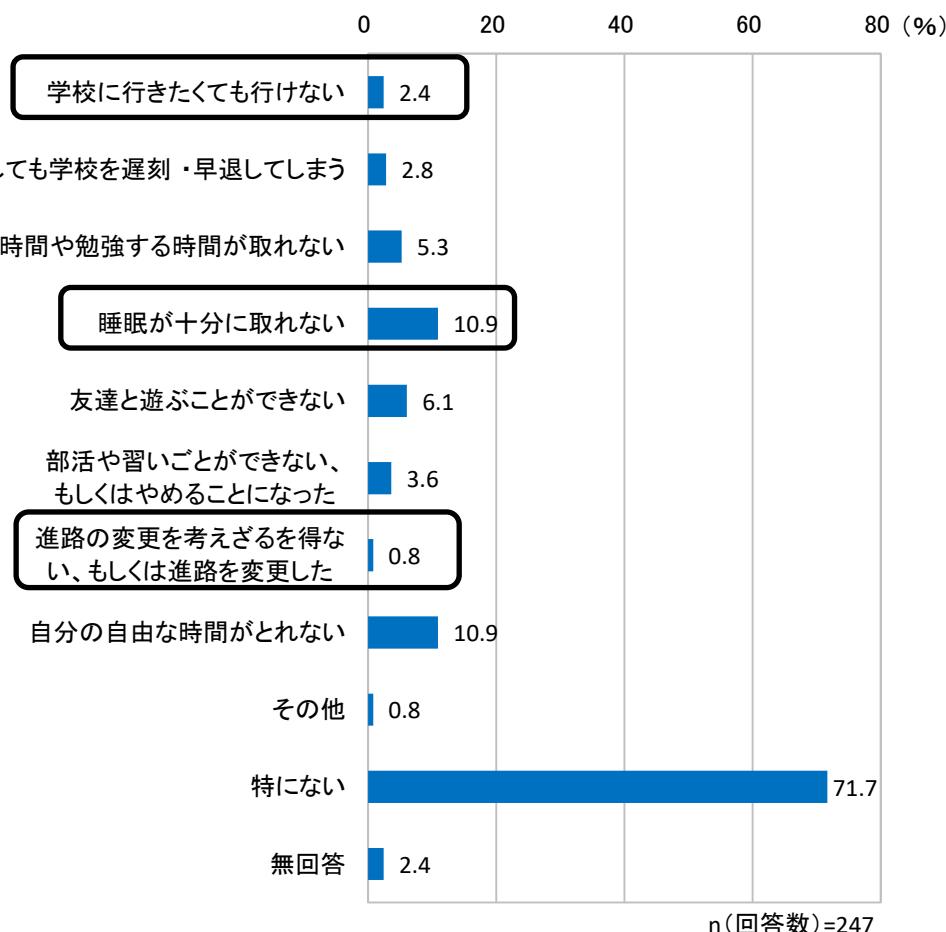


⑰ やりたくてもできないことの有無について【小学5・6年生、中学生】

- 「睡眠が十分に取れない」「学校に行きたくても行けない」「進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路を変更した」など、学校生活や進路への弊害になる場合もあります。

⇒児童への支援だけでなく、世帯に対し、教育、福祉サービスなどの関連部署との情報共有、連携を通した取組が求められます。

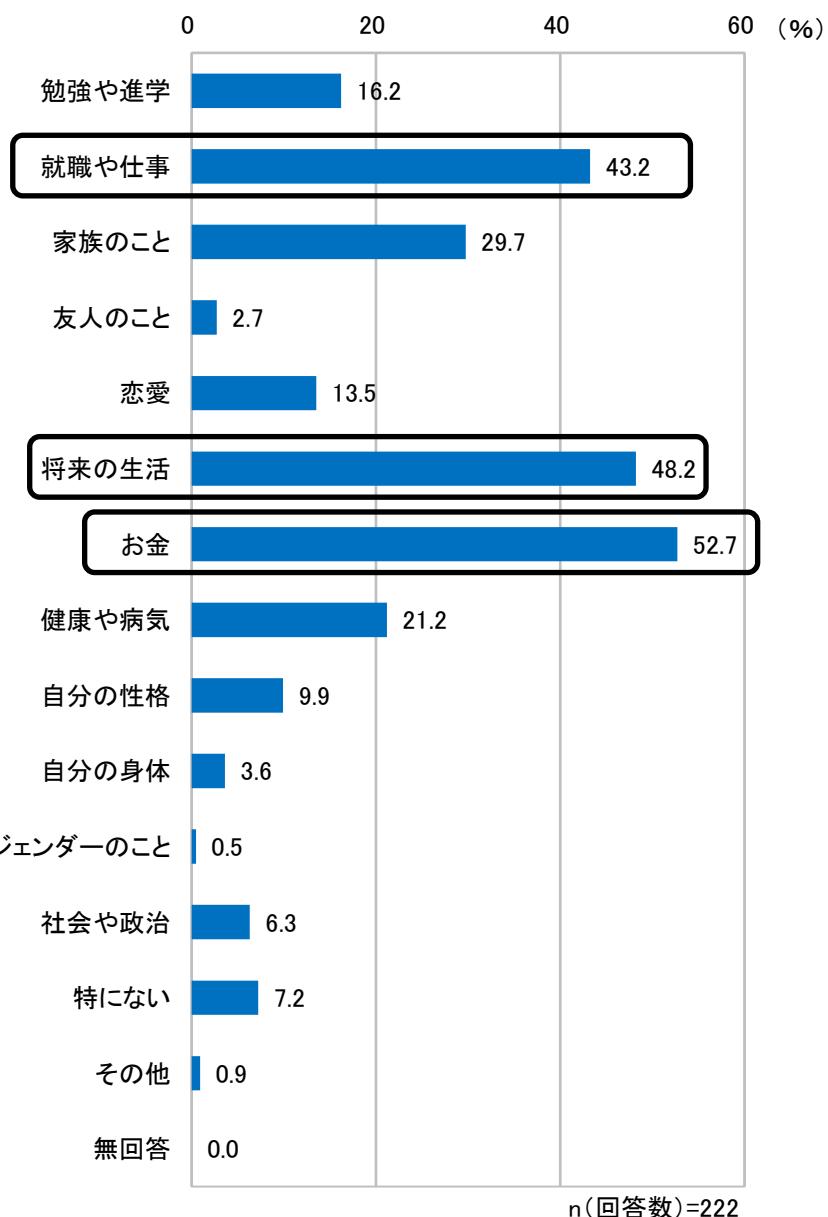
(お世話していることがある場合) やりたくてもできないことの有無（複数回答）



② 悩みごとについて【こども・若者】

- ・悩みごとについては、全体では「お金」「将来の生活」「就職や仕事」の順になっています。年代別に見ると、「15~19歳」では、「勉強や進学」が90.9%、20~29歳では、「就職や仕事」が約6割、20~34歳では、「将来の生活」が約5割、25~39歳では「お金」が約6割となっています。年代が上がるに従って「お金」の割合が増加する傾向にあります。
⇒キャリア形成や人生設計など、幅広い分野での相談対応が求められます。

最近の悩みごと（複数回答）



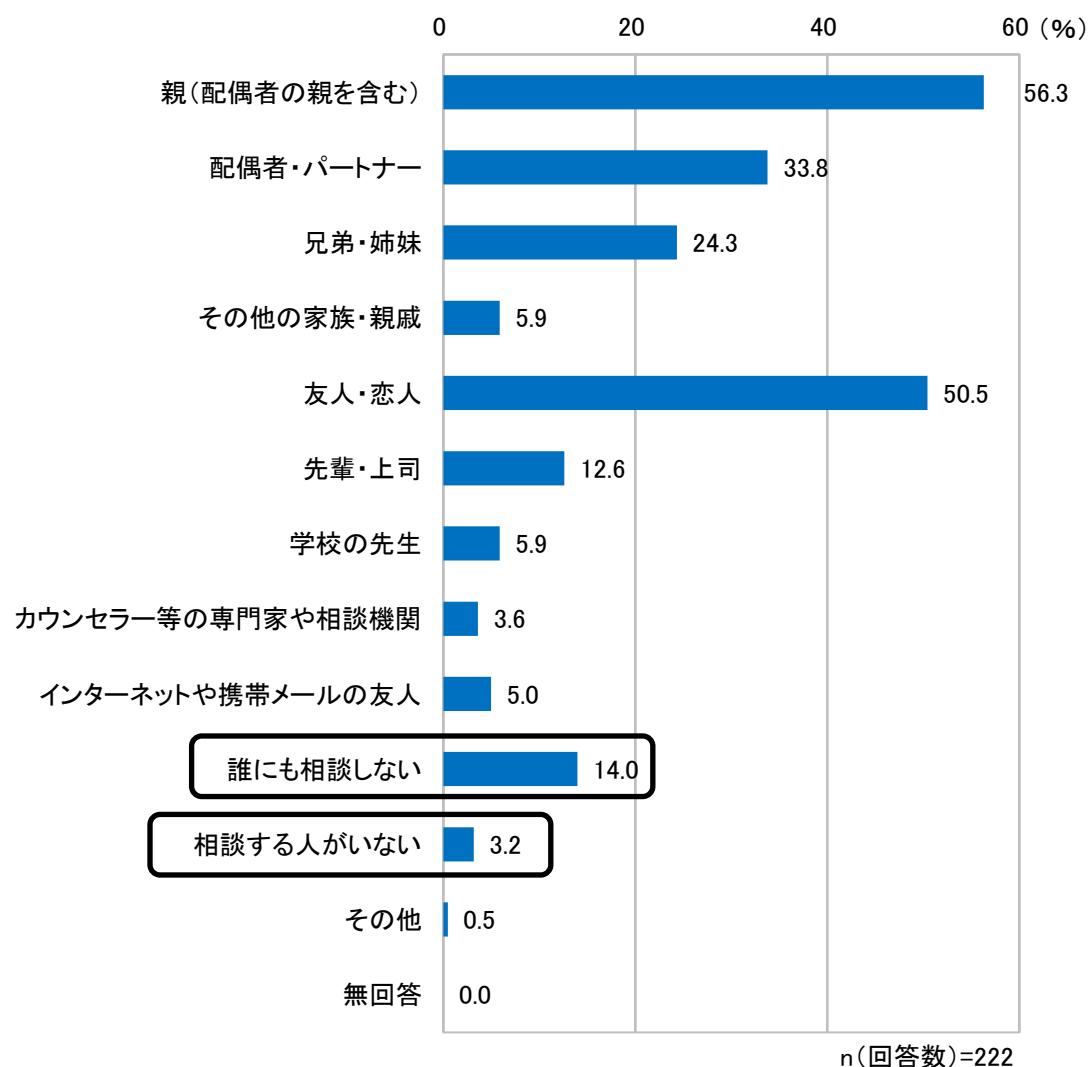
	合計	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳
全体	222 100.0%	33 100.0%	27 100.0%	48 100.0%	52 100.0%	62 100.0%
勉強や進学	36 16.2%	30 90.9%	2 7.4%	2 4.2%	1 1.9%	1 1.6%
就職や仕事	96 43.2%	7 21.2%	17 63.0%	27 56.3%	20 38.5%	25 40.3%
家族のこと	66 29.7%	2 6.1%	0 0.0%	12 25.0%	26 50.0%	26 41.9%
友人のこと	6 2.7%	5 15.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.9%	0 0.0%
恋愛	30 13.5%	4 12.1%	8 29.6%	11 22.9%	5 9.6%	2 3.2%
将来の生活	107 48.2%	12 36.4%	15 55.6%	28 58.3%	29 55.8%	23 37.1%
お金	117 52.7%	7 21.2%	12 44.4%	27 56.3%	33 63.5%	38 61.3%
健康や病気	47 21.2%	2 6.1%	7 25.9%	9 18.8%	8 15.4%	21 33.9%
自分の性格	22 9.9%	4 12.1%	3 11.1%	4 8.3%	4 7.7%	7 11.3%
自分の身体	8 3.6%	2 6.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.9%	5 8.1%
ジェンダーのこと	1 0.5%	0 0.0%	1 3.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
社会や政治	14 6.3%	1 3.0%	2 7.4%	3 6.3%	4 7.7%	4 6.5%
特にない	16 7.2%	5 15.2%	3 11.1%	3 6.3%	1 1.9%	4 6.5%
その他	2 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.9%	1 1.6%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

㉓ 悩みごとの相談先について【子ども・若者】

- 「誰にも相談しない」が30歳以上で約2割、「相談する人がいない」が30歳以上で約4%と全体よりも割合が高くなっています。

⇒「相談しない」という回答では、抱え込みがちな場合もあるため、家族、友人の他、地域の民生委員・児童委員からの情報共有、積極的な支援ができるような体制づくりが求められます。

悩みごとの相談者（複数回答）



	合計	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳
全体	222	33	27	48	52	62
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
親(配偶者の親を含む)	125	22	20	28	24	31
	56.3%	66.7%	74.1%	58.3%	46.2%	50.0%
配偶者・パートナー	75	0	0	18	23	34
	33.8%	0.0%	0.0%	37.5%	44.2%	54.8%
兄弟・姉妹	54	8	9	13	13	11
	24.3%	24.2%	33.3%	27.1%	25.0%	17.7%
その他の家族・親戚	13	1	4	3	1	4
	5.9%	3.0%	14.8%	6.3%	1.9%	6.5%
友人・恋人	112	24	17	27	21	23
	50.5%	72.7%	63.0%	56.3%	40.4%	37.1%
先輩・上司	28	2	3	10	6	7
	12.6%	6.1%	11.1%	20.8%	11.5%	11.3%
学校の先生	13	11	2	0	0	0
	5.9%	33.3%	7.4%	0.0%	0.0%	0.0%
カウンセラー等の専門家や相談機関	8	0	0	3	3	2
	3.6%	0.0%	0.0%	6.3%	5.8%	3.2%
インターネットや携帯メールの友人	11	1	1	2	6	1
	5.0%	3.0%	3.7%	4.2%	11.5%	1.6%
誰にも相談しない	31	3	3	3	11	11
	14.0%	9.1%	11.1%	6.3%	21.2%	17.7%
相談する人がいない	7	1	0	1	2	3
	3.2%	3.0%	0.0%	2.1%	3.8%	4.8%
その他	1	0	0	0	0	1
	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%
無回答	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

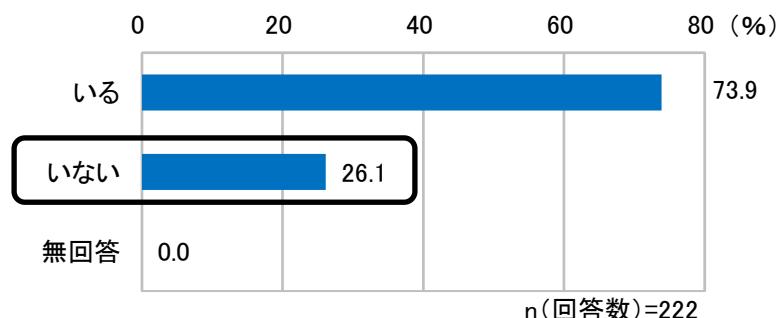


㉔ 相談できる友人などについて【子ども・若者】

- 「いない」の割合は全体では 26.1%ですが、年齢とともに増加しており、「35~39 歳」では、「15~19 歳」の約 2 倍の 35.5%となっています。

⇒年齢とともに「誰にも相談しない」「相談する人がいない」が増える傾向と同じ傾向となっており、職場、仕事などを離れた環境で過ごせる機会、場所の検討が求められます。

何でも話せる友人（単一回答）



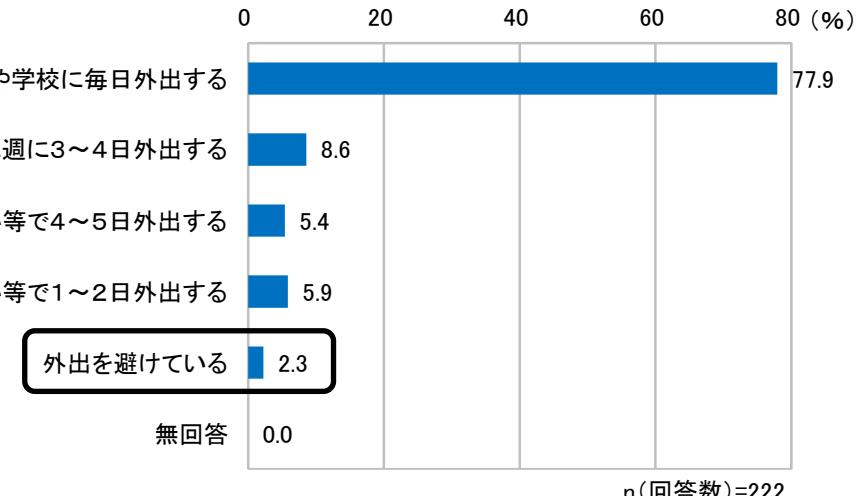
	合計	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳
全体	222	33	27	48	52	62
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
いる	164	27	22	37	38	40
	73.9%	81.8%	81.5%	77.1%	73.1%	64.5%
いない	58	6	5	11	14	22
	26.1%	18.2%	18.5%	22.9%	26.9%	35.5%
無回答	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

㉕ 外出の頻度について【子ども・若者】

- 「外出を避けている」の割合は全体では 2.3%となっており、市の 15~39 歳人口（令和 6 年 4 月 1 日住民基本台帳）から算定すると 178 人となります。

⇒本人だけでなく、家族なども相談などができる機会や場所の検討が求められます。

平日の外出（単一回答）

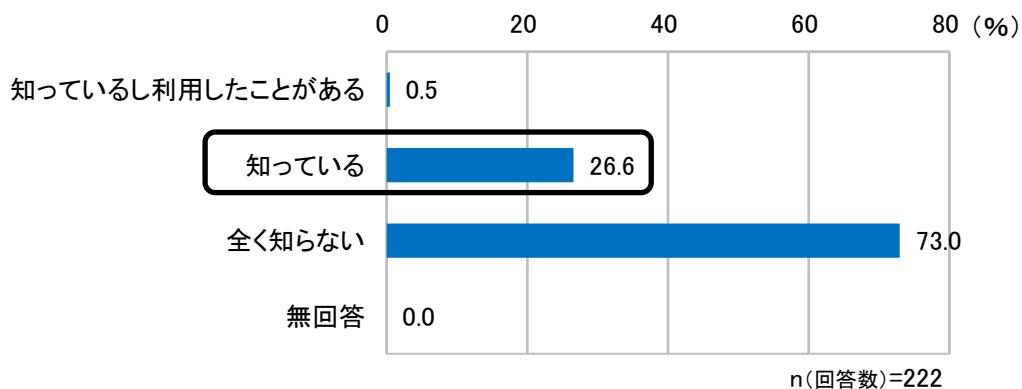


㉖「おおずふれあいスクール」の利用状況について【子ども・若者】

- ・「知っている」の割合が26.6%となっています。

⇒更なる周知や関連機関との連携により、利用に繋げる仕組みづくりが求められます。

「おおずふれあいスクール」の利用状況について（単一回答）

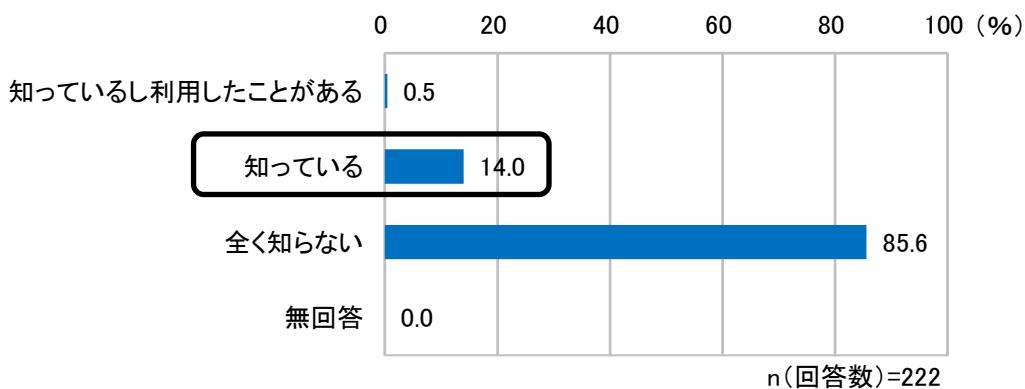


㉗「えひめ若者サポートステーション」の利用状況について【子ども・若者】

- ・「知っている」の割合が14.0%となっています。

⇒更なる周知や関連機関との連携により、利用に繋げる仕組みづくりが求められます。

「えひめ若者サポートステーション」の利用状況について（単一回答）

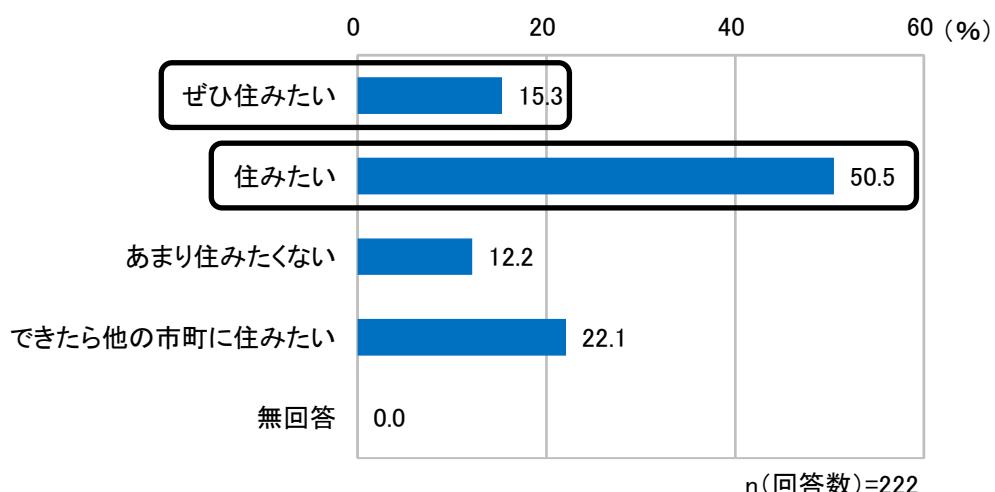


㉙ 将来のくらしについて【子ども・若者】

- ・「ぜひ住みたい」「住みたい」の割合の合計が65.8%となっています。

⇒「住みたくない」理由への対応と併せ、「住みたい」理由となる市の強み、魅力の発信、周知などが求められます。

今後の大洲市での居住について（単一回答）

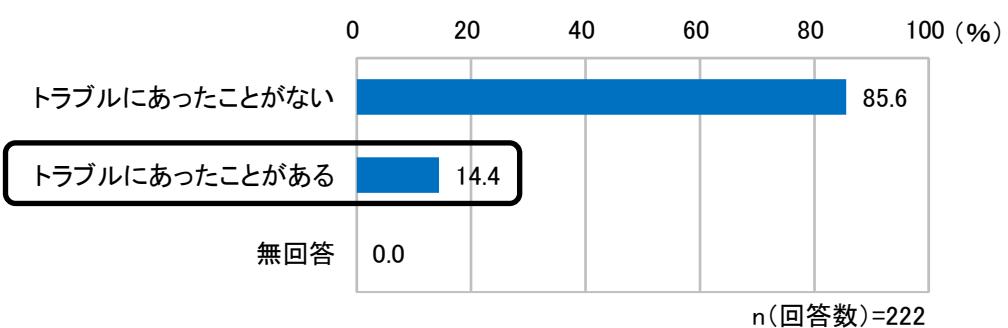


㉚ デジタル型交流について【子ども・若者】

- ・ネットでつながった人との関係において、「トラブルにあったことがある」の割合が14.4%となっています。

⇒トラブルを未然に防ぐ対策やトラブルになった場合の対応、相談先などの周知が求められます。

タブレットやスマートフォン、携帯電話を使用していて友達・家族・ネットでつながった人・全く見知らぬ人の関係について（単一回答）



3 市の現状から見た課題やニーズについて

市の統計などの現状把握及びアンケート調査結果から、現状における課題と今後検討すべき方向性やニーズについて取りまとめました。

(1) 課題及び今後検討すべき方向性やニーズ（一覧）

No.	市の現状における課題	今後検討すべき方向性やニーズ
1	実績人口の推計、人口推計で更なる少子化が進むことが想定されます。	子ども・子育て支援事業、サービスの充実を図る一方で、近い将来、利用者の減少があることを含めた拠点展開などの検討が求められます。
2	自然増減だけでなく、社会増減でも近年、マイナスが継続しています。	子ども・子育て支援事業、サービスの数字的な確保だけでなく、サービスの質などの向上も求められます。 こども、保護者が不安なく過ごせるような、相談体制の確立が求められます。
3	18歳未満の親族のいる世帯数、割合も継続して減少しています。こどものいる世帯が地域でも減少しています。	世帯人員が減少する状況で、地域でこどものいる世帯を見守る地域性、ネットワークの構築が求められます。
4	市の就業率は、男女とも全国値を上回っており、子ども・子育て支援へのニーズが高いと考えられます。	子ども・子育て支援事業、サービスに対する量の見込の増大が想定されます。また、就業に関する相談体制も求められます。
5	男女とも各年齢層で未婚率が上昇しています。	経済的な支援、住居に対する支援などで若い夫婦が不安なく過ごせる施策の検討が求められます。
6	「一時預かり」の利用希望者が多くなっています。	令和8年度からは、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の給付も始まるため、対象者に応じた機能分担の検討が求められます。
7	「こども誰でも通園制度」の利用意向が多くなっています。	令和8年度からの実施に向けた体制構築と周知に向けた取り組みが求められます。
8	こどもが病気やけがの場合に利用できる事業へのニーズが高くなっています。	病児保育事業の実績は増加傾向にあり、今後も利用したいときに利用できるような体制整備が求められます。
9	「こどもの看護を理由に休みがとれない・とりづらい」の割合が約8割となっています。	職場・勤務先などにおける子育てに対する理解や柔軟な勤務体制などの構築が求められます。
10	フルタイム就労の母親の割合が前回調査より約5ポイント増加しています。	教育・保育サービスへのニーズがこれまで以上に高くなることが見込まれます。
11	現在、フルタイム勤務でない母親で「フルタイムへの勤務を希望」する者が約25%となっています。	教育・保育サービスへのニーズがこれまで以上に高くなることが見込まれます。
12	「育児休業を取得した」母親の割合が前回調査よりも増加しています。	制度の利用が進んでいる一方、保護者の相談体制など、定期的な教育・保育サービス以外の子育て支援事業の充実が求められます。

No.	市の現状における課題	今後検討すべき方向性やニーズ
13	「育児休業を取得した」父親の割合が前回調査よりも増加しています。	制度の利用が進んでいますが、7.3%とまだ少数です。職場・勤務先などにおける子育てに対する理解や柔軟な勤務体制などの構築が求められます。
14	相談先のない保護者（未就学児）の割合が2.0%となっています。割合は少ないですが、19人程度の未就学児童の保護者が相談できない状況となっています。	相談先の周知や手段の多様化だけでなく、能動的な支援につながるような関連機関との情報共有、連携の体制構築が求められます。
15	「土曜一日保育」「休日（日・祝日）保育」の利用意向の他、「医療的ケア児受入れ」へのニーズも高くなっています。	現状の定期的な教育・保育の利用曜日の拡大や医療的ケア児への対応などについて、人員確保への支援などが求められます。
16	相談先のない保護者（就学児）の割合が4.6%と未就学児保護者よりも高い割合となり、35人程度の就学児の保護者が相談できない状況となっています。	相談先の周知や手段の多様化だけでなく、能動的な支援につながるような関連機関との情報共有、連携の体制構築が求められます。（同未就学児保護者）
17	「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用意向は実際の利用率よりも高い割合となっています。	放課後児童クラブ（学童保育）は、今後もニーズの増加が見込まれます。
18	こどもだけ、または「ひとりで夕食を食べる割合が約1割となっています。	約1割の児童が親不在の状況で晩ごはんを食べており、支援の検討が求められます。
19	小学5年生～中学3年生のうち121人程度の児童が相談できない状況となっています。	相談しやすい環境への取組や積極的なアウトリーチに向けた支援の検討が求められます。
20	こども食堂などについて「あれば利用したいと思う」の意向が3割以上となっています。	サービス提供に向けた検討が求められます。
21	勉強を無料で見てくれる場所について「あれば利用したいと思う」の意向が2割以上となっています。	サービス提供に向けた検討が求められます。
22	「よく頭やおなかがいたくなったり、気持ち悪くなったりする」に対して該当する児童が半数以上となっています。	相談体制と併せ、体調の確認や不調時の対応への体制構築が求められます。
23	「私は、心配ごとが多く、いつも不安だ」に対して該当する児童が約半数となっています。	相談体制と併せ、体調の確認や不調時の対応への体制構築が求められます。
24	「私は、他のこどもから、いじめられたり、からかわれたりする」に対して該当する児童の割合が16.3%となっています。	早期に相談ができるような体制や、未然に防ぐ取組が求められます。
25	将来の夢があるかについて、学年が上がるにつれて減少傾向となっており、小学5年生の90.1%から中学3年生の66.9%まで大幅に減少しています。	こどもの夢を育める環境、機会などを検討することが求められます。
26	小学5年生～中学3年生のうちヤングケアラーと想定される児童がいます。	対象者の確認や支援に向けた体制構築が求められます。
27	ヤングケアラーにより「学校に行きたくても行けない」「進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路を変更した」など、学校生活や進路への弊害になる場合があります。	児童への支援だけでなく、世帯に対し、教育、福祉サービスなどの関連部署との情報共有、連携を通した取組が求められます。
28	若者の年代が上がるに従って、悩み事に「お金」の割合が増加する傾向にあります。	キャリア形成や人生設計など、幅広い分野での相談対応が求められます。

No.	市の現状における課題	今後検討すべき方向性やニーズ
29	30歳以上で「誰にも相談しない」、「相談する人がいない」の割合が高くなっています。	抱え込みなどの懸念もあるため、家族、友人の他、地域の民生委員・児童委員からの情報共有、積極的な支援ができるような体制づくりが求められます。
30	相談できる友人などが「いない」の割合は年齢とともに増加しており、「35～39歳」では、「15～19歳」の約2倍の35.5%となっています。	年齢とともに「誰にも相談しない」「相談する人がいない」が増える傾向となっており、職場、仕事などを離れた環境で過ごせる機会、場所の検討が求められます。
31	「外出を避けている」若者（15～39歳）は178人程度と想定されます。	本人だけでなく、家族なども相談などができる機会や場所の検討が求められます。
32	「おおずふれあいスクール」「えひめ若者サポートステーション」の利用・認知状況が進んでいません。	更なる周知や関連機関との連携により、利用に繋げる仕組みづくりが求められます。
33	将来も大洲市に「ぜひ住みたい」「住みたい」の割合の合計が65.8%となっています。	「住みたくない」理由への対応と併せ、「住みたい」理由となる市の強み、魅力の発信、周知などが求められます。
34	ネットでつながった人との関係において、「トラブルにあったことがある」の割合が14.4%となっています。	トラブルを未然に防ぐ対策やトラブルになった場合の対応、相談先などの周知が求められます。

（2）課題及び今後検討すべき方向性やニーズ（まとめ）

- ①子育て環境の変化への対応～少子化の一方で女性就業率は向上
- ②新制度への対応～こども誰でも通園制度などの導入に向けた取組
- ③相談できる機会の拡大～誰もが相談しやすいまちへ
- ④取り残さない支援のしくみ作り～貧困、ヤングケアラーなどへの支援
- ⑤大洲の魅力創造～こどもたちの夢、未来を育む



第3章 計画の基本的な考え方

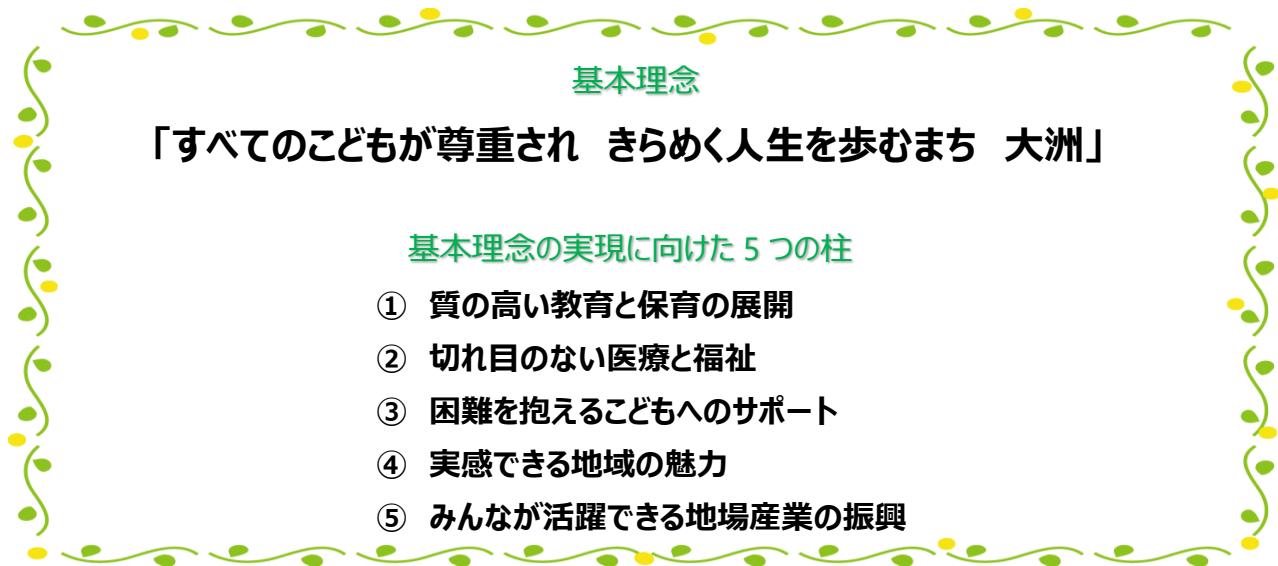
1 計画の基本理念

「第2期大洲市子ども・子育て支援事業計画」では、「第1期大洲市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を踏まえ「ともに支え愛 きらめきキッズ 大洲」を基本理念とし、「教育・保育の充実」、「子ども・子育て家庭への多様な支援」、「健康づくりへの支援」、「安全で安心な支え合う地域づくり」の4つを基本目標として掲げてきました。

一方、まちづくりの基本となる大洲市総合計画では、まちづくりの将来像を「きらめくおおず～みんな輝く肱川清流のまち～」とし、福祉分野では、「安心きらめくまちづくり」を基本目標に位置付け、保健・医療・福祉の充実や地域における支えあいにより、誰もが生きがいを持ち、安心して健やかに暮らせるまちを目指しています。

また、教育分野では、「文化きらめくまちづくり」を基本目標に位置づけ、社会全体でふるさとの誇りと愛着を持つこどもたちを育み、市民がたゆまぬ学びの中で絆を深めていくことで、誰もが地域社会の一員として活躍し続けるまちを目指しています。

こうした本市が目指している方向性とこども大綱で示される「こどもまんなか社会」の実現を目指し、本計画の基本理念を次のとおり掲げます。



こども大綱では、「こどもまんなか社会」を目指し、全てのこども・若者が、保護者や地域に支えられ、見守られ、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会が示されています。本市においても、地域社会全体で、こども・若者を権利の主体として認識し、行動していくことで、こどもが自身の「きらめく未来」に向かって、明るい展望を持ちながら成長していくけるまちを目指します。その成果として、こどもの未来が大洲市の希望となるような「きらめく大洲」を創っていきます。

2 子どもの人口の見通し

計画期間における子どもの人口の見通しは、以下のとおりです。3歳刻みの年齢層で合計を表記していますが、各年齢層及び全年齢層（0～11歳合計）において、子どもの人口は減少傾向となっています。

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	164	159	154	150	146
1歳	168	166	161	156	152
2歳	175	169	167	162	157
0～2歳合計	507	494	482	468	455
3歳	217	174	168	166	161
4歳	223	215	173	167	165
5歳	244	223	215	173	167
3～5歳合計	684	612	556	506	493
6歳	273	241	220	212	170
7歳	244	271	239	218	210
8歳	297	244	271	239	218
6～8歳合計	814	756	730	669	598
9歳	274	293	240	267	235
10歳	330	274	293	240	267
11歳	293	329	273	292	239
9～11歳合計	897	896	806	799	741
0～11歳合計	2,902	2,758	2,574	2,442	2,287

令和2～令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口によるコホート変化率法により算出

3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」の必須記載事項に定められています。

本市は、平成17年1月11日、いわゆる、平成の大合併により、旧大洲市・旧長浜町・旧肱川町・旧河辺村が新設合併して現市域となりました。現在、人口の8割近くが旧大洲市に集中しています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画にはなりますが、弹力的な運用がしづらいものとなります。そこで本市では、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全市一地区と設定します。

4 計画の基本目標

本計画では、基本理念を踏まえ、子どもから保護者、家庭から施設・事業所、それらを地域全体、切れ目なく支援を行うために、5つの視点による基本目標を設定しました。

1. ライフステージを通した視点

「こどもまんなか社会」の実現に向け、全ての年齢層の子どもに対して、権利擁護、保健・医療、経済的な支援など、ライフステージを通した縦断的な施策を開します。

2. こどもの誕生前から幼児期における視点

全ての子どもが愛情に包まれ、健やかに成長する基礎を培い、安心・安全な育児環境を築き、人生の確かなスタートを切るために母子、家族などを含めた支援を進めます。

3. 学童期・思春期における視点

身体も心も大きく成長し、自己肯定感や自己有用感、道徳性、社会性などを育む時期であり、他者や社会との関わりの中で自己のアイデンティティを形成していく時期において、家庭、学校、地域などで子どもを支える施策を開します。

4. 青年期における視点

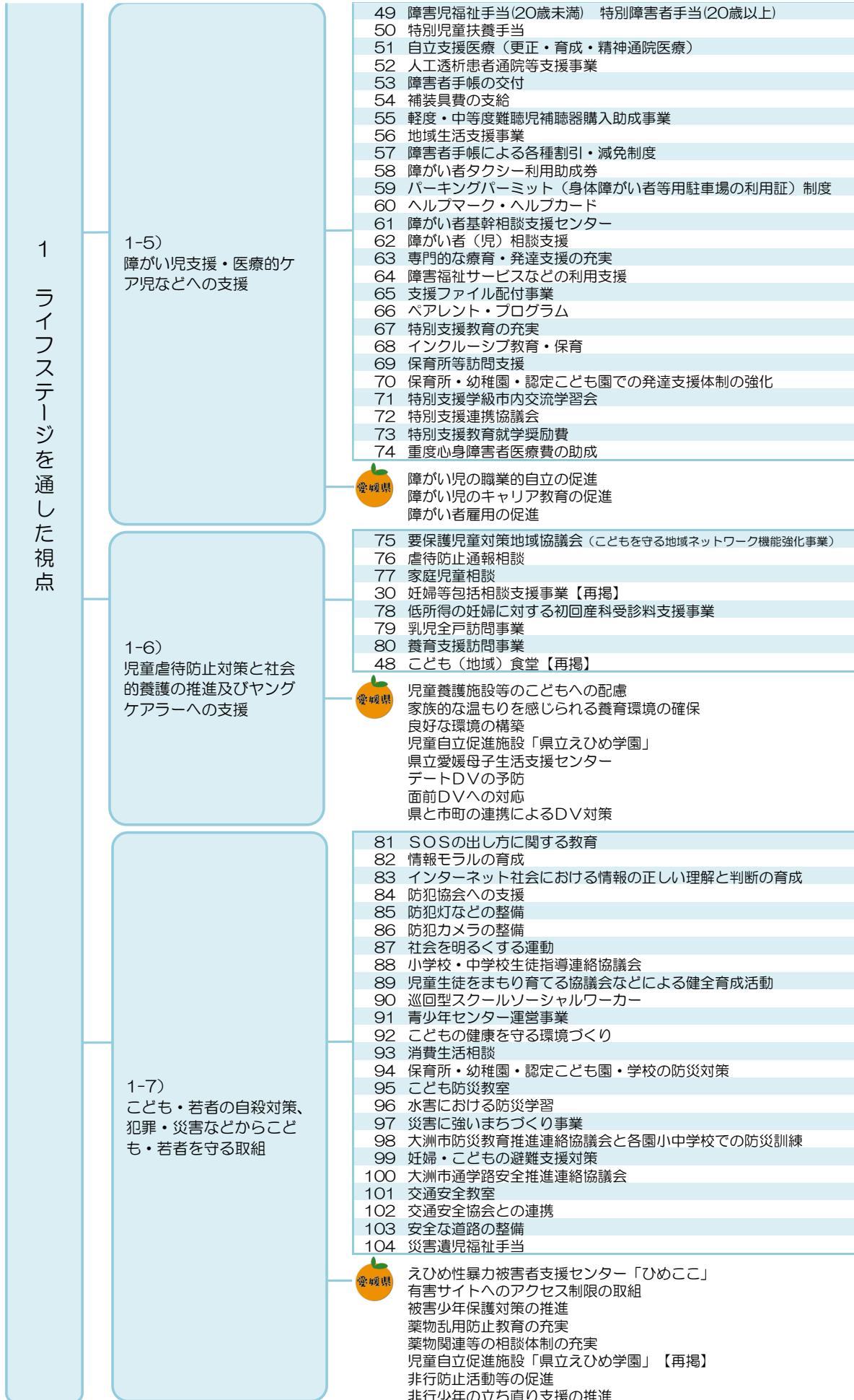
大学などの進学や就職など、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を広げる時期において、子どもの未来を見据えた支援を進めます。

5. 子育て当事者への視点

子どもの成長を支え、見守る親、家族などの子育て当事者が、不安なく子育てに関われるよう地域や職場なども含めた支援を進めます。

5 施策の体系





基本視点	基本施策	施策項目
2 子どもの誕生前から幼児期における視点	2-1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	105 不妊治療費等助成事業 30 妊婦等包括相談支援事業【再掲】 106 妊婦一般健康診査事業 107 妊婦歯科健康診査事業 78 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業【再掲】 108 妊婦のための支援給付 109 国民健康保険出産育児一時金 110 国民健康保険産前産後保険料の軽減 111 両親学級 112 産前・産後サポート事業 113 教室事業、育児相談事業 114 子育てカレンダー、チャイルドノートなど 115 妊娠期、子育て期における食育の推進 116 新生児聴覚検査 117 拡大新生児スクリーニング検査費用助成事業 118 未熟児養育医療給付事業 119 産婦健康診査事業 120 産後ケア事業 121 1か月児健康診査事業 122 乳児一般健康診査事業 123 訪問指導 79 乳児全戸訪問事業【再掲】 124 乳幼児健康診査 125 歯科健康診査 126 3歳児視聴覚精密検査事業 36 電子母子手帳アプリの活用事業【再掲】 127 予防接種の受診促進 128 栄養相談 129 保健推進員の養成 130 民生委員・児童委員による相談支援
	2-2) 子どもの誕生前から幼児期までの安心を伴う子どもの成長の保障と遊びの充実	131 病児・病後児保育事業 132 地域子育て支援センターの充実 133 地域子育て支援センターにおける食育推進 134 ウッドスタート事業 135 ブックスタート事業 136 保育園幼稚園親子絵本ふれあい事業 137 公立幼稚園での3歳児の受け入れ 138 地域型保育施設との連携 139 広域入所保育事業 140 こども誰でも通園制度 68 インクルーシブ教育・保育【再掲】 141 延長保育・預かり保育事業 142 一時預かり事業 143 保育所における土曜日保育 144 子ども・子育て関連業務の業務継続計画の運用 6 アクティブラーニングプログラム【再掲】 145 就学前施設と小学校との連携強化 146 地域交流事業 147 幼児教育・保育の無償化 148 第2子以降保育料無料化事業 149 第2子以降給食費減免事業 150 ひとり親家庭の保育料軽減 151 保育所・幼稚園・認定こども園での給食の充実 152 保育所・幼稚園・認定こども園での食育推進 153 食育コンクール 63 専門的な療育・発達支援の充実【再掲】 154 乳幼児発達相談 155 乳幼児フォローアップ教室（チューリップ教室） 156 巡回相談 157 幼児の言葉の指導 72 特別支援連携協議会【再掲】 158 就学前施設職員研修 159 公立就学前施設の再編推進 160 大洲市U+Jターン保育士支援事業 161 新規移住就業者家賃補助 162 福祉サロン活動での多世代交流

基本視点	基本施策	施策項目
3 学童期・思春期における視点	3-1) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生など	163 人権教育の推進 164 隣保館事業 165 豊かな心の育成と社会性を高める教育 166 学力向上推進計画の策定と実践 167 大洲市教育研究所における各教科班会などの取組 168 学校の教育力向上推進事業 169 小学校理数専科の配置 170 國際理解教育 23 消費者教育推進事業【再掲】 171 I C T 教育の推進 82 情報モラルの育成【再掲】 83 インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成【再掲】 172 学校における食育の充実 173 学校給食の充実 174 体力アップ推進計画の策定と実施 153 食育コンクール【再掲】 175 地域の特色を生かした学校づくり 176 こどもの読書活動の推進 177 うちどく事業 178 多読書者表彰 179 小中学生の保護者などへの相談支援 180 市教育相談 146 地域交流事業【再掲】 181 P T A 活動との連携 182 地域学校協働活動 183 地域未来塾 184 学校施設整備・修繕事業 21 おおす親と子のコンサート【再掲】 185 スポーツ環境の充実 186 指導者・ボランティア・選手・愛好者の養成及び確保 187 家族で楽しむスポーツの推進 188 小・中学生のための施設無料開放
	3-2) 居場所づくり	189 児童館・児童センターの充実 190 児童館・児童センターの利用年齢層の拡大 191 放課後児童クラブの充実 192 放課後児童クラブにおける土曜日保育 193 放課後こども教室の設置 194 世代を越えて集える居場所づくり 164 隣保館事業【再掲】 195 伝統文化が継承される地域づくりの推進 196 図書館の充実 197 博物館の充実
	3-3) 小児医療体制、心身の健康などについての情報提供やこころのケアの充実	198 小児の休日・夜間救急医療体制 199 学校における各種健康診断 156 巡回相談【再掲】 34 思春期健康教育事業【再掲】 200 相談窓口の周知
	3-4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	201 進路指導の推進と充実 202 キャリア教育 203 青少年の健全育成 204 「家族の出番です」通信講座事業 205 大洲産業フェスタ 206 地場産業の体験機会の創出 207 高校生チャレンジプログラム 208 ふるさと学習の推進  青少年の政治参画の促進【再掲】
	3-5) いじめ防止	209 いじめを許さない人権意識の醸成 210 大洲市いじめの防止等のための基本的な方針 211 「いじめOの日」の各学校の活動 212 スクールカウンセラーの配置 90 巡回型スクールソーシャルワーカー【再掲】
	3-6) 不登校のこどもへの支援	213 教育支援センター「おおすみれあいスクール」 214 たんぽぽひろば（個別相談） 215 不登校のこどもに関する電話、面接相談 212 スクールカウンセラーの配置【再掲】 90 巡回型スクールソーシャルワーカー【再掲】
	3-7) 校則の見直しと体罰や不適切な指導の防止	 体罰や不適切な指導の防止
	3-8) 高校中退の予防、高校中退後の支援	 高校中退の予防のための取組 教育相談活動の充実 高校中退者への学習相談・学習支援 ニート化の未然防止 高等学校等就学支援金

基本視点	基本施策	施策項目
4 青年期における視点	4-1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実	38 大洲市奨学金【再掲】  高等教育の修学支援【再掲】
	4-2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	216 就労準備支援事業 217 若者の職場づくりの支援 218 若者の定住環境の確保 219 ひめボス宣言 220 女性活躍推進事業 221 大洲市における創業支援 222 いよぎんハ幡浜・大洲・西予・伊方みらい起業塾
	4-3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	 高等教育の修学支援【再掲】 ジョブカフェ愛w o r k【再掲】 職業的自立支援【再掲】 223 出会いの場創出事業 224 結婚新生活支援事業
	4-4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	225 青少年センターの相談活動 200 相談窓口の周知【再掲】 226 ハラスメント悩み相談室
5 子育て当事者への視点	5-1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	78 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業【再掲】 108 妊婦のための支援給付【再掲】 227 出産世帯応援事業 228 出産世帯奨学金返還支援事業 47 紙おむつ券交付事業【再掲】 39 児童手当【再掲】 31 こども医療費の助成【再掲】 32 国民健康保険未就学児均等割保険料の軽減【再掲】 147 幼児教育・保育の無償化【再掲】 148 第2子以降保育料無料化事業【再掲】 149 第2子以降給食費減免事業【再掲】 37 就学援助【再掲】 38 大洲市奨学金【再掲】 45 生活保護【再掲】 46 生活困窮者自立支援制度【再掲】 161 新規移住就業者家賃補助【再掲】
	5-2) 地域子育て支援、家庭教育支援	 高等教育の修学支援【再掲】 132 地域子育て支援センターの充実【再掲】 229 育児サークルを通じた交流などの促進 80 養育支援訪問事業【再掲】 140 こども誰でも通園制度【再掲】 131 病児・病後児保育事業【再掲】 142 一時預かり事業【再掲】 230 ファミリー・サポート・センター事業 231 子育て短期支援事業 77 家庭児童相談【再掲】 232 家庭教育支援チームによる支援活動 233 子育て支援サイト「るるる」 234 子育て支援マップによる情報提供 235 愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」 179 小中学生の保護者などへの相談支援【再掲】 236 児童福祉の相談窓口 237 自治会活動への支援
	5-3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	238 男女共同参画意識啓発事業 239 育児休業・看護休業などの導入と活用の促進 240 えひめの女性お仕事応援プロジェクト 219 ひめボス宣言【再掲】 220 女性活躍推進事業【再掲】 241 愛媛働き方改革推進支援センター 242 困難な問題を抱える女性のための悩み相談 141 延長保育・預かり保育事業【再掲】 143 保育所における土曜日保育【再掲】 192 放課後児童クラブにおける土曜日保育【再掲】
	5-4) ひとり親家庭への支援	 親の学び直しの支援 40 児童扶養手当【再掲】 41 ひとり親家庭医療費の助成【再掲】 42 ひとり親家庭等相談事業【再掲】 43 母子・父子家庭緊急小口貸付【再掲】 44 母子・父子自立支援プログラム策定事業【再掲】 243 ひとり親家庭等自立支援 244 母子（寡婦）・父子福祉資金貸付金 245 ひとり親家庭等自立支援給付金事業 150 ひとり親家庭の保育料軽減【再掲】
		 県立愛媛母子生活支援センター【再掲】

第4章 分野別施策の展開（基本施策と取組事項）

1 ライフステージを通した視点

1-1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有など

本市の全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、子どもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体などと連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知します。

子どもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力、ヤングケアラーなど、子どもの権利侵害を許さないという意識を本市全体に浸透させるとともに、困難を抱えながらもSOSを発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、こどもや若者、全ての大人を対象に、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
1	子どもの権利条約に関する啓発	子どもの権利条約の啓発に向けて、広報活動を引き続き推進します。人権啓発指導員を各地区や学校、行政における人権学習会に派遣し、計画的・継続的に実施することで、子どもの権利に関する意識の高揚を図ります。	人権啓発課
2	人権擁護事業	法務局や人権擁護委員と連携し、人権擁護活動を行います。近年インターネットやSNSによる人権侵害が増加しているため、市内の学校などにおいて、加害者にも被害者にもならないためのスマートフォン・携帯電話の適切な利用に関する学習会を行います。	人権啓発課
3	人権啓発事業	人権を尊重する意識の高揚を図り、実践力を育成します。多様化する人権課題に対して効果的な啓発を推進します。	人権啓発課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
4	人権・同和教育	同和問題をはじめとする様々な人権問題の一日も早い解決を目指し、学校・家庭・地域社会、関係機関・団体などとの連携を密にして人権・同和教育を地域ぐるみで推進します。	人権啓発課
5	大洲市パートナーシップ宣誓制度	パートナーシップ宣誓制度導入の意義を周知させるとともに、性の多様性に関する理解を深めていきます。さらに、人権尊重のまちづくりの実現に向けて、ファミリーシップ制度の導入を検討します。	人権啓発課

1-2) 多様な遊びや体験学習など、活躍できる機会づくり

遊びや体験などは、以後の学びへ繋がるものであることから、市、地域、学校・就学前施設、家庭、若者、民間団体などが、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、連携・協働していきます。

こども・若者の年齢や発達の程度に応じて、城下町としての良好な歴史文化や風光明媚な自然遺産など、独自の地域資源を生かした様々な遊びや体験学習などの機会を提供することで、地域の魅力の理解を促し、誇りや愛郷心を育み、将来にわたって住み続けたいまち「大洲」への意識醸成を図ります。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
6	アクティブラーニングプログラム	サッカー教室や和太鼓教室など、保育所・認定こども園・幼稚園における体験学習の充実を図ります。	子育て支援課
7	科学体験フェスティバル	科学・工作・生物観察などを直接体験できる機会をこどもたちに提供するため、科学体験フェスティバルを開催します。	文化振興課
8	子ども教室	様々な体験学習や他校の児童との交流を通じた児童の健全育成を図るため、絵画や英会話などの子ども教室を開催します。	文化振興課
9	青少年交流の家体験活動	小学校5年生を対象に、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、「生きる力」を育成することを目的とし、大洲青少年交流の家を利用して1泊2日の宿泊体験を実施します。	教育総務課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
10	室戸自然の家体験活動	中学1年生が、高知県室戸市の自然や海辺での各種野外体験活動を行う中で、自らの資質の向上、豊かな人間性の形成を図ります。	教育総務課
11	修学旅行平和学習	小中学校の修学旅行において、平和学習の機会を設け、資料館の見学や語り部を活用した体験活動の導入を行います。	教育総務課
12	友好都市交流の充実	滋賀県高島市などの友好都市との交流を通じて、こどもたちの仲間づくりや文化交流を推進します。	教育総務課
13	総合的な学習の時間などを利用した地域に関する学習	総合的な学習の時間に、大洲の伝統行事や地域産業、市の移り変わりなどを探究的に学習し、学習して得た知識の発表などで児童生徒たちに深化させるよう学習の機会を設けます。	教育総務課
14	総合的な学習の時間などを利用した自然環境に関する学習	総合的な学習の時間に、地域の自然環境や河川の生態系などを探究的に学習し、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶことを目的とし、自然観察など五感を使って自然に触れ合う体験型環境学習を実施します。	教育総務課
15	歴史まちづくり・景観まちづくり事業	歴史的風致維持向上計画に基づき各種事業を行い、地域の歴史文化について学習する機会を創出します。	都市整備課
16	肱川かわまちづくり事業	肱川への愛着、親水意識を高めるための事業、また自然再生をテーマとした事業を行います。	都市整備課
17	歴史文化・自然科学教室	歴史文化教室や自然科学教室を開講することにより、多様な歴史学習や自然体験学習活動の機会を提供していきます。	文化振興課
18	環境教育	持続可能な社会の実現のため、ごみの減量化・再資源化の推進のように身近な問題から地球温暖化対策などの大きな問題まで、成長過程に応じた様々な内容の環境教育を実施し、一人ひとりが自主的に保全活動などに取り組むきっかけ作りを行います。	環境生活課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
19	肱川クリーンフェスタ	肱川沿いの清掃やイベントを通じて、海洋ごみ問題が市民一人ひとりの問題であることに気づき、郷土美化と肱川の清流保全、ひいては海洋ごみの撲滅につながる取り組みを始めるきっかけづくりとなるよう取り組みます。	環境生活課
20	文化芸術に関する体験学習	「歌いつごう日本の歌開催事業」「豊かな器楽体験推進事業」などの県の事業を積極的に活用し、学校での芸術鑑賞行事を、今後も継続して実施していきます。	教育総務課
21	おおず親と子のコンサート	国内外で活躍する演奏者の音楽を通して、大洲市民の文化・芸術の向上並びに青少年の豊かな感性及び創造力の育成を図ることを目的として開催します。	文化振興課
22	えひめジョブチャレンジU-15事業	中学2年生を対象に、地域コーディネーターや各事業所の協力を得て、地域産業への理解を深めながら、地元の良さを感じる職場体験活動を行います。	教育総務課
23	消費者教育推進事業	契約のルールやお金の使い方など、消費者トラブルにあわないために、出前講座などを通してライフステージに応じた消費者教育を実施します。	商工産業課
24	外国語指導助手招致事業	ALTを各中学校と小学校2校をベース校として配置し、英語学習と支援体制の充実を図ります。	教育総務課
25	日本語指導支援員の導入	帰国・外国人児童生徒に対して、必要に応じて日本語指導や学習支援を行います。	教育総務課
26	健康教育の充実と体力の向上	自ら進んで運動に親しみ、心身を鍛えようとする意欲や態度を育成し、また食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につける食育の充実に努めます。	教育総務課
27	公共施設の有効活用	学校などの運動場や体育館について、地域住民の利用を促進していきます。また、閉校施設などの有効活用に努めます。	教育総務課 スポーツ振興課
28	公園整備事業	公園について効果的な整備を進め、機能・利便性の向上を図るとともに、既存公園の長寿命化対策及び計画的な維持修繕を実施します。	都市整備課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
29	重層的支援体制の整備	乳幼児から高齢者までを含む全ての市民が抱える可能性がある複合的な課題（ヤングケアラー、8050問題やゴミ放置住宅など）を包括的に受け止め、継続的な支援を行いつつ、市による包括的な支援体制構築のため、重層的支援体制の整備に取り組みます。	社会福祉課 こども家庭センター

	施策項目	施策内容
	「少年の日」による自己確立の促進	県社会福祉協議会の主唱により定めた「少年の日」を通じて、社会の一員としての自覚を新たに促し、将来を見据えて志を立て、心身共に健康で自律的に行動できる生徒の育成に努めます。
	青少年の政治参画の促進	教育基本法や学習指導要領に基づき、政治的教養の教育を充実させ、国家及び社会の形成者として必要な資質を養います。

1-3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症などへの適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦などを含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
30	妊婦等包括相談支援事業	不妊や不育、若年妊婦や予期せぬ妊娠、基礎疾患を持つ方の妊娠など、個々の事情に寄り添った相談を行い、関係機関と連携しながら、必要な支援を行うことで安全な出産に繋げます。	こども家庭センター
31	こども医療費の助成	18歳までのこどもに対して医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	市民課
32	国民健康保険未就学児均等割保険料の軽減	子育て世帯の経済的負担軽減のため、未就学児に係る均等割保険料について5割を軽減します。	市民課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
33	保育所・幼稚園・認定こども園・学校の感染症対策	新型インフルエンザなどの流行時及び新興感染症の発生時に、その被害を最小限に食い止めるよう、保育所・幼稚園・認定こども園・学校で予防対策を推進します。	健康増進課 子育て支援課 教育総務課
34	思春期健康教育事業 (プレコンセプションケア)	若い世代の出産・子育てへの興味・関心を高め将来の健やかな妊娠・出産に備えるため、乳幼児とふれあう機会を充実させるとともに、健康な生活習慣を身につけることができるよう、健診の機会を充実します。	こども家庭センター 健康増進課 子育て支援課
35	食育の推進	大洲市食育推進計画に基づき、市民が「食」に関するさまざまな体験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身につけ、生涯にわたって健康で心豊かな生活を送ることができるよう、食育の推進を図ります。	健康推進課 学校給食センター 子育て支援課 農林振興課 商工産業課 こども家庭センター
36	電子母子手帳アプリの活用事業	電子母子手帳の機能と、子育て支援機能をあわせ持つアプリの活用により、妊産婦の健康管理や子どもの健やかな成長の手助けとなるよう、妊娠中から子育て期を通して、それぞれの時期や特性に応じたきめ細かな情報発信を行います。	こども家庭センター 子育て支援課

	施策項目	施策内容
	小児慢性特定疾病児童等及びその家族の支援	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。
	長期療養を必要とする児童の家族への支援	長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設「ファミリーハウスあい」の運営により、小児慢性疾病児童等及びその家族を支援します。

1-4) こどもの貧困の解消に向けた対策

こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを市民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めます。

保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進めます。

子どもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めるべき課題であるという認識の下、市・民間の企業・団体などの連携・協働により、課題解消に向けた取組を展開します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
37	就学援助	市立小中学校に在学している児童生徒のうち、要保護世帯及び準要保護世帯の保護者を対象に就学援助費を給付します。	教育総務課
38	大洲市奨学金	経済的理由により高校、大学などに就学が困難な生徒・学生に対して、奨学金を貸与し、就学機会を支援します。	教育総務課
39	児童手当	高等学校修了前のこどもを養育している人を対象に、児童手当を支給し、子育て家庭の家計負担の軽減を図ります。	子育て支援課
40	児童扶養手当	父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などへの児童扶養手当を支給し、家計負担の軽減を図ります。	こども家庭センター
41	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭などに対して医療費を助成することにより、経済的自立の促進や生活の安定を図ります。	市民課
42	ひとり親家庭等相談事業	様々な事情でひとり親家庭となった方のために、母子・父子自立支援員が相談に応じ、助言、指導を行います。	こども家庭センター
43	母子・父子家庭緊急小口貸付	緊急的に小口の資金が必要となったひとり親に対し、確実な返済見込みがある場合に限り、貸付を行います。	こども家庭センター
44	母子・父子自立支援プログラム策定事業	自立のための就労支援としてハローワークと連携し、情報の提供などを行います。	こども家庭センター
45	生活保護	被保護者の生活の維持向上・自立を目指し、金銭給付を行います。また、就労可能な生活保護に対し、ハローワークなどと連携し、就労による自立を目指した支援を行います。	社会福祉課
46	生活困窮者自立支援制度	相談窓口の継続的な周知を行い、多様な困り事を抱える世帯の早期発見及び支援体制の強化を図ります。	社会福祉課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
47	紙おむつ券交付事業	こどもが生まれたときに、市内の店舗で使用できる乳幼児用の紙おむつ購入費助成券を交付し、出産世帯の経済的支援を行います。	子育て支援課
48	こども（地域）食堂	要保護児童及び要支援児童、ヤングケアラーなど、何らかの支援を要する児童の発見とその後のサポートに繋げるため、こども（地域）食堂への助成を検討します。	こども家庭センター 子育て支援課

	施策項目	施策内容
	勤労青少年の修学支援	勤労青少年の県立高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、教科書学習書の給与を行います。
	勤労青少年への修学奨励金	高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する勤労青少年で、経済的に修学が困難な者に対し、修学奨励資金を貸与します。
	ジョブカフェ愛work	ジョブカフェ愛workにおいて、若年求職者に対するかかりつけ職業相談、スキルアップセミナー等を実施します。
	職業的自立支援	若年無業者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションに臨床心理士、ジョブトレーナーを設置し、様々な相談に応じるとともに、各種セミナーや職場体験等の支援プログラムのほか、ニート支援啓発のためのリーフレット作成やフォーラム等を実施します。
	高等教育の修学支援	高等教育段階においては、意欲と能力のある若者が、経済的理由により大学等への進学を断念することがないよう、国の修学支援新制度により、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給による支援を行います。
	学習支援・居場所づくり	生活困窮世帯等に対し、若者学習サポート事業により、高校進学前後の生徒等への学習支援や居場所づくりに取り組みます。
	児童福祉施設入所児童等への進学・就労支援	児童養護施設等で暮らすこどもを対象に、希望に応じた職業選択ができるよう、児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を通じて、就職に必要な各種資格の取得の支援や、就職時の安定した生活基盤の構築と退所後の生活支援に取り組み、円滑な自立の促進を図ります。

	施策項目	施策内容
愛媛県	自立困難者への継続支援	児童養護施設を退所する者の自立が難しい場合は、引き続き施設等で生活できるよう、居住費や生活費等を負担し、自立を支援します。
愛媛県	住宅に関する支援	母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯を、公営住宅に係る優先入居の対象として取り扱い、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、愛媛県居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を実施し、子育て世帯等の居住の安定を支援します。
愛媛県	一時生活支援事業	一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時生活支援事業において、安定した生活を営めるよう支援します。
愛媛県	愛顔の住まい・生活支援事業	愛顔の住まい・生活支援事業を実施し、子育て世帯等に対し民間賃貸への円滑な入居に係る情報提供を行います。
愛媛県	自立援助ホーム	児童養護施設退所児童等が、自立援助ホームへの入所を希望する場合には、児童相談所で適切に対応します。
愛媛県	社会的自立の促進	児童養護施設等を退所する際に、就職や進学、アパート等を賃借するための身元保証人を確保し、社会的自立の促進を図ります。

1-5) 障がい児支援・医療的ケア児などへの支援

障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・共生（インクルージョン）を推進し、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援と分け隔てなく、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や、保育所などへの巡回支援および保育所等訪問支援、障がい児相談支援の充実など、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所などにおけるインクルージョンを推進します。

医療的ケア児などへの支援については、大洲市障がい者自立支援協議会の下部組織である子ども福祉サービス部会に設置している医療的ケア児などに特化したワーキングチームでの協議を更に深めるとともに、関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターとして養成された相談支援専門員の充実に努め、地域における総合的な支援体制の構築を進めます。

障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスに繋げていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、就労など関係者の連携の下で早い段階から行っていきます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
49	障害児福祉手当 (20歳未満) 特別障害者手当 (20歳以上)	精神(知的)又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅方に手当を支給します。	社会福祉課
50	特別児童扶養手当	精神(知的)又は身体に中度以上の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の子を養育している方に手当を支給します。	社会福祉課
51	自立支援医療(更正・育成・精神通院医療)	身体の機能障がいを軽減又は改善する医療費について給付し、自己負担金の軽減を図ります。	社会福祉課
52	人工透析患者通院等支援事業	一定の要件を満たす自立支援医療(更生医療)の支給認定を受け人工透析を行っている方に対し、通院などに要する費用の一部を助成します。	社会福祉課
53	障害者手帳の交付	障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。身体上の障がい、知的障がい、精神障がいがある方に対して、県知事が手帳を作成するもので、本市では進達及び交付を行います。	社会福祉課
54	補装具費の支給	補聴器、車いすや義肢などの補装具費の支給を行います。	社会福祉課
55	軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。	社会福祉課
56	地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づき相談支援事業や日常生活用具給付等事業などを実施します。	社会福祉課
57	障害者手帳による各種割引・減免制度	JR運賃などの割引、有料道路通行料金の割引、NHK放送受信料の免除などの各種制度の啓発に努めます。	社会福祉課
58	障がい者タクシー利用助成券	一定の要件を満たす障害者手帳所持者に対し、タクシー利用券を交付します。	社会福祉課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
59	パーキングパーミット (身体障がい者等用駐車場の利用証) 制度	公共施設やショッピングセンターなどに設置された身体障がい者等用駐車場を適正に利用していただくため、利用証を交付します。 【交付場所】 障がい者・高齢者などは、社会福祉課 妊産婦は、こども家庭センター	社会福祉課 こども家庭センター
60	ヘルプマーク・ヘルプカード	●ヘルプマーク 義足や人工関節使用者、内部障がいや知的障がいのある方、また妊娠初期の方など外見では判断できないが援助や配慮を必要としている方が、周囲に援助や配慮を必要としている旨を知らせるためのヘルプマークを対象者に交付します。 ●ヘルプカード 障がいのある方や高齢者が、具体的な困りごとや援助の方法を記載し、外出時や災害時に支援を受けやすくするためのヘルプカードを対象者に交付します。	社会福祉課
61	障がい者基幹相談支援センター	障がいのある方やその家族などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がいに関する悩みや困りごとなどの様々な相談に、専門職（保健師、社会福祉士、精神保健福祉士）が対応します。	社会福祉課
62	障がい者（児）相談支援	障がいのある方やその家族などが、より身近な地域で障がいに関する悩みや困りごとなどの相談ができるよう、市内4か所の相談支援事業所において様々な相談に応じます。	社会福祉課
63	専門的な療育・発達支援の充実	大洲愛育ホームでは、こども家庭センター、保育所などの関係機関と連携し、早期の療育に努めています。就学前の障がいのある子どもなどが、日常生活における基本的な動作を習得し集団生活に適応することができるよう、言語や身体の機能発達を促す個別及び小集団療育を行うとともに、家族支援として保健、医療、教育部門などの専門家とともに助言、相談を行い、療育・発達支援の充実を図ります。	社会福祉課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
64	障害福祉サービスなどの利用支援	障がい児・者などのいる家庭に対して、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（居宅介護、移動支援、短期入所、就労継続支援A型B型など）や児童福祉法に基づく障害児通所給付サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など）の利用の支援を行います。	社会福祉課
65	支援ファイル配付事業	こどもが成長過程に応じて一貫した支援を受けることができるよう、保護者自身が子どものプロフィールや関係機関からの情報などを記録し、引継いでいくための支援ファイル「きらめき」を配付します。	こども家庭センター
66	ペアレント・プログラム	発達に障がいがある、または気になる特性がある子どもの保護者（家族）の不安を解消するための支援を行います。子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの行動的理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけること、子育ての仲間を見つける機会とすることを目的とした全6回のプログラムで講座を開催します。	こども家庭センター 社会福祉課
67	特別支援教育の充実	障がいのある児童生徒をはじめ、様々な支援を必要とする児童生徒も地域の小中学校で適切な教育を受けられるよう、教職員などの指導・支援技術の向上と、支援員の確保、施設・設備の充実に努めます。	教育総務課
68	インクルーシブ教育・保育	当該子どもの個別支援計画の作成担当部署と連携し、必要な支援体制を整備した上で、集団生活の中で一人ひとりの個性や多様性を尊重した教育・保育を実施します。	子育て支援課 教育総務課
69	保育所等訪問支援	障がいのある子どもなどが保育所や小学校などの集団生活を営む施設に通所している場合に、事業所の支援員が保育所などを訪問して集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行う体制を整えます。	社会福祉課
70	保育所・幼稚園・認定こども園での発達支援体制の強化	障がいのある子どもや発達が気になる子どもに対して地域の保育所・幼稚園・認定こども園で適切な教育・保育が行えるよう、保育士・教職員などの指導・支援技術の向上と、支援員の確保、施設・設備の充実に努めます。	子育て支援課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
71	特別支援学級市内交流学習会	市内の特別支援学級に在籍する児童生徒が参加し、交流会を通して、相互の理解を深め、自立心を養います。	教育総務課
72	特別支援連携協議会	特別支援における関係諸機関との連携を深め、支援を充実させます。小学校・中学校との一貫した支援を行うための特別支援教育に関わる担当者会を実施し、円滑な引継ぎを行います。	教育総務課
73	特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に在籍している児童生徒の家庭に、学用品費などの支援を行います。	教育総務課
74	重度心身障害者医療費の助成	重度心身障害者に対し、医療費を助成することにより、生活の安定と福祉の増進に寄与します。	市民課

	施策項目	施策内容
	障がい児の職業的自立の促進	障がい児の職業的自立に向けた支援充実に努めるとともに、現場実習や体験・交流等の重視を図るほか、関係機関との連携した取組を強化し、障がい児の雇用への移行の促進をめざします。
	障がい児のキャリア教育の促進	県立特別支援学校において、早期から家庭及び地域や福祉・労働等を所管する関係機関との連携を図り、キャリア教育を推進します。
	障がい者雇用の促進	法定雇用義務のない事業主が障がい者雇用を拡大した場合の税制上の優遇措置をはじめ、障がい者雇用優良事業所の顕彰制度や職場実習・見学・就労先の企業開拓の強化など、愛媛労働局等関係機関と連携し、県内企業等における障がい者雇用の促進を図ります。

1-6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況などを踏まえ、児童虐待の根絶に向け、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行います。

令和6年4月のこども家庭センターの設置を契機として、地域の保育所、学校など支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化します。

また、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む女性などに対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整などの支援の強化に取り組むとともに、相談窓口の周知などに取り組みます。

虐待を受けた子どものケアや要支援・要保護家庭への相談支援には、子どもと家庭の双方に対する高い専門性が求められるため、支援体制の強化を図るための人材の採用・育成・定着支援、社会福祉士などの専門的人材の活用促進を進めます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
75	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	児童虐待や非行など、保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦などに関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図ります。	こども家庭センター
76	虐待防止通報相談	子どもに関する相談や虐待などの通報に子ども家庭支援員が対応し、支援の必要な家庭や要保護児童などへの迅速で適切な対応を図ります。	こども家庭センター
77	家庭児童相談	子ども家庭支援員による児童養育、児童虐待（身体的虐待や育児放棄）、配偶者・近親者とのトラブルなどの相談の充実を図ります。	こども家庭センター
30	妊婦等包括相談支援事業【再掲】	妊娠期から子育て期までのそれぞれの不安や悩みに寄り添い、継続的な相談支援を行うとともに、関係機関と連携しながら、困難な状況にある世帯に対し積極的な介入を行い、必要な支援に繋げることで虐待の予防を図ります。	こども家庭センター
78	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦について、経済的理由により産科への受診が遅れることのないよう、初回の産科受診料を助成します。あわせて妊娠出産にかかる不安や悩みに寄り添い必要な支援に繋げます。	こども家庭センター
79	乳児全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に繋げます。	こども家庭センター
80	養育支援訪問事業	育児ストレスなどによって、子育てに対して不安や孤立感などを抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師、助産師、保育士などが訪問し、指導助言を行うことにより、養育上の問題の解決、軽減を図ります。	こども家庭センター

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
48	こども(地域)食堂【再掲】	要保護児童及び要支援児童、ヤングケアラーなど、何らかの支援を要する児童の発見とその後のサポートに繋げるため、こども(地域)食堂への助成を検討します。	こども家庭センター子育て支援課

	施策項目	施策内容
	児童養護施設等のこどもへの配慮	児童養護施設等で暮らす子どもが、年齢や発達状況に応じて、スポーツや表現活動を実施できるよう、子どもの状況に配慮した支援を行います。
	家族的な温もりを感じられる養育環境の確保	家族と離れて暮らす子どもが、家庭的な温もりを感じられる養育環境を確保するため、「愛媛県社会的養育推進計画」に基づき、永続的な解決策である特別養子縁組を検討するとともに、里親やファミリーホーム、施設、市町等の協力の下、家庭養育優先原則を念頭に、子ども一人ひとりの意向を踏まえた方針決定ができる体制整備に努めます。
	良好な環境の構築	児童養護施設などの老朽化した施設の整備を支援するとともに、施設における小規模化、地域分散化を推進し、要保護児童がより家庭的な環境の下で生活できる環境を整備します。また、各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進し、ケア体制の充実を図ります。
	児童自立支援施設「県立えひめ学園」	学校・家庭・地域で適応できない児童や環境上の理由により生活指導等を要する児童の自立支援のため、県立えひめ学園において、社会性を確立し、規範意識を養うなど、児童の心身の健全な育成に向けた取組を推進します。
	県立愛媛母子生活支援センター	D V被害や経済的問題等を抱えた母子世帯の入所、自立に向けた支援を充実します
	デートDVの予防	若い世代の交際相手からの暴力である「デートDV」について、若い世代に対し、DVに対する正しい認識と男女が対等な立場でお互いの人権を尊重できる関係について学ぶ機会を提供するため、大学生、短期大学生、専修学校生、高校生等を対象としたデートDV・性暴力啓発講座や中学校・高校教職員に対するデートDV・性暴力防止教育研修を開催します。
	面前DVへの対応	福祉総合支援センター、東予及び南予子ども・女性支援センターでは、DV被害者の同伴児童に対し、通所や訪問により児童の状況に応じた適切な対応に努めます。

	施策項目	施策内容
愛媛県	県と市町の連携によるDV対策	各市町及び各市町の要保護児童対策地域協議会において、DVによる児童虐待について、早期発見と再発防止、必要に応じた母子保健サービスや子育て支援サービス等による援助が行えるように情報を共有し、一層の連携に努めます。

1-7) こども・若者の自殺対策、犯罪・災害などからこども・若者を守る取組

こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析などによる自殺の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人などからのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの早期発見、電話・SNSなどを活用した相談体制の整備、多職種の専門家で構成される対応チームの設置などによる自殺予防への的確な対応、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動などの取組を進めていきます。また、防犯教室や交通安全教室及び防災教室などを定期的に実施し、犯罪・交通事故や災害からこどもを守る取組を進めます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
81	SOSの出し方に関する教育	児童生徒が命の大切さを理解し、困難な場面やストレスに直面したときの対処方法やSOSの出し方を学ぶための教育を行います。	健康増進課 こども家庭センター 教育総務課
82	情報モラルの育成	各小中学校の授業やPTA活動において、情報発信による影響や情報の危険性、情報モラルの必要性や情報に対する責任などについて児童生徒・保護者への啓発を行います。また、こども自らが考える機会をもつとともに、約束やきまりを守りながらインターネット社会に参画しようとする態度を育成します。	教育総務課
83	インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成	携帯電話やパソコンなど、情報機器の適正な利用や、発信される情報の適正な判断能力を養うための情報教育を行います。	教育総務課
84	防犯協会への支援	大洲地区防犯協会が実施する様々な防犯活動を支援します。	危機管理課
85	防犯灯などの整備	大洲市防犯灯設置及び補修費補助金を行政区などへ補助することにより、通学路などの夜間の安全安心を確保します。	危機管理課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
86	防犯カメラの整備	大洲市防犯カメラ設置等補助金を自治会などへ補助することにより、地域における自主防犯活動を推進します。	危機管理課
87	社会を明るくする運動	保護司会が実施する犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的とした、社会を明るくする運動を支援します。	社会福祉課
88	小学校・中学校生徒指導連絡協議会	学校種別に定期的に、青少年の問題行動の広域化、複雑化に対応するため、学校関係者・関係機関が一同に会し、意見交換・情報交換などを行います。	教育総務課
89	児童生徒をまもり育てる協議会などによる健全育成活動	地域と学校が連携しながら、子どもの見守り活動、声掛けを実施し、地域の防犯機能を高めます。また、自主防犯の向上を目指し、地域（まちづくり防犯グループ）、関係機関が連携を図ることにより、防犯活動に取り組みます。	教育総務課 危機管理課
90	巡回型スクールソーシャルワーカー	各小中学校の要望に応じて、巡回型のスクールソーシャルワーカーを派遣し、教育相談や校内研修において活用します。	教育総務課
91	青少年センター運営事業	少年補導委員による巡回指導や夜間合同青色防犯パトロールを実施し、地域の見守り活動の活性化を図っています。	文化振興課
92	子どもの健康を守る環境づくり	喫煙と飲酒、薬物によるリスクが健康に与える影響について、正しい知識の普及を図るとともに、受動喫煙の防止対策など、子どもの健康を守る環境づくりを、全市的な取り組みとして推進します。	健康増進課 教育総務課 子育て支援課
93	消費生活相談	事業者と消費者との契約トラブルなど、消費生活でのトラブルにあった時の相談窓口開設により、相談員による助言やあっせんを実施します。	商工産業課
94	保育所・幼稚園・認定こども園・学校の防災対策	各保育所・幼稚園・認定こども園・学校で実行性のある防災計画を作成します。また、こどもたちへの防災教育・防災訓練を推進していきます。	子育て支援課 教育総務課
95	こども防災教室	幼児期から危機を予測したり回避したりする能力を身につけるため、カードゲームなどによる教室を行い、防災・減災意識の高揚を図ります。	危機管理課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
96	水害における防災学習	国土交通省大洲河川国道事務所が作成した4年生対象の防災学習資料を活用し、肱川で発生する風水害に備えるための防災学習を行います。	教育総務課 危機管理課
97	災害に強いまちづくり事業	気候変動の影響による水災害を主とした、防災意識の向上を図るためのワークショップ、シンポジウムなどの事業を行います。	都市整備課
98	大洲市防災教育推進連絡協議会と各園小中学校での防災訓練	震災及び風水害の防災教育を目的とし、教訓を語り継ぐ教育に引き続き取り組むとともに、近年の風水害などにおける避難行動からも学びを得ながら、全ての学校・園で地域、専門機関と連携した実践的な防災訓練などを実施します。	教育総務課
99	妊婦・子どもの避難支援対策	妊婦や子どもが災害時に迅速・的確に避難し、避難所などで安心して生活できるよう、粉ミルクなど授乳用品や紙おむつなど、妊婦・子どもに配慮した備蓄など、支援体制の強化を図ります。	危機管理課 子育て支援課 こども家庭センター
100	大洲市通学路安全推進連絡協議会	通学路安全対策計画に基づき、各関係諸機関と連携しながら、通学路の安全確保について定期的に見直し、児童生徒の登下校の安全の充実を図ります。	教育総務課 危機管理課
101	交通安全教室	交通事故防止のため、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校それぞれ年代に応じた交通安全の指導を実施することにより、交通安全意識の高揚を図ります。	子育て支援課 教育総務課 危機管理課
102	交通安全協会との連携	大洲交通安全協会などが実施する交通指導員による街頭指導、交通安全思想の普及活動を通じて、交通安全運動を展開します。	危機管理課
103	安全な道路の整備	防護柵や道路反射鏡などの整備を図るとともに、歩道の整備、狭あい区間の解消など道路整備を推進します。	都市整備課 建設課 危機管理課
104	災害遭児福祉手当	交通事故などにより保護者を失った遭児に対して支給される県災害遭児福祉手当への取り次ぎを行います。	こども家庭センター

	施策項目	施策内容
	えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」	性暴力被害者に対し、24時間・365日相談受付体制による被害直後からの総合的な支援を可能な限り1か所で提供することにより、被害者の安全の確保と再被害の防止を図るとともに、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復と被害の潜在化防止を図ります。
	有害サイトへのアクセス制限の取組	愛媛県青少年保護条例において、フィルタリングサービスの利用及びフィルタリングの有効化措置を徹底するため、携帯電話販売事業者等に対しフィルタリングの説明責任の強化及び保護者にはフィルタリングを利用しない場合の申出書面の提出義務など関係者等に対して必要な措置・対策を求める。
	被害少年保護対策の推進	少年サポートセンター分室（愛称：ひめさぽ）の周知を図るとともに、少年心理専門員及びカウンセリングアドバイザー等の効果的な活用により、被害少年に対する相談、カウンセリング活動を推進します。
	薬物乱用防止教育の充実	警察等関係機関と連携し、小・中・高校生に対する薬物乱用防止教室を各学校で開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図るとともに、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、保健学習や特別活動等を通じて薬物乱用防止に関する指導の充実を図ります。
	薬物関連等の相談体制の充実	県下6保健所と心と体の健康センターにおいて、広く一般県民や薬物依存者及びその家族等からの薬物関連等相談に対応するとともに、薬物依存者等の社会復帰の支援と再乱用の防止を推進し、薬物乱用防止の徹底を図ります。
	児童自立支援施設「県立えひめ学園」【再掲】	学校・家庭・地域で適応できない児童や環境上の理由により生活指導等を要する児童の自立支援のため、県立えひめ学園において、社会性を確立し、規範意識を養うなど、児童の心身の健全な育成に向けた取組を推進します。
	非行防止活動等の促進	愛媛県更生保護女性連盟をはじめとする更生保護団体等が実施する非行防止活動や非行少年の立ち直り支援活動に対して、休眠預金等活用制度など各種助成制度等の情報提供も行うなど、その活動を促進します。
	非行少年の立ち直り支援の推進	愛媛県再犯防止推進会議の刑事司法関係機関や団体等との連携を強化し、非行少年が孤立することなく、必要な支援を円滑に受けることができるネットワークの構築やオンラインによる研修会の実施など、地域の支援機関職員・民間協力者の知識、対応力の向上に努めます。

2 子どもの誕生前から幼児期における視点

2-1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ります。

また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行います。

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援などを行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。

あわせて、トータルサポートの仕組みを通じて市役所内の連携を強化するとともに、関係機関や地域などとの連携を進め、困難な状況にある若者のニーズや課題に対して、協働して解決する取組を進めます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
105	不妊治療費等助成事業	不妊治療にかかる治療費(妊娠前検査費用、一般不妊治療、生殖補助医療、生殖補助医療に併せて実施する先進医療)と、生殖補助医療を受けるための交通費について、上限額の範囲内で助成し、不妊治療にかかる経済的負担を軽減します。	こども家庭センター
30	妊婦等包括相談支援事業【再掲】	妊娠期から子育て期までのそれぞれの不安や悩みに寄り添い、継続的な相談支援を行うとともに、関係機関と連携しながら、困難な状況にある世帯に対し積極的な介入を行い、必要な支援に繋げることで、誰もが安心して出産・育児ができる支援体制を充実します。	こども家庭センター
106	妊婦一般健康診査事業	妊婦が安全に出産を迎えることができるよう妊娠中の健康診査について、単胎妊婦に対し14回、多胎妊婦に対し19回、健康診査にかかる費用の一部を助成することで、疾病の予防と異常の早期発見に努めます。	こども家庭センター
107	妊婦歯科健康診査事業	妊娠中に歯周病が悪化すると、早産や低体重の出生児のリスクが高まる恐れもあるため、歯科健康診査を実施し、妊婦の口腔衛生の向上を図ります。	こども家庭センター

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
78	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業【再掲】	低所得の妊婦について、経済的理由により産科への受診が遅れることのないよう、初回の産科受診料を助成します。あわせて妊娠出産にかかる不安や悩みに寄り添い必要な支援に繋げます。	こども家庭センター
108	妊婦のための支援給付	妊娠の届出、出産の届出を行った妊婦、子育て世帯に対し、出産関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、妊婦に対し5万円、出産した児1人当たり5万円の給付を行います。	こども家庭センター
109	国民健康保険出産育児一時金	こどもを出産した時、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給されます。	市民課
110	国民健康保険産前産後保険料の軽減	出産する予定の被保険者又は出産した被保険者が稼得活動に従事できない期間という観点より、産前産後期間に相当する4か月分（多胎妊娠・出産の場合は6か月）の所得割及び均等割保険料を免除します。	市民課
111	両親学級	妊婦およびその家族が、妊娠・出産・育児についての正しい知識を学習することで育児不安を軽減し、父親としての育児参加への働きかけ、母親同士の仲間づくりのきっかけとなるよう、「こんにちは赤ちゃんクラブ」（両親学級）を実施します。	こども家庭センター
112	産前・産後サポート事業	妊娠・出産や子育てに関する悩みなどについて、子育て応援広場、ママほっと広場などの親子の集まる場において、子育て経験者や専門職による育児などのアドバイスを行い、母親の育児不安などの軽減を図るとともに、地域の仲間づくりを促進します。	こども家庭センター
113	教室事業、育児相談事業	妊娠婦相談、おっぱい相談、育児相談、離乳食講習会、10か月児育児相談など母子保健に関する教室および相談事業の充実を図ります。	こども家庭センター
114	子育てカレンダー、チャイルドノートなど	子育てカレンダー、チャイルドノートなどにより、乳幼児期の子育てにかかる日程の情報や予防接種にかかる適切な情報提供を行います。	こども家庭センター 健康増進課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
115	妊娠期、子育て期における食育の推進	マタニティクッキング、離乳食講習会、乳幼児健診などの機会を通じて、妊産婦・乳幼児の食育を推進します。	こども家庭センター 健康増進課
116	新生児聴覚検査	全ての新生児の聴覚検査（初回検査、確認検査）にかかる費用を助成することで、聴覚障がいを早期に発見し、児の音声言語発達への影響を最小限に抑え、早期療育に繋げます。	こども家庭センター
117	拡大新生児スクリーニング検査費用助成事業	産後すぐに実施する「拡大新生児スクリーニング検査」の検査費用について、上限の範囲内で助成することで、遺伝子病を早期に発見し治療に繋げることで、子どもの健やかな発育・発達を支援します。	こども家庭センター
118	未熟児養育医療給付事業	出生時の体重が2,000g以下、または生活力が特に薄弱な赤ちゃんで、指定養育医療機関に入院して治療が必要とされる場合に、その治療に必要な医療費の公費負担を行い、保護者の経済的な負担軽減を図ります。	こども家庭センター
119	産婦健康診査事業	産後うつの予防や新生児への虐待防止などを図るため、産後2週間や産後1か月の出産後間もない時期の産婦の健康診査に係る費用を助成します。	こども家庭センター
120	産後ケア事業	産後に心身の不調や育児不安などがある方へ、産後ケア実施施設で宿泊や通所、訪問により、母体管理や生活指導、母乳相談や授乳指導などのサービスを行い、産婦に対するきめ細かな支援を提供します。特に支援の必要な産婦について、実施施設と連携を取って継続的な支援に繋げます。	こども家庭センター
121	1か月児健康診査事業	早期に発見し、介入することにより疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である1か月児を対象に医療機関での健康診査費用を助成することで、異常の早期発見、早期治療に繋げるとともに、安心して育児を行うことが出来るよう、助言指導を行います。	こども家庭センター

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
122	乳児一般健康診査事業	乳児の身体発育や発達、健康状態の確認を行うため、乳児期に2回(3~7か月児および9~11か月児頃を目安)医療機関で実施する健康診査に係る費用を助成することで、心身の異常の早期発見、治療に繋げるとともに、育児の指導を行います。	こども家庭センター
123	訪問指導	必要に応じて隨時、子育て家庭に対して保健師や助産師が家庭訪問を行い、相談支援や助言指導を行います。	こども家庭センター
79	乳児全戸訪問事業【再掲】	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に繋げます。	こども家庭センター
124	乳幼児健康診査	乳幼児を対象に集団健診を実施し、発育・発達状況、健康の状況などの確認をするとともに、育児不安や親子関係の問題を早期に発見し、適切な指導を行います。	こども家庭センター
125	歯科健康診査	1歳6か月児、3歳児健診に併せて歯科健康診査を実施し、子どもの歯の健康づくりを推進します。	こども家庭センター
126	3歳児視聴覚精密検査事業	幼児期における視覚・聴覚の異常を早期に発見し、早期治療に繋げるため、3歳児健診における視聴覚検査で要精密検査となつた場合に、医療機関で実施する精密検査の費用を助成します。	こども家庭センター
36	電子母子手帳アプリの活用事業【再掲】	電子母子手帳の機能と、子育て支援機能をあわせ持つアプリの活用により、妊娠婦の健康管理や子どもの健やかな成長の手助けとなるよう、妊娠中から子育て期を通して、それぞれの時期や特性に応じたきめ細かな情報発信を行います。	こども家庭センター 子育て支援課
127	予防接種の受診促進	定期予防接種の適切な情報提供及び接種勧奨を行います。	健康推進課 こども家庭センター
128	栄養相談	食や栄養に関する疑問や相談に応じることで健康を維持する食習慣が身に付き、健康な身体を育成できるよう支援します。	健康増進課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
129	保健推進員の養成	母子保健事業などへの協力を通じて、妊産婦・乳幼児の健康づくりを支援する保健推進員の継続的な養成に努めます。	健康増進課 こども家庭センター
130	民生委員・児童委員による相談支援	民生委員・児童委員を対象として、こども・若者を支援するための実践に役立つ研修を実施します。	社会福祉課

2-2) こどもの誕生前から幼児期までの安心を伴う子どもの成長の保障と遊びの充実

子どもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境などに十分に配慮しつつ、子どもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障します。

待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、保育所や地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実します。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、保育所、幼稚園、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えていきます。

地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びを享受できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、質の高い幼児教育・保育を保障しながら、小学校教育に繋げていきます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
131	病児・病後児保育事業	病気で保育所などに預けることができないこどもを家庭で保育できない場合に、看護師・保育士のいる施設で預かることで保護者の子育てと就労の両立を支援します。	子育て支援課
132	地域子育て支援センターの充実	乳幼児の保護者の交流などを促進し、子育てに関する情報交換などを通じて子育てに関する不安感などを緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。	子育て支援課
133	地域子育て支援センターにおける食育推進	家庭における食育の理解を深めてもらえるよう支援し、食事や健康に関する相談や親子クッキングなどを実施します。未就園児家庭の健康・食育を推進します。	子育て支援課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
134	ウッドスタート事業	幼少時から木に親しみを持ってもらうため、10か月育児相談の際に、市産材桧を使用した長木保育下駄をプレゼントします。	農林振興課
135	ブックスタート事業	絵本を通して、赤ちゃんと保護者が心ふれあう時間を過ごせるように、10か月育児相談の際に絵本をプレゼントし、読み聞かせを体験してもらいます。	文化振興課
136	保育園幼稚園親子絵本ふれあい事業	絵本を通してこどもと保護者が心ふれあう時間を持ち、絆を深めることができるよう、図書の利用促進を図ります。	子育て支援課
137	公立幼稚園での3歳児の受け入れ	公立幼稚園での3歳児の受け入れを実施します。	子育て支援課
138	地域型保育施設との連携	低年齢児の受け皿として、地域型保育施設の安定運営と保育の質を確保します。	子育て支援課
139	広域入所保育事業	就労などのため保育を必要とする児童を、保護者の就労場所などに応じてサービスが受けられるよう、大洲市以外の保育施設へも保育を委託して実施します。	子育て支援課
140	こども誰でも通園制度	就労要件を問わず、在宅で子育てる世帯のこどもを預かることで、こどもの成長と要支援家庭の把握に繋げます。	子育て支援課
68	インクルーシブ教育・保育【再掲】	当該こどもの個別支援計画の作成担当部署と連携し、必要な支援体制を整備した上で、集団生活の中で一人ひとりの個性や多様性を尊重した教育・保育を実施します。	子育て支援課 教育総務課
141	延長保育・預かり保育事業	保護者の多様な働き方に対応できるよう、公立・私立保育施設での延長保育・預かり保育、公立幼稚園での預かり保育を実施します。	子育て支援課
142	一時預かり事業	在宅育児支援として、未就園児を一時的に預かる一時保育事業を実施します。	子育て支援課
143	保育所における土曜日保育	多様化している保護者の就労形態に対応するため、土曜日1日保育を実施します。	子育て支援課
144	子ども・子育て関連業務の業務継続計画の運用	災害などが発生したのち、速やかに、子ども・子育てに関する通常業務が再開できるよう、業務継続計画（BCP）の策定・運用を図ります。	子育て支援課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
6	アクティブチャイルドプログラム【再掲】	サッカー教室や和太鼓教室など、保育所・幼稚園・認定こども園における体験学習の充実を図ります。	子育て支援課
145	就学前施設と小学校との連携強化	保育所・幼稚園・認定こども園と小学校が連携し、こどもたちが円滑に小学校に移行できる体制づくりを進めます。	子育て支援課 教育総務課
146	地域交流事業	就学前児童と小学生や中学生との交流を通じて、相互のこどもの成長を図ります。	子育て支援課 教育総務課
147	幼児教育・保育の無償化	保育所、幼稚園、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全てのこどもの利用料を無償化します。	子育て支援課
148	第2子以降保育料無料化事業	保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する0歳から2歳までの第2子以降の保育料を無料化します。	子育て支援課
149	第2子以降給食費減免事業	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの第2子以降にかかる給食費の負担軽減を図ります。	子育て支援課
150	ひとり親家庭の保育料軽減	母子家庭、父子家庭などの保育料の負担を軽減します。	子育て支援課
151	保育所・幼稚園・認定こども園での給食の充実	年齢や個人の状態に配慮した、栄養バランスのよい安全・安心な給食を提供します。園庭で採れた旬の野菜や、行事食・郷土料理を取り入れ、食べる意欲を引き出す「生きた教材」の給食充実を図るとともに、給食だよりや食育だよりを発行し、保護者へ食育の重要性を周知します。	子育て支援課
152	保育所・幼稚園・認定こども園での食育推進	各園での食育計画を基に、関係機関と連携し、幼児期から「食」の大切さを学び、豊かな食の体験を積み重ね、「食を営む力」を育てます。	子育て支援課
153	食育コンクール	「大洲市食育推進計画」の取組として食育を身近なものとして感じられるよう、食育に関する絵画やポスター、標語を募集し、食育コンクールを実施する。入賞作品を掲載した食育カレンダーを作成し、大洲市の食育への取組・食育意識の啓発を図ります。	子育て支援課 学校給食センター

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
63	専門的な療育・発達支援の充実【再掲】	大洲愛育ホームでは、こども家庭センター、保育所などの関係機関と連携し、早期の療育に努めています。就学前の障がいのあるこどもなどが、日常生活における基本的な動作を習得し集団生活に適応することができるよう、言語や身体の機能発達を促す個別及び小集団療育を行うとともに、家族支援として保健、医療、教育部門などの専門家とともに助言、相談を行い、療育・発達支援の充実を図ります。	社会福祉課
154	乳幼児発達相談	心身の発育、発達に不安のある親子に対し、乳幼児健診当日および健診後の予約による心理相談員、保健師による個別相談・指導を行い、発達のフォローに努めます。	こども家庭センター
155	乳幼児フォローアップ教室（チューリップ教室）	発達に不安のある親子や、子育てに課題を持つ親子に対して、集団の中での交流体験を継続して行い、生活習慣や親子関係が良好となるような支援や、個々に応じた発達支援を行います。	こども家庭センター
156	巡回相談	相談員が、子どもの所属している保育施設や学校などでの様子を見ながら、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者などに対して、子どもへの支援方法や関わり方について助言します。	こども家庭センター
157	幼児の言葉の指導	幼児の言葉の遅れを把握し早期から対応するため、保育所・幼稚園・認定こども園を巡回し、年長児を対象に言葉の練習を行います。言葉の検査や集団遊びを通じた聞き取りにより、言葉や聞こえの発達に課題の見られるこどもに対して、個別での改善練習を行い、就学がスムーズに行えるよう支援します。	こども家庭センター
72	特別支援連携協議会【再掲】	特別支援における関係諸機関との連携を深め、支援を充実させます。小学校・中学校との一貫した支援を行うための特別支援教育に関わる担当者会を実施し、円滑な引継ぎを行います。	教育総務課
158	就学前施設職員研修	保育所などの職員の研修の充実により、職員の資質の向上を図り、より質の高い教育・保育や安全・安心な給食の提供に努めます。	子育て支援課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
159	公立就学前施設の再編推進	少子化の進展、保育士不足、施設の老朽化などの課題解消を図るとともに、質の高い保育の実現を図るため、施設整備とともに施設の再編に合わせた認定こども園への移行を検討・実施します。	子育て支援課
160	大洲市U・Jターン保育士支援事業	県内・県外から移住し、大洲市内の保育施設に新たに就職する保育士に対し、引っ越し費用などの経済的支援を行い、保育士確保に努めます。	子育て支援課
161	新規移住就業者家賃補助	市外から移住し、大洲市内の保育施設に新たに就職する保育士などに対し、家賃の一部を補助します。	地域振興課
162	福祉サロン活動での多世代交流	ふれあい・いきいきサロンなどでの高齢者とこどもたちの交流を促進します。	高齢福祉課

3 学童期・思春期における視点

3-1) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生など

住んでいる地域に関わらず、全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に取り組みます。また、学校における働き方改革や待遇改善、指導・運営体制の充実、1人1台端末やデジタル教科書の活用などを進め、一人ひとりのこどもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるようにしていきます。

一方、地域における取組として、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進します。

また、将来にわたり、こども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。

社会形成に参画する意欲や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進し、学校給食の充実や、栄養教諭を中心とした、家庭、学校、地域などが連携した食育の取組についても推進します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
163	人権教育の推進	人権尊重の意識をはぐくみ、差別解消につながる意欲や態度を醸成するため、教育活動全体を通じて、発達段階に応じた人権教育を推進します。	教育総務課
164	隣保館事業	福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、誰もが気軽に来館できる雰囲気づくりに努め、開かれた隣保館を目指します。	人権啓発課
165	豊かな心の育成と社会性を高める教育	生命を尊重し、よりよく生きようとする心情や態度の育成、多様な体験活動による豊かな人間性の育成を進めます。また人権・同和教育など他の人を思いやる教育を進めます。	教育総務課
166	学力向上推進計画の策定と実践	全国学力・学習状況調査や県独自の学力調査結果を踏まえた、指導方法の工夫改善を行い、教職員の授業力向上を充実させ、学習指導要領の趣旨を生かした教育活動を開します。	教育総務課
167	大洲市教育研究所における各教科班会などの取組	学習指導要領や教育課程に即した教職員研修を充実させるとともに、教員のスキルアップや人間性や社会性の向上を目的とした研修会も実施します。	教育総務課
168	学校の教育力向上推進事業	教職員の資質と指導力の向上に努め、特色ある学校づくりを推進するとともに、保幼小中の各校種間の連携を図り、教育力の向上を推進します。	教育総務課
169	小学校理数専科の配置	小学校に理数専科を配置し、きめ細かな指導を実施することで、児童生徒間の学力差の解消を目指します。	教育総務課
170	国際理解教育	A L T の配置と、日本語指導が必要な児童生徒の支援体制の充実を図ります。	教育総務課
23	消費者教育推進事業【再掲】	契約のルールやお金の使い方など、消費者トラブルにあわないために、出前講座などを通してライフステージに応じた消費者教育を実施します。	商工産業課
171	ICT教育の推進	学校のICTネットワーク環境を充実させるとともに、1人1台端末の利活用を進め、児童生徒・教員の情報機器活用能力の育成を図ります。	教育総務課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
82	情報モラルの育成【再掲】	各小中学校の授業やPTA活動において、情報発信による影響や情報の危険性、情報モラルの必要性や情報に対する責任などについて児童生徒・保護者への啓発を行います。また、子ども自らが考える機会をもつとともに、約束やきまりを守りながらインターネット社会に参画しようとする態度を育成します。	教育総務課
83	インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成【再掲】	携帯電話やパソコンなど、情報機器の適正な利用や、発信される情報の適正な判断能力を養うための情報教育を行います。	教育総務課
172	学校における食育の充実	関係機関と連携しながら、生活科や家庭科、総合的な学習の時間などの授業を通して、様々な食育に関する教育活動を実施します。	教育総務課
173	学校給食の充実	児童生徒の心身ともに健全な発達を図るために、栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を提供するとともに、各校での食育計画、「給食だより」・「食育だより」、レシピ集の発行など、食育の取組を推進します。また、生活習慣病の予防など、健全な食生活習慣の確立を図るとともに、地産地消の取組や郷土料理の提供などにより、食文化の継承を図ります。	学校給食センター
174	体力アップ推進計画の策定と実施	各小中学校が体力アップ推進計画を策定し、児童生徒が意欲的、継続的に運動できるように、児童生徒の実態に応じた授業などの実践を計画的に進めます。	教育総務課
153	食育コンクール【再掲】	「大洲市食育推進計画」の取組として食育を身近なものとして感じられるよう、食育に関する絵画やポスター、標語を募集し、食育コンクールを実施する。入賞作品を掲載した食育カレンダーを作成し、大洲市の食育への取組・食育意識の啓発を図ります。	子育て支援課 学校給食センター
175	地域の特色を生かした学校づくり	総合的な学習の時間における探究学習を進め、地域の伝統や地域の特色を活かした特色ある学校づくりに努める。また、地域の特色や強みを生かしたコミュニティ・スクールなどの取組を通じて、魅力ある学校づくりを推進します。	教育総務課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
176	子どもの読書活動の推進	家庭、学校など、地域における子どもの読書活動について、関係機関が連携し、不読率などを指標に推進します。	文化振興課 教育総務課
177	うちどく事業	家庭での親子読書や読書習慣を定着させるとともに、本を介して家族間のコミュニケーションを深めることができるように、家族で同じ本を読んで感想を語り合うことなどを勧めるうちどく事業を推進します。	文化振興課
178	多読書者表彰	子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書を行う意欲を高められるよう、1年間に読む本の目標冊数を掲げ、達成者を表彰します。	文化振興課
179	小中学生の保護者などの相談支援	教職員や、ハートなんでも相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが連携しながら、悩みや不安のある子どもたちや保護者が気軽に相談し、改善・解決につながるよう支援していきます。	教育総務課
180	市教育相談	児童生徒の発達状態に応じて、よりよい学びの場を選択するための相談を行います。	教育総務課
146	地域交流事業【再掲】	就学前児童と小学生や中学生との交流を通じて、相互の子どもの成長を図ります。	子育て支援課 教育総務課
181	PTA活動との連携	健全な家庭づくりと豊かな人間性を養うことを目的に、PTA活動の活性化を図ります。	文化振興課
182	地域学校協働活動	小中学校内に「地域学校協働活動本部」を設置し、地域コーディネーターが学校・地域行政との連絡調整を行い、学校及び地域の要望に応じた活動を支援します。	文化振興課
183	地域未来塾	苦手科目の解消や学習習慣の定着を図るために、教員OBや地域住民などの協力を得て学習教室を開設し学習支援を実施します。	文化振興課
184	学校施設整備・修繕事業	学校施設等長寿命化計画に基づき、児童生徒が安全・安心に学校生活が送れるよう、計画的に施設整備を進めます。	教育総務課
21	おおず親と子のコンサート【再掲】	国内外で活躍する演奏者の音楽を通して、大洲市民の文化・芸術の向上並びに青少年の豊かな感性及び創造力の育成を図ることを目的として開催します。	文化振興課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
185	スポーツ環境の充実	スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなど、こどもたちが参加する地域のスポーツ団体の育成を図ります。また、駅伝大会、健康マラソン大会などこどもたちが参加するスポーツイベントの充実を図ります。さらに、スポーツ施設の適切な維持管理を図ります。	スポーツ振興課
186	指導者・ボランティア・選手・愛好者の養成及び確保	指導者やスポーツボランティア育成の研修会をスポーツ団体などと連携・協同して行い、育成していきます。	スポーツ振興課
187	家族で楽しむスポーツの推進	さまざまなスポーツを家族などで体験し、継続してスポーツを行うきっかけづくりの場の提供として、体験型スポーツイベントなどを実施します。	スポーツ振興課 教育総務課
188	小・中学生のための施設無料開放	スポーツを通じ青少年の体力向上と健全育成を図るため、スポーツ施設の市内小中学生無料開放を実施します。	スポーツ振興課

3-2) 居場所づくり

こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が気兼ねなく、遊んだり、思い思いに好きなことをしたりして、自分らしく過ごすことができる安心・安全な場所や時間、人との関係性の全てが「居場所」になり得るものですが、その場を「居場所」と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものという前提に立って居場所づくりを推進します。

誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である児童館・児童センターや放課後児童クラブへの受け入れ整備を着実に進め、児童館・児童センターや放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め市長部局・教育委員会などの連携を促進するなどの放課後児童対策に取り組みます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
189	児童館・児童センターの充実	保護者や地域住民、VYSなどボランティアの積極的な参画を得ながら、各館の児童厚生員の創意工夫のもと、一般行事やクラブ活動などの魅力化に努めます。	子育て支援課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
190	児童館・児童センターの利用年齢層の拡大	0歳から18歳までの幅広い年齢層のこどもの居場所となるよう、中高生の利用しやすい環境整備に努めるとともに、広報・周知を行います。	子育て支援課
191	放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブは、こどもたちのかけがえのない育ちの場という認識のもと、職員の充実と環境整備を図り、待機児童解消に努めます。	子育て支援課
192	放課後児童クラブにおける土曜日保育	多様化している保護者の就労形態に対応するため、土曜日1日保育を実施します。	子育て支援課
193	放課後こども教室の設置	地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末を利用して様々な体験活動や地域住民との交流活動などを行う放課後こども教室について、各校区の意向を尊重しながら、設置していきます。	文化振興課
194	世代を越えて集える居場所づくり	いつでも気軽に世代間、異年齢交流が図れるよう、多様な主体と連携し、世代を越えて自由に集えるコミュニティセンターづくりを推進します。	地域振興課
164	隣保館事業【再掲】	福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、誰もが気軽に来館できる雰囲気づくりに努め、開かれた隣保館を目指します。	人権啓発課
195	伝統文化が継承される地域づくりの推進	伝統文化が継承される地域づくりのため、保存団体を支援していきます。	文化振興課
196	図書館の充実	適切な年齢時に、興味・関心に応じて読書に親しめるよう、書籍・資料の収集・管理に努めるとともに、工夫を凝らした図書の展示や、おはなし会などのイベントを開催し、多様な読書活動の展開を図ります。	文化振興課
197	博物館の充実	適切な年齢時に、興味・関心に応じて郷土の自然や歴史・文化などにふれ、学ぶことができるよう、博物館の展示資料などの充実やわかりやすい展示解説に努めます。	文化振興課

3-3) 小児医療体制、心身の健康などについての情報提供やこころのケアの充実

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育などの関係者などとの連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保するなど、地域の子どもの健やかな成育の推進を図ります。

子ども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部局が連携し、学校や保健所などにおいて、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者などの協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
198	小児の休日・夜間救急医療体制	体調不調時に安心して相談・受診ができるよう「こども医療電話相談」制度の周知及び「小児在宅当番医」の維持・確保に努めます。	健康増進課
199	学校における各種健康診断	学齢期の児童生徒の健康の保持増進と疾病の早期発見、早期治療のために、引き続き、学校において健康診断を実施するとともに、保健体育の授業を通して、健康教育を推進します。	教育総務課
156	巡回相談【再掲】	相談員が、子どもの所属している保育施設や学校などの様子を見ながら、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者などに対して、子どもへの支援方法や関わり方について助言します。	こども家庭センター
34	思春期健康教育事業【再掲】	思春期の子どもを対象に自分の体のしくみや生命の大切さ、性に関する正しい知識や、性感染症予防を学ぶ機会を設け、次世代を担う生徒の健全な育成を図ります。	こども家庭センター 健康増進課 教育総務課
200	相談窓口の周知	安心してSOSを発し、相談できるよう、県ひきこもり支援センターをはじめとする専門機関や、身近な相談先の周知に取り組みます。	健康増進課 こども家庭センター 教育総務課

3-4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度などに応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。

様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組みます。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けるための取組を推進し、職場体験・インターンシップなどの体験的な学習活動を効果的に活用します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
201	進路指導の推進と充実	進路担当者会、進路協議会を開催し、進路に係る情報提供・情報交換を行うなど学校における進路指導を支援します。	教育総務課
202	キャリア教育	児童生徒に就労観や職業観を養い、将来の職業や生き方について考える機会を促すために、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。	教育総務課
203	青少年の健全育成	地域と連携しながら、青少年の生活指導や健全育成活動を推進します。	文化振興課
204	「家族の出番です」通信講座事業	主に小中学校の保護者を対象に通信講座「家族の出番です」の通信紙を配布し、家庭教育の充実を図ります。	文化振興課
205	大洲産業フェスタ	企業や商品の魅力を市内外の消費者へ広く情報発信し、地元企業の活躍や魅力を発見してもらい、市内企業就職や創業への動機付けに取り組みます。	商工産業課
206	地場産業の体験機会の創出	小中学生を対象とした地元企業の紹介や、ジョブキッズえひめの参加など、地場産業の魅力を学べ体験する機会の創出に取り組みます。	商工産業課
207	高校生チャレンジプログラム	市内に在住または通学している高校生を対象に、市内の地域資源を活用した新しい商品・サービスを企画から実行まで自らで手掛ける実践的な活動プログラムを実施します。	商工産業課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
208	ふるさと学習の推進	市内高校において大洲産品の紹介や取扱事業所の求人情報の提供を行うことにより、ふるさと学習の推進を図ります。	商工産業課

	施策項目	施策内容
	青少年の政治参画の促進 【再掲】	教育基本法や学習指導要領に基づき、政治的教養の教育を充実させ、国家及び社会の形成者として必要な資質を養います。

3-5) いじめ防止

全ての学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動などにおけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関などとの連携の推進など、いじめ防止対策を強化します。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図ります。また、全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。

いじめの被害児が加害児でもある場合、また、加害の背景に虐待体験がある場合、そして、その保護者にも虐待体験がある場合や経済的困難の問題がある場合など、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないことも多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
209	いじめを許さない人権意識の醸成	全ての学校において、いじめの根絶を目指し、人権教育を推進します。また、保護者に対して、いじめや児童虐待を未然に防ぐ啓発活動を行います。	教育総務課
210	大洲市いじめの防止等のための基本的な方針	「大洲市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめ・不登校等対策協議会において学校や地域の関係団体（「おおずふれあいスクール」など）との連絡、調整及び連携の推進に取り組みます。また、主に小・中学生を対象としたいじめ防止の啓発事業を実施します。	教育総務課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
211	「いじめ〇の日」の各学校の活動	全ての小中学校からいじめがなくなり、笑顔あふれる学校にするため、各小中学校において、強調週間を設け、様々な活動を実践します。	教育総務課
212	スクールカウンセラーの配置	児童生徒が気軽に、自身の困りごとについて相談できるように、各中学校にスクールカウンセラーを配置し、接続小学校における教育相談も行います。	教育総務課
90	巡回型スクールソーシャルワーカー【再掲】	各小中学校の要望に応じて、巡回型のスクールソーシャルワーカーを派遣し、教育相談や校内研修において活用します。	教育総務課

3-6) 不登校のこどもへの支援

不登校(ヤングケアラーを含む)については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものです。不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図ります。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ＩＣＴなどを活用した学習支援、学校やこども家庭センターなどとの連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
213	教育支援センター「おおずふれあいスクール」	不登校児童生徒の居場所づくりや学習を保障する場として「おおずふれあいスクール」の充実に努め、様々な体験を通して自分自身や対人関係に自信を持ち、自立する力を培うことで学校へ復帰できるよう支援します。	教育総務課 こども家庭センター
214	たんぽぽひろば（個別相談）	「おおずふれあいスクール」において、個別相談「たんぽぽひろば」を実施し、不登校児童生徒の保護者への相談活動を実施します。	教育総務課
215	不登校のこどもに関する電話、面接相談	保護者・こどもを対象に、不登校、無気力、非行、性の問題などの悩みについて、電話、面接による相談を実施します。	こども家庭センター

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
212	スクールカウンセラーの配置【再掲】	児童生徒が気軽に、自身の困りごとについて相談できるように、各中学校にスクールカウンセラーを配置し、接続小学校における教育相談も行います。	教育総務課
90	巡回型スクールソーシャルワーカー【再掲】	各小中学校の要望に応じて、巡回型のスクールソーシャルワーカーを派遣し、教育相談や校内研修において活用します。	教育総務課

3-7) 校則の見直しと体罰や不適切な指導の防止

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程で子どもや保護者などの関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいことから、学校や教育委員会などに対してその旨を周知するとともに、各地の好事例の収集、周知などを行います。

	施策項目	施策内容
	体罰や不適切な指導の防止	教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなる子どもに対しても決して許されないとの強い姿勢で、体罰や不適切な指導の根絶に取り組みます。

3-8) 高校中退の予防、高校中退後の支援

高校中退を予防するため、学習などに課題を抱える高校生の学力向上や進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援に繋げるスクールソーシャルワーカーの配置推進など、高校における指導・相談体制の充実を図ります。

高校を中退した子どもが高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や学習支援を推進します。地域若者サポートステーションやハローワークなどが実施する支援の内容について、学校が高校を中退した子どもに情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図り、高校を中退した子どもの高校への再入学・学びを支援します。

	施策項目	施策内容
	高校中退の予防のための取組	学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するなど、高等学校における指導・相談体制の充実を図るとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組の普及を図ります。

	施策項目	施策内容
愛媛県	教育相談活動の充実	入学後は教育相談活動を充実させ、生徒一人ひとりが孤立し、孤独に陥らないように、日頃から生徒の悩みを聞く体制を構築していきます。
愛媛県	高校中退者への学習相談・学習支援	高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する取組を支援・推進します。
愛媛県	ニート化の未然防止	若年無業者の総合相談窓口である地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援内容等について、高校等と連携しながら高校中退者等への情報提供や訪問支援を行うなど、就労支援や復学・就学、ニート化の未然防止のための取組を進めます。
愛媛県	高等学校等就学支援金	高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。（全日制の場合は最長1年間、定時制・通信制の場合には最長2年間）

4 青年期における視点

4-1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学などの高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を実施します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
38	大洲市奨学金【再掲】	経済的理由により高校、大学などに就学が困難な生徒・学生に対して、奨学金を貸与し、就学機会を支援します。	教育総務課

	施策項目	施策内容
愛媛県	高等教育の修学支援【再掲】	高等教育段階においては、意欲と能力のある若者が、経済的理由により大学等への進学を断念することがないよう、国の修学支援新制度により、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給による支援を行います。

4-2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

就職活動段階においては、マッチングの向上などを図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者などが集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行います。

離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自立に向けた支援を行います。ハローワークなどによる若者への就職支援に取り組みます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
216	就労準備支援事業	就職支援センター、職業講話、職業訓練・求職者支援訓練などの公的職業訓練の周知を図ります。	商工産業課
217	若者の職場づくりの支援	若者定住のためには職の確保が最も重要であることから、ハローワークなどと連携しながら、地域の雇用対策を推進するとともに、商工団体などと連携しながら、若者による起業などを積極的に支援していきます。	商工産業課
218	若者の定住環境の確保	空き家情報の提供や、移住者への家賃支援などを通じて、若者の定住環境を確保していきます。	地域振興課
219	ひめボス宣言	女性活躍や仕事と家庭の両立支援など、全ての人がいきいきと働ける環境づくりに積極的に取り組み、県から「ひめボス宣言事業所」の認証を受けた企業に対して支援を実施します。	商工産業課
220	女性活躍推進事業	国、県が実施する女性活躍推進に係る相談会、シンポジウム、セミナーなどの開催について、周知・啓発を図ります。	商工産業課 企画情報課
221	大洲市における創業支援	個別相談や創業セミナーの開催、事業計画の作成支援など、創業に至るまでの各段階で、創業支援事業者と共にニーズに応じた複合的な支援に取り組みます。	商工産業課
222	いよぎん八幡浜・大洲・西予・伊方みらい起業塾	伊予銀行と近隣市町と共同し、創業を目指す人や創業後間もない人などを対象に、創業者の経験談や創業に向けた準備の仕方、販路開拓・マーケティングの手法などを学べる創業セミナーを開催します。	商工産業課

	施策項目	施策内容
	高等教育の修学支援【再掲】	高等教育段階においては、意欲と能力のある若者が、経済的理由により大学等への進学を断念する事がないよう、国の修学支援新制度により、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給による支援を行います。
	ジョブカフェ愛work【再掲】	ジョブカフェ愛workにおいて、若年求職者に対するかかりつけ職業相談、スキルアップセミナー等を実施します。
	職業的自立支援【再掲】	若年無業者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションに臨床心理士、ジョブトレーナーを設置し、様々な相談に応じるとともに、各種セミナーや職場体験等の支援プログラムのほか、ニート支援啓発のためのリーフレット作成やフォーラム等を実施します。

4-3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」という声もあり、出会いの機会・場の創出支援について、官民連携、伴走型の支援を充実させます。

また結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
223	出会いの場創出事業	出会いの場となる婚活イベントを開催する団体に対して補助金を支給するとともに、関係機関などと連携し結婚希望者へイベントなどの情報提供に取り組みます。	地域振興課
224	結婚新生活支援事業	一定の年齢や所得未満の新婚世帯に、結婚に伴う住居費や引越費用の一部を補助し、経済的負担の軽減を図ります。	地域振興課

4-4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係などに悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

また、進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報などについて学生を含む若者に周知します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
225	青少年センターの相談活動	青少年センターで、青少年期の心の問題などに関する相談を受け、改善・解決につながるよう支援していきます。	文化振興課
200	相談窓口の周知【再掲】	安心してSOSを発し、相談できるよう、県ひきこもり支援センターをはじめとする専門機関や、身近な相談先の周知に取り組みます。	健康増進課 こども家庭センター 教育総務課
226	ハラスメント悩み相談室	国が開設するカスタマーハラスメント、就活ハラスメントの被害相談窓口のほか、その他相談窓口について周知・啓発を図ります。	商工産業課

5 子育て当事者への視点

5-1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学などの高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を実施します。

また、在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進します。

子育て世帯に関しては、こどもを持つことを希望する人が、安心してこどもを生み育てることができる環境を整え、今後における出生数の増加に繋げていくために、出産世帯への経済支援のほか、保育所や小学校・中学校における児童・生徒に係る諸費用や医療費など、経済的負担の軽減を図る各種施策を展開します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
78	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業【再掲】	低所得の妊婦について、経済的理由により産科への受診が遅れることのないよう、初回の産科受診料を助成します。あわせて妊娠出産にかかる不安や悩みに寄り添い必要な支援に繋げます。	こども家庭センター
108	妊婦のための支援給付【再掲】	妊娠の届出、出産の届出を行った妊婦、子育て世帯に対し、出産関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、妊婦に対し5万円、出産した児1人当たり5万円の給付を行います。	こども家庭センター

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
227	出産世帯応援事業	出産世帯の経済的支援のため、こどもが生まれた世帯に対して補助金を給付します。	子育て支援課
228	出産世帯奨学金返還支援事業	父母が修学のために貸与を受けた奨学金で、母子健康手帳の交付を受けた日から1歳に達する日までに返還した金額の一部を補助し、出産世帯の経済的支援を行います。	子育て支援課
47	紙おむつ券交付事業【再掲】	こどもが生まれたときに、市内の店舗で使用できる乳幼児用の紙おむつ購入費助成券を交付し、出産世帯の経済的支援を行います。	子育て支援課
39	児童手当【再掲】	高等学校修了前のこどもを養育している人を対象に、児童手当を支給し、子育て家庭の家計負担の軽減を図ります。	子育て支援課
31	こども医療費の助成【再掲】	18歳までのこどもに対して医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	市民課
32	国民健康保険未就学児均等割保険料の軽減【再掲】	子育て世帯の経済的負担軽減のため、未就学児に係る均等割保険料について5割を軽減します。	市民課
147	幼児教育・保育の無償化【再掲】	保育所、幼稚園、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全てのこどもの利用料を無償化します。	子育て支援課
148	第2子以降保育料無料化事業【再掲】	保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する0歳から2歳までの第2子以降の保育料を無料化します。	子育て支援課
149	第2子以降給食費減免事業【再掲】	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの第2子以降にかかる給食費の負担軽減を図ります。	子育て支援課
37	就学援助【再掲】	市立小中学校に在学している児童生徒のうち、要保護世帯及び準要保護世帯の保護者を対象に就学援助費を給付します。	教育総務課
38	大洲市奨学金【再掲】	経済的理由により高校、大学などに就学が困難な生徒・学生に対して、奨学金を貸与し、就学機会を支援します。	教育総務課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
45	生活保護【再掲】	被保護者の生活の維持向上・自立を目指し、金銭給付を行います。また、就労可能な生活保護に対し、ハローワークなどと連携し、就労による自立を目指した支援を行います。	社会福祉課
46	生活困窮者自立支援制度【再掲】	相談窓口の継続的な周知を行い、多様な困り事を抱える世帯の早期発見及び支援体制の強化を図ります。	社会福祉課
161	新規移住就業者家賃補助【再掲】	市外から移住し、補助要件を満たす市内事業所に就職もしくは起業し、新たに賃貸住宅に居住される方のうち、子育て中の世帯に対し加算金を給付します。	地域振興課

	施策項目	施策内容
	高等教育の修学支援【再掲】	高等教育段階においては、意欲と能力のある若者が、経済的理由により大学等への進学を断念する事がないよう、国の修学支援新制度により、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給による支援を行います。

5-2) 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭を支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めた全てのこととも保護者を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。子育て当事者の気持ちに寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行います。こどもに対する親としての関わりの工夫や、体罰がこどもに与える悪影響などを親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。

家庭において子どもの基本的な生活習慣や自己肯定感、自立心などを育むために保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
132	地域子育て支援センターの充実【再掲】	乳幼児の保護者の交流などを促進し、子育てに関する情報交換などを通じて子育てに関する不安感などを緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。	子育て支援課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
229	育児サークルを通じた交流などの促進	保護者と協力して乳幼児を対象とした活動（育児サークル）を実施することで、参加者同士が交流などを行う場や機会を提供します。	子育て支援課
80	養育支援訪問事業【再掲】	育児ストレスなどによって、子育てに対して不安や孤立感などを抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師、助産師、保育士などが訪問し、指導助言を行うことにより、養育上の問題の解決、軽減を図ります。	こども家庭センター
140	こども誰でも通園制度【再掲】	就労要件を問わず、在宅で子育てする世帯の子どもを預かることで、子どもの成長と要支援家庭の把握に繋げます。	子育て支援課
131	病児・病後児保育事業【再掲】	病気で保育所などに預けることができない子どもを家庭で保育できない場合に、看護師・保育士のいる施設で預かることで保護者の子育てと就労の両立を支援します。	子育て支援課
142	一時預かり事業【再掲】	在宅育児支援として、未就園児を一時的に預かる一時保育事業を実施します。	子育て支援課
230	ファミリー・サポート・センター事業	情報提供や講習会の充実により提供会員の増員と質的向上を図ることで提供体制の確保に努めます。	こども家庭センター
231	子育て短期支援事業	保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった子どもを、児童養護施設などで預かる子育て短期支援事業を実施します。	こども家庭センター 社会福祉課
77	家庭児童相談【再掲】	子ども家庭支援員による児童養育、児童虐待（身体的虐待や育児放棄）、配偶者・近親者とのトラブルなどの相談の充実を図ります。	こども家庭センター
232	家庭教育支援チームによる支援活動	子育てに悩む保護者への情報提供、児童館での学習会の開催など、家庭教育支援チーム「大洲子育てサポートそよ風」による家庭教育支援活動を強化していきます。	文化振興課
233	子育て支援サイト「るるる」	子育てに関する様々な情報を一元化し、効率的かつ容易に調べができるよう、子育て支援サイトを運用・管理しています。	子育て支援課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
234	子育て支援マップによる情報提供	子育て支援マップを作成・更新し、公的機関・子育て関連の窓口に掲示する、市ホームページなどに掲載するなど、市内の子育て支援情報のわかりやすい提供に努めます。	こども家庭センター 子育て支援課
235	愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」	きらきらナビに情報掲載することで、子育て世代が必要な情報にアクセスしやすい環境を推進します。	子育て支援課
179	小中学生の保護者などの相談支援【再掲】	教職員や、ハートなんでも相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが連携しながら、悩みや不安のある子どもたちや保護者が気軽に相談し、改善・解決につながるよう支援していきます。	教育総務課
236	児童福祉の相談窓口	悩みを持つ子育て世帯の相談に応じ、関係機関との連携を図り、課題解決に向けた支援を行います。	こども家庭センター
237	自治会活動への支援	自治組織の活動を支援し、地域住民の連帯意識を深め、コミュニティの活性化を促進します。	地域振興課

5-3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を踏まえ、夫婦が相互に協力しながら子育てし、男性、女性ともに希望どおり育児休業制度が使えるよう、職場の文化・雰囲気を抜本的に変革するため、啓発活動を進めていきます。多様化する子育て世帯の就労状況に対応した育児支援など、地域社会全体で共働き・共育てを推進します。

長時間労働の是正や働き方改革を進め、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できる環境整備に努めます。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
238	男女共同参画意識啓発事業	日常生活の中の慣習、しきたりを見直し、仕事や家庭、地域活動などのさまざまな活動に男女がともに参画できるよう、環境整備に向けた意識啓発事業を、市民との協働により実施します。	企画情報課

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
239	育児休業・看護休業などの導入と活用の促進	企業などの職場における育児休業、子どもの看護のための休業などの導入や活用を促進し、子育てと仕事の両立に向けた周知・啓発に努めます。	商工業課
240	えひめの女性お仕事応援プロジェクト	県が実施する女性の正社員就職をバックアップする取組について周知を図ります。	商工業課
219	ひめボス宣言【再掲】	女性活躍や仕事と家庭の両立支援など、全ての人がいきいきと働ける環境づくりに積極的に取り組み、県から「ひめボス宣言事業所」の認証を受けた企業に対して支援を実施します。	商工業課
220	女性活躍推進事業【再掲】	国、県が実施する女性活躍推進に係る相談会、シンポジウム、セミナーなどの開催について、周知・啓発を図ります。	商工業課 企画情報課
241	愛媛働き方改革推進支援センター	社労士などの専門家が、中小企業事業主からの労務管理上の相談に応じるなど、働き方改革に関する様々な課題に対応するため国が設置しているワンストップ相談窓口の周知・啓発を図ります。	商工業課
242	困難な問題を抱える女性のための悩み相談	夫婦間や家族間に生じる問題、心の悩みなどについて、女性の視点から専門相談支援員が相談に応じます。	こども家庭センター
141	延長保育・預かり保育事業【再掲】	保護者の多様な働き方に対応できるよう、公立・私立保育施設での延長保育・預かり保育、公立幼稚園での預かり保育を実施します。	子育て支援課
143	保育所における土曜日保育【再掲】	多様化している保護者の就労形態に対応するため、土曜日1日保育を実施します。	子育て支援課
192	放課後児童クラブにおける土曜日保育【再掲】	多様化している保護者の就労形態に対応するため、土曜日1日保育を実施します。	子育て支援課

	施策項目	施策内容
	親の学び直しの支援	子育て中の女性の方等の学び直し、いわゆる「リカレント教育」を推進するため、短期大学又は民間専門学校に委託して、国家資格等の取得及び正職員就職を目標とする職業訓練を実施します。

5-4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当などによる経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援などが適切に行われるよう取り組みます。また、様々な課題にワンストップで必要な支援に繋げることができる相談支援体制を強化します。

こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図ります。

No.	施策項目	施策内容	主な担当課等
40	児童扶養手当【再掲】	父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などへの児童扶養手当を支給し、家計負担の軽減を図ります。	こども家庭センター
41	ひとり親家庭医療費の助成【再掲】	ひとり親家庭などに対して医療費を助成することにより、経済的自立の促進や生活の安定を図ります。	市民課
42	ひとり親家庭等相談事業【再掲】	様々な事情でひとり親家庭となった方のために、母子・父子自立支援員が相談に応じ、助言、指導を行います。	こども家庭センター
43	母子・父子家庭緊急小口貸付【再掲】	緊急的に小口の資金が必要となったひとり親に対し、確実な返済見込みがある場合に限り、貸付を行います。	こども家庭センター
44	母子・父子自立支援プログラム策定事業【再掲】	自立のための就労支援としてハローワークと連携し、情報の提供などを行います。	こども家庭センター
243	ひとり親家庭などの自立支援	自立に向けた相談、就労支援、各種事業の紹介などを行い、ひとり親家庭の自立を促進します。	こども家庭センター
244	母子（寡婦）・父子福祉資金貸付金	ひとり親家庭の父または母及び寡婦の方に、県が行っている就学資金などの取り次ぎを行います。	こども家庭センター
245	ひとり親家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭などの就労に役立つ資格取得のために、講座や訓練を取得している方に給付します。	こども家庭センター
150	ひとり親家庭の保育料軽減【再掲】	母子家庭、父子家庭などの保育料の負担を軽減します。	子育て支援課

	施策項目	施策内容
	県立愛媛母子生活支援センター【再掲】	D V被害や経済的問題等を抱えた母子世帯の入所、自立に向けた支援を充実します。

第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量

1 需要量の算出方法

計画期間における子ども・子育て支援サービスの需要量は、アンケート結果からの意向率を踏まえた上で、これまでの利用実績から算出した利用率に、計画期間の人口推計値を掛け合わせて算出します。

(1) 算出項目

(1) 教育・保育施設及び事業

No.	対象事業	対象年齢
1	1号認定(認定こども園及び幼稚園) ※専業主婦(夫)家庭、就労短時間家庭	3～5歳
2	2号認定(認定こども園(標準時間・短時間)及び保育所)	3～5歳
3	3号認定(認定こども園(標準時間・短時間)及び保育所+地域型保育事業)	0～2歳

(2) 地域子ども・子育て支援事業

No.	対象事業	対象年齢
1	利用者支援事業	—
2	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
3	妊婦健康診査	—
4	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
5	養育支援訪問事業等	0～17歳
6	子育て短期支援事業	0～5歳
7	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳 小1～6年生
8	一時預かり事業	0～5歳
9	延長保育事業	0～5歳
10	病児保育事業	0～5歳 小1～6年生
11	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小1～6年生
12	妊婦等包括相談支援事業	—
13	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	0～2歳

No.	対象事業	対象年齢
14	産後ケア事業	0歳

※ 「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、ニーズ調査とは別に検討しました。

(2) 算出方法

子どもの人口の推計	コーホート変化率法によって、令和7年度～令和11年度の0～17歳の子どもの人口を推計する。
潜在ニーズの把握	アンケート調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から、今後の事業ごとの潜在ニーズを把握する。
利用実績の把握	また、利用実績には含まれない、待機状態の数値がある場合には、利用率の算出に反映し、確保すべきニーズとして把握する。
利用率の算出	年度別に事業ごとの利用率を算出する。年齢別の利用実績が把握できている場合には、年齢ごとの利用率を算出する。
量の見込みを算出	事業ごとに年度ごとの利用率を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせることにより、量の見込みを算出する。



2 施設型給付・地域型保育給付の量の見込み

(1) 量の見込み

市内に居住する子どもの施設型給付・地域型保育給付の量の見込みは、以下のとおりです。

[単位:人]

② 確保の 内容	1年目(令和7年度)						2年目(令和8年度)						3年目(令和9年度)							
	3~5歳		3歳未満		3~5歳		3歳未満		3~5歳		3歳未満		3~5歳		3歳未満		3~5歳			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号		
	学校教育 のみ	保育の必 要性あり	保育の必要性あり		学校教育 のみ	保育の必 要性あり	保育の必要性あり		学校教育 のみ	保育の必 要性あり	保育の必要性あり		学校教育 のみ	保育の必 要性あり	保育の必要性あり		0歳	1歳	2歳	
	①量の見込み (必要利用定員総数)	90	586	25	123	156	80	526	25	122	155	72	480	25	122	153				
	② 確保の 内容	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所など)	444	815	86	186	208	444	815	86	186	208	444	815	86	186	208			
	地域型保育事業所			5	6	16	14			5	6	16	14			5	6	16	14	
②-①(充足状況)		354	234	67	79	66	364	294	67	80	67	372	340	67	80	69				

② 確保の 内容	4年目(令和10年度)						5年目(令和11年度)						(参考)令和5年4月実績							
	3~5歳		3歳未満		3~5歳		3歳未満		3~5歳		3歳未満		3~5歳		3歳未満		3~5歳			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		0歳	1歳	2歳	
	学校教育 のみ	保育の必 要性あり	保育の必要性あり		学校教育 のみ	保育の必 要性あり	保育の必要性あり		学校教育 のみ	保育の必 要性あり	保育の必要性あり		学校教育 のみ	保育の必 要性あり	保育の必要性あり		0歳	1歳	2歳	
	①量の見込み (必要利用定員総数)	65	439	24	121	152	63	430	24	119	151	103	652	23	152	170				
	② 確保の 内容	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所など)	444	815	86	186	208	444	815	86	186	208	480	459	86	186	208			
	地域型保育事業所			5	6	16	14			5	6	16	14			5	6	16	14	
②-①(充足状況)		379	381	68	81	70	381	390	68	83	71	356	168	69	50	52				

※(参考)の「量の見込み」は利用実績の数値、②の「確保の内容」は利用定員

(2) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本市では、教育・保育の利用状況及びニーズ調査などにより把握した利用希望を踏まえ、均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう就学前教育の推移、教育・保育施設の配置状況などを考慮し、認定区分ごとに各年度における必要利用定員数の確保を図るため、職員の人員を増やすなど、確保体制の整備に努めています。

(3) 幼保の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的統廃合や保護者の就業支援の観点のみならず、教育・保育の質の観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、こ

どもが健やかに成長できるよう教育・保育の充実（ソフト的整備）と施設的整備を一体的にとらえた環境の整備が必要です。また、今後発生が見込まれる大地震や水害などの自然災害に対する取り組みが求められます。

これらを踏まえ、市内の私立保育所をはじめとする学校法人などの民間活力の活用については積極的かつ効果的に取り組んでいくとともに、公立の就学前施設のあり方については、幼稚園・保育所の入園・入所児童数の推移を勘案した上で、財政状況や既存施設の改修計画などを踏まえながら、必要となる幼保一体化を推進していきます。

(4) 公立保育所における土曜日保育の延長

就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、土曜日の保育時間延長を、地域ニーズを検証しながら推進していきます。

土曜日の保育時間については、公立保育所1施設で1日保育を実施しています。今後、認定こども園への移行と併せ、保育士の確保などを図った上で、保育時間の延長ができるよう体制の整備を進めています。

(5) 幼児教育・保育などの質の確保及び向上

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有した幼児教育アドバイザーの積極的な活用により、教育内容や指導方法、指導環境の改善についての助言などを受ける機会や、研修の機会を設けることで専門性の向上を図ります。

また、年長児から小学校1年生の2年間の「架け橋期」について、児童一人ひとりの多様性に配慮した上で、全ての子どもの学びや生活基盤を育む取り組みを進めます。

(6) 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展を踏まえて、地域における外国人などの在住状況や出身地域などを踏まえつつ、子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組むとともに、教育・保育施設などに対する支援策を検討します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 量の見込み

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ実施する事業です。これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計などから、設定区域ごとに必要な量の見込み及び確保方策について設定します。

各事業について令和7年度～令和11年度の量の見込みと確保方策について定めています。
 (参考)の「①量の見込み」は、第2期計画で設定した「確保の内容」の数値となっています。
 また、(参考)の「②確保の内容」は、サービス提供の実績（利用者数、件数など）となっています。

<1> 利用者支援事業

利用者支援事業は、こどもやその保護者、または妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な場所で情報を提供し、必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

本計画では、子ども・子育てに対する相談窓口の一本化の認知度が高まるよう、周知など利用推進を図り、さらなる子育て支援体制の強化を進めています。

[単位:か所]

利用者支援事業	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	(実績)1
②-①	0	0	0	0	0	0

<2> 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを身近な場所で実施する事業です。

現在、大和保育所に併設する大和地域子育て支援センターに加え、3か所の児童館（児童センターを含む）を活用した「児童福祉施設連携型」事業を提供しており、今後のニーズにも対応できる体制を整備しています。

[単位:人／月]

地域子育て支援拠点事業	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度
①量の見込み	1,262	1,267	1,261	1,236	1,202	1,990
②確保の内容	1,262	1,267	1,261	1,236	1,202	(実績)1,365
②-①	0	0	0	0	0	▲625

<3> 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊娠中の母体と胎児の健康管理及び疾病の早期発見のために定期的な健診として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現在、受診する妊婦に対して、14回（多胎の場合は19回）の助成を行っています。安全で安心な出産のために、引き続き助成を推進していきます。

[単位:人／年]

妊婦健康診査	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度
①量の見込み	164	159	154	150	146	246
②確保の内容	164	159	154	150	146	(実績)185
②-①	0	0	0	0	0	▲61

<4> 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいる全家庭を保健師・助産師などが訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。引き続き、乳児家庭への全戸訪問を実施していきます。

[単位:人／年]

乳児家庭全戸訪問事業	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度
①量の見込み	164	159	154	150	146	246
②確保の内容	164	159	154	150	146	(実績)163
②-①	0	0	0	0	0	▲83

<5> 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して保健師・助産師などが訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるための相談支援や、助言指導を行う事業です。引き続き、養育支援家庭訪問事業で継続的な支援を実施していきます。

[単位:人／年]

養育支援訪問事業	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度
①量の見込み	25	24	24	23	24	17
②確保の内容	25	24	24	23	24	(実績)26
②-①	0	0	0	0	0	9

<6> 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

ショートステイは、保護者が疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合などに、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合などの緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

これまで実績はありませんが、児童養護施設八幡浜少年ホームなどと連携し、児童の適切な保護に努めます。

[単位:人／年]

子育て短期支援事業	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度
①量の見込み	10	10	10	8	8	0
②確保の内容	10	10	10	8	8	(実績)0
②-①	0	0	0	0	0	0

<7> 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業は、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する人（利用会員）と、援助を行うことを希望する人（サポート会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

本市では、平成25年度から実施しており、今後も利用会員の多様なニーズに対応できるようサポート会員を更に増やし子育てに対する負担の軽減を図っていきます。

[単位:人／年]

子育て援助活動支援事業	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度
①量の見込み	453	443	426	416	401	103
②確保の内容	453	443	426	416	401	(実績)488
②-①	0	0	0	0	0	385

<8> 一時預かり事業

幼稚園における一時預かり事業は、通常の就園時間を延長して預かる事業です。本計画においては、幼稚園の認定こども園への移行推進に伴い、14時以降の一時預かりについて、認定こども園での事業の実施に努めています。

次に、保育所における一時預かり事業は、乳幼児について、昼間に保育所などにおいて、一時的に預かる事業です。ニーズ調査からは、一時預かりの実施箇所を増やしてほしいという意見も多くあるため、今後、実施箇所数の拡大に努めています。

[単位:人／年]

一時預かり事業		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度
①量の見込み	幼稚園	1,575	1,432	1,318	1,216	1,203	7,293
	保育園	1,146	1,066	1,003	943	920	1,476
②確保の内容	幼稚園	1,575	1,432	1,318	1,216	1,203	(実績)1,735
	保育園	1,146	1,066	1,003	943	920	(実績)1,327
②-①	幼稚園	0	0	0	0	0	▲5,558
	保育園	0	0	0	0	0	▲149

<9> 延長保育事業

延長保育事業は、11時間（保育短時間認定においては8時間）を超える開所時間で保育を行う事業です。延長保育に従事する職員の確保を図り、ニーズに応じた提供を行います。

〔単位:人／月〕

延長保育事業	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度
①量の見込み	66	70	76	82	92	54
②確保の内容	66	70	76	82	92	(実績)57
②-①	0	0	0	0	0	3

<10> 病児保育事業

病児保育事業は、子どもが発熱など急な病気となった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、かかりつけ医に受診させた後、保護者と協議の上、看護師などが一時的に保育する事業です。

現在、市内で病児保育室くれよん1か所において対応していますが、ニーズ調査でも利用意向が大きいため、施設の安定運営を図り、受入体制の確保に努めています。

〔単位:人／年〕

病児保育事業	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度
①量の見込み	720	684	638	606	567	1,721
②確保の内容	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160	(実績)824
②-①	440	476	522	554	593	▲897

<11> 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、学校の余裕教室や児童厚生施設などの施設を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

令和4年度に2か所、令和5年度に1か所クラブを増やし、令和6年度から土曜日の預かりを開始しました。今後も研修体制の充実により、保育の率の向上や人材確保に努めています。

〔単位:人〕

放課後児童健全育成事業		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み		436	421	407	390	358	397
(内訳)	小学生1年生	146	130	120	117	94	141
	小学生2年生	108	122	110	102	100	122
	小学生3年生	111	94	108	98	92	87
	小学生4年生	38	43	37	43	40	29
	小学生5年生	24	21	23	20	23	12
	小学生6年生	9	11	9	10	9	6
②確保の内容		544	544	544	544	544	499
②-①		108	123	137	154	186	102

※放課後児童健全育成事業は、(参考)の「量の見込み」は利用実績の数値、②の「確保の内容」は利用定員

<12> 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児などの支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことを目的とします。今後、サービス提供を含めた事業内容を検討していきます。

<13> 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童などに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行う事業です。今後、サービス提供を含めた事業内容を検討していきます。

<14> 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。今後、サービス提供を含めた事業内容を検討していきます。

<15> 妊婦等包括相談支援事業

妊娠などの身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施するため、妊娠のための支援給付とともに本事業を効果的に組み合わせることで総合的な支援を行います。本事業は、妊娠期から妊娠婦などに寄り添い、出産・育児などの見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。関連機関との連携ができる相談体制を構築し、課題の早期解決に向けた体制の確保に努めます。

[単位:回／年]

妊婦等包括相談支援事業	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度
①量の見込み	492	477	462	450	447	
②確保の内容	492	477	462	450	447	
②-①	0	0	0	0	0	

<16> 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和8年度からの新規事業になります。月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる新たな通園給付で、0～3歳未満の児童を対象としています。アンケート調査により、利用が想定される件数を見込んでいます。対象施設の確保を含めサービス提供体制の確保に努めます。（令和8・9年度は国の定める経過措置により、提供体制を確保します）

[単位:人]

乳児等通園支援事業		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度
0歳児	①量の見込み		2	2	2	2	
	②確保の内容		1	1	2	2	
1歳児	①量の見込み		2	2	2	2	
	②確保の内容		1	1	2	2	
2歳児	①量の見込み		1	1	1	1	
	②確保の内容		1	1	1	1	
0歳児	②-①		▲1	▲1	0	0	
1歳児	②-①		▲1	▲1	0	0	
2歳児	②-①		0	0	0	0	

<17> 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児のサポートなどをを行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。

[単位:人／年]

産後ケア事業	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度
①量の見込み	50	50	50	50	50	
②確保の内容	50	50	50	50	50	
②-①	0	0	0	0	0	

<18> 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育などを受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を、所得に応じて助成する事業です。

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する世帯収入360万円未満及び第3子以降の施設利用認定こどもに対し、施設などが徴収する副食材料費の助成を実施します。また、今後国の動向に応じ対象者に対して助成の検討を進めます。

<19> 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などへの設置、運営を促進するための事業です。

子ども・子育て支援新制度への移行状況を踏まえ、事業内容を検討していきます。

4 学童期における子どもの放課後の居場所づくり

現在、放課後こどもへの取組として、全小学校区への放課後児童クラブを設置しています。今後、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備などを推進するため、「放課後児童対策パッケージ」で示された各項目に対し、以下のように推進していきます。

(1) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備について

No.	項目	実施内容
1	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携	互いに連携して児童が様々な体験活動ができるよう努めます。
2	放課後子ども教室を整備	年間150回実施を目標とし、開設場所と支援員の確保に努めます。

(2) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に関する方策について

「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブの役割として、「単に保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童などとの交わりなどを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」

「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性などのより一層の向上を図る。」とされています。「放課後児童対策パッケージ」においても、これに示されるような、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の円滑な推進に向けて、以下のような方策のもと、各種取組を推進していきます。

No.	項目	実施内容
1	連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量	教育委員会と福祉部局などの関係部署と連携を図り、連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を整備していきます。
2	校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量	教育委員会と福祉部局などの関係部署と連携を図り、校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を整備していきます。
3	連携型、校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に関する具体的な方策	放課後児童クラブの放課後児童支援員などと子ども教室支援員が連携して、プログラムの内容、実施日などを検討できるよう、定期的な打合せの場を設けます。また、放課後児童支援員と子ども教室の支援員が定期的に情報交換を行い、児童の状況などを共有します。 校内交流型プログラムを実施する場合には、安全に児童が移動できるよう、放課後児童支援員、ボランティアなどを配置します。
4	小学校の余裕教室などの放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	教育委員会と福祉部局の間で協議し、学校施設の利用を促進します。
5	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、教育委員会と福祉部局は放課後児童対策について、連携して取り組みます。
6	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	保護者の相談に応じる時間を設けるなど、こども一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな対応ができるよう努めます。

5 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭などの自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの健やかな成長と発達を損ない、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が必要です。児童虐待防止対策のため、地域の子育て支援活動と連

携して、地域ぐるみの虐待の予防体制や相談体制の充実を図ります。

また、子どもの権利擁護に関しては、体罰によらない子育ての推進を図ります。

さらに、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応などを行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所との情報共有の推進を図ります。

(2) ひとり親家庭などの自立支援の推進

ひとり親家庭などについては、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成、保育料の減免など経済的支援を行うほか、県との連携を図り、ひとり親家庭などの自立に向けた相談体制の充実を図ります。

(3) 障がい児などの支援

国や県と連携を図り、障がいなどにより特別な支援が必要な子ども・若者が、地域で安心して生活できるよう自立支援医療の給付や年齢、障がいなどに応じた専門的な療育などの障がい福祉サービスなどについて、保護者へ必要な情報提供を行うとともに、子ども・若者それぞれの障がい特性などについてアセスメントを行い、必要な障がい福祉サービス利用の計画（サービス等利用計画）などを作成する障がい者（児）相談支援を行う相談支援専門員や関係機関と連携しながら、事業利用の円滑化を図ります。



第6章 計画の推進

1 計画の推進にあたっての役割分担と連携

(1) 連携による施策の推進

本計画の推進にあたっては、全ての市民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。

市民、地域、事業者をはじめ社会全体で子ども・子育てに関わるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて市民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めます。また、本計画策定を契機として、子どもの意見を聴く機会を継続的に確保していきます。

多様化した子育て支援に関する市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、子どもを含む市民やNPO、地域団体などの各種関係団体と連携し、施策を推進していきます。

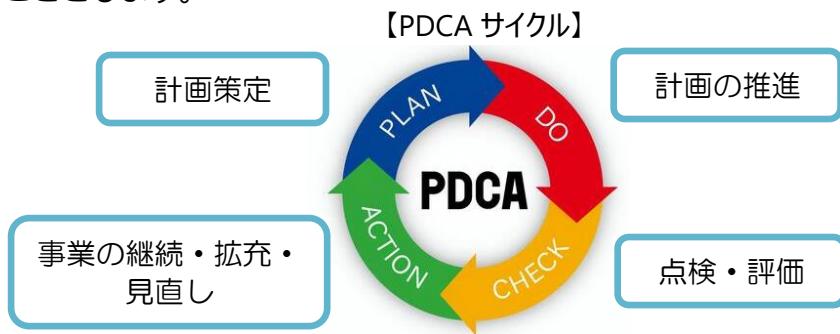
(2) 庁内関係機関の連携

本計画における施策・事業は、保健・福祉関係部局、教育関係部局など、様々な部局に及びます。市民に効率的かつ効果的なサービスを提供するため、関係各局の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。

このため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、市民の意見を聴取できるよう検討を行い、必要に応じて変更などの措置を講じるよう努めていきます。なお、計画に定める施策内容、量の見込みなどに対し、実績との乖離、市民の意見などがある場合には、実状に応じた見直しを行い、一部改訂を行うこととします。



参考資料

1 大洲市子ども・子育て会議条例

平成25年8月26日

大洲市条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、大洲市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長又は大洲市教育委員会の諮問に応じ、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が会議を招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(大洲市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

3 大洲市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年大洲市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額	7,800円
-------------	----	--------

附 則（令和5年6月28日大洲市条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 大洲市子ども・子育て会議委員名簿

分 野	No.	部 門	氏 名	備 考
1号 法第6条第2項に規定する保護者	1	就学前保護者代表	藤 川 寛佐子	就学前保護者代表
	2	小学校保護者代表	西 平 有喜子	PTA役員等
	3	中学校保護者代表	大 塚 嘉 宏	PTA役員等
	4	母子父子世帯代表	山 本 珠美枝	母子寡婦福祉連合会会长
2号 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	5	公立就学前施設代表	今 田 邦 子	市保育会長
	6	私立就学前施設代表	押 田 恵 子	悠園園長
	7	小学校校長代表	下 石 雅 樹	大洲小学校長
	8	中学校校長代表	畦 田 祐 二	長浜中学校長
	9	障がい児支援施設代表	土 居 政次郎	NPO法人 歩
3号 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	10	大学教授等	影 浦 紀 子	松山東雲女子大学
	11	愛媛県福祉総合支援センター	近 藤 博 隆	児童支援専門員
	12	一般社団法人喜多医師会	大久保 一 宏	おおくぼこどもクリニック
	13	主任児童委員部会代表	村 上 宗 二	
	14	大洲市青少年健全育成推進協議会代表	上 杉 茂	
	15	大洲市社会福祉協議会代表	小 西 秀 司	

(敬称略、順不同)

3 計画策定の経過

期　日	概　要
令和5年7月13日	令和5年度 第1回子ども・子育て会議
令和6年3月21日	令和5年度 第2回子ども・子育て会議
令和6年5月1日～15日	大洲市こども計画策定に関するアンケート調査
令和6年7月1日	大洲市こども計画策定委員会設置要綱施行
令和6年7月8日	大洲市こども計画（骨子案）に関する愛媛県との協議
令和6年7月11日	令和6年度 第1回子ども・子育て会議
令和6年7月22日	第1回大洲市こども計画策定委員会
令和6年9月15日	大洲市こども計画（素案）に関する愛媛県との協議
令和6年9月26日	令和6年度 第2回子ども・子育て会議
令和6年11月13日	第2回大洲市こども計画策定委員会
令和6年11月18日	大洲市こども計画（原案）に関する愛媛県との協議
令和6年11月21日	令和6年度 第3回子ども・子育て会議
令和6年12月18日～ 令和7年1月18日	パブリックコメント実施
令和7年2月20日	令和6年度 第4回子ども・子育て会議
令和7年3月	大洲市こども計画策定

4 用語解説

【A～Z】

● PDCAサイクル

計画(Plan)を実行(Do)し、評価(Check)して改善(Action)に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセス。

【ア行】

● アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。

● 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

● インクルーシブ

障がいの有無や国籍、年齢、性別など、さまざまな背景を持つ人々が、お互いの人権と尊厳を尊重し、排除されない状態。

● インクルージョン

インクルーシブの考え方のもと、平等に機会が与えられたなかで、共生、共働できる環境。

● 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所などで保育を実施する事業。

● ALT(Assistant Language Teacher)

外国語指導助手。

【カ行】

● 期間合計特殊出生率

ある期間（1年間）の出生状況に着目したもので、その年における各年齢（15～49歳）の女性の出生率を合計したもの。

● コーホート変化率法

あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。

● 子育て短期支援事業

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活支援事業（ショートステイ）及び夜間擁護等事業（トワイライトステイ））。

【サ行】

● 食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

● 児童館・児童センター

こどもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的に整備した施設。

【夕行】

● 地域子育て支援事業（地域子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

● 特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【ナ行】

● 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に繋げる事業。

● 認定こども園

幼稚園、保育所などのうち①、②の機能を備えるものは、都道府県知事（一定の場合においては都道府県の教育委員会）から「認定こども園」としての認定を受けることができる。

- ① 教育及び保育を一体的に提供（保育を必要とする子どもにも、必要としない子どもにも対応）
- ② 地域における子育て支援（子育て相談や親子の集いの場の提供）の実施

● 妊婦健康診査

妊娠中の母体と胎児の健康管理及び疾病の早期発見のために定期的な健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

● ネグレクト

一般的には「幼児・児童・高齢者・障害者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと」を意味し、子どもへのネグレクトは、「育児放棄」「育児怠慢」「監護放棄」などを指し、「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」とならぶ児童虐待の1つ。

【ハ行】

● バリアフリー

広義の対象者としては障がい者を含む高齢者などの社会生活弱者、狭義の対象者としては障がい者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態。

● ヒヤリハット地図

重大な事故には至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の事例の発見を表示した地図。

● 病児・病後児保育

入院を必要としない程度の病状で、病気の急性期～回復期にあたり家庭や集団生活での保育が困難な子どもを一時的に預かる事業。

● ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

● 放課後子ども教室

地域の大人の協力を得て、学校などを活用し、緊急かつ計画的にこどもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末などにおける様々な体験活動や地域住民との交流活動などを支援する事業。文部科学省所管。

● 放課後児童クラブ

保護者が労働などにより専門家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などをを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。こども家庭庁所管。

【ヤ行】

● ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。

● 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

大洲市こども計画
令和7年3月

■編集・発行 大洲市役所 市民福祉部子育て支援課
〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1
TEL : 0893-24-5718
FAX : 0893-24-0961
